

平成 27 年第 5 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
12 月 4 日	金	午前 10 時	本会議	開会、提案理由の説明、 議案質疑、委員会付託	本会議終了後 全員協議会
12 月 5 日	土		休会	議案等検討	
12 月 6 日	日		休会	議案等検討	
12 月 7 日	月	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
12 月 8 日	火		休会	議案等整理	
12 月 9 日	水	午前 10 時	本会議	一般質問	
12 月 10 日	木	午前 10 時	本会議	一般質問	
12 月 11 日	金	午前 10 時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				8 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 大津町財政事情公表
- 専決処分の報告について（2件）
- 平成27年9月例月出納検査の結果について
- 平成27年10月例月出納検査の結果について
- 平成27年11月例月出納検査の結果について

平成27年第5回大津町議会定例会会議録

平成27年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成27年12月4日(金曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	7 番 本 田 省 生
	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則	10 番 源 川 貞 夫
出席議員	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆	13 番 永 田 和 彦
	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 塚 龍 一 郎
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行		
	書 記 佐 藤 佳 子		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	兼 会 計 管 理 課 長 中 野 正 継	
	副 町 長 徳 永 保 則	総 務 部 課 長 補 佐 兼 財 政 係 長 羽 熊 幸 治	
	総 務 部 長 田 中 令 児	総 務 部 課 長 補 佐 兼 財 政 係 長 白 石 浩 範	
	住 民 福 祉 部 長 杉 水 辰 則	総 務 部 課 長 補 佐 兼 財 政 係 長 白 石 浩 範	
	経 済 部 長 大 塚 義 郎	教 育 長 齊 藤 公 拓	
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	教 育 部 長 松 永 高 春	
	併任工業用水道課長		
	総 務 部 次 長 兼 課 長 徳 永 太	農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 徳	
	総 務 部 総 務 課 長 本 郷 邦 之		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第60号	大津町電源立地地域対策交付金事業基金条例の制定について
議案第61号	大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
議案第62号	大津町税条例等の一部を改正する条例について
議案第63号	公有財産の処分について
議案第64号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第65号	平成27年度大津町一般会計補正予算（第5号）について
議案第66号	平成27年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第67号	平成27年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について
議案第68号	平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 7 年 1 2 月 4 日 (金) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 各常任委員会行政調査報告について
日程第 5 議案第 6 0 号 大津町電源立地地域対策交付金事業基金条例の制定について
日程第 6 議案第 6 1 号 大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
日程第 7 議案第 6 2 号 大津町税条例等の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第 6 3 号 公有財産の処分について
日程第 9 議案第 6 4 号 損害賠償の額を定め、和解することについて
日程第 1 0 議案第 6 5 号 平成 2 7 年度大津町一般会計補正予算 (第 5 号) について
日程第 1 1 議案第 6 6 号 平成 2 7 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 1 2 議案第 6 7 号 平成 2 7 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 号) について
日程第 1 3 議案第 6 8 号 平成 2 7 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) に
ついて

一括上程、提案理由の説明

- 日程第 1 4 議案質疑
議案第 6 0 号 質 疑
議案第 6 1 号 質 疑
議案第 6 2 号 質 疑
議案第 6 3 号 質 疑
議案第 6 4 号 質 疑
議案第 6 5 号 質 疑
議案第 6 6 号から議案第 6 8 号まで 一括質疑
日程第 1 5 委員会付託
議案第 6 0 号から議案第 6 8 号まで

午前 1 0 時 0 8 分 開会
開議

○議長（大塚龍一郎君） ただいまから、平成27年第5回大津町議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大塚龍一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番桐原則雄君、7番本田省生君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大塚龍一郎君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、11月24日午前9時30分から委員会A室において、議会運営委員全員出席のもと、また大塚議長に出席を願い、平成27年度第5回大津町議会定例会について審議しました。

まず、町長提出議案の9件について執行部より大筋の説明があり、取り扱いについて協議いたしました。また、議事日程、会期の日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。

一般質問については8名ですので、一般質問の1日目は通告者の1番から4番まで、2日目が5番から8番目の順で行うことになりました。

次に、会期日程について協議をし、議席に配付のとおり、本日から11日までの8日間といたしました。

以上、大塚議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から12月11日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月11日までの8日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3 諸般の報告をいたします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 各常任委員会行政調査報告について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4 各常任委員会行政調査報告についてを議題とします。

各常任委員長から委員会行政調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。

文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 皆さん、おはようございます。ただいまから文教厚生常任委員会行政調査報告をいたします。去る10月13日から10月15日までの2泊3日の日程で行ってまいりました。視察先は、広島県三次市青河自治振興会・有限会社ブルーリバーに行ってまいりました。

テーマといたしまして、地域福祉について。新三次市は、平成16年の4月に1市4町3村が合併しており、合併当時は6万2千人人口がおりましたが、毎年500人ずつ人口が減っている地区でございます。三次市の現状といたしまして、総人口は5万4千758人、65歳以上1万8千460人、75歳以上1万574人と、65歳以上の高齢化率は33.7%、75歳以上の高齢化率は19.3%でございます。面積は、大津の約8倍ほどありまして778キロ平方メートル、財政指数は0.33と低く、過疎債、辺地債、合併特例債が利用できる市でございます。

三次市の中心部の南に位置して青河町は、人口は約500人、150世帯で、元地元の公民館があったところに住民の要望を取り入れた青河コミュニティセンターが建設され、隣には、小学校があり、活性化センター、青河簡易郵便局、2軒の小売店に、八幡神社や寺院もあり、町の中心部を形成しております。この青河地区では、子どもの減少による小学校の廃校への危機感がありまして、地域の価値観を高め、少子・高齢化人口減少などの問題解決に向けて青河自治振興会・有限会社ブルーリバーを7名の有志により設立されております。これは出資金は1人100万円、7名の有志の内訳は、元公務員、農協職員、建設関係者等職種も多種で一度地元を離れUターンしてきたメンバーが主であるとのことでした。また、人口増加を図るために、賃貸住宅建設等にJA三次から借り入れ、出資者全員が連帯保証をしております。出資株の相続はOKですけども、譲渡はダメと。脱退しても出資金は返済しない。それから、配当金はない。青河自治振興会費は、1世帯年間4千500円になっております。今現在で会員は164世帯でございます。この有限会社ブルーリバーの町民の手作りによる将来像を見つめた主な取り組みといたしまして、自然環境の保全、伝統文化の保存継承、農を中心とした都市との交流、元気なシルバー、弱者への人的支援、青少年健全育成、学校・教育・地域支援、少子化問題の対応、それから自主・自立の町づくりなどの取り組みがなされております。

特に、地域福祉の分野で、弱者への人的支援サポート事業、お頼み業者紹介サポート、それから代行サポート、知識・情報のサポート、それから高齢者送迎や買い物代行、交通不便の声を受け支援をしております。この費用は無料で1年間に1千200件の利用があるそうです。市内のスーパーへの買い物や病院、公共機関などへの手助け。それから8人乗りの乗用車で月、水、金の週3回運行、この車両は乗用車扱いでございます。年間80万円を見込むこの経費は、振興会費で賄っておられます。それから運転手はすべてボランティアでされているということでございます。

それともう一つは、定住促進事業の取り組みですけれども、空き家対策として、荷物の整理はこのブルーリバーがすると。空き家を貸すときはブルーリバーが貸主となり、修繕整備もブルーリバーが負担すると。家賃も1万円から3万円と、広島市内などと比べると半額以下であります。賃貸住宅の建設は平成15年3月より入居を始められております。リフォーム及びその賃貸業をされておりますけれども、仲介・管理は不動産業者へ委託されております。その入居条件といたしまして、小学生以下の子どもがいる家庭、地域の行事に積極的に参加すること、振興会には必ず加入すること、必ず青河小学校へ通学すること等々でございます。この成果といたしまして、平成27年6月現在で14家族63人が増えております。その内訳といたしまして、賃貸住宅10家族42人、マイホームの新築3家族15人、定住促進チーム空き家バンクで1家族の6人でございます。

ここは平成24年の2月に第2回地域再生大賞の表彰を受けておられます。そしてまたその年の11月には、第10回法政大学地域研究賞を受賞されております。

感想といたしましては、今回の三次市の青河自治振興会・有限会社ブルーリバーでの取り組みは、地域住民の絆、助け合い、郷土愛、協働による地域づくりの目標が見えるようございました。しかし、どこでもなかなかできるものではない。自主・自立の取り組みができる要素といたしまして、リーダー及びメンバーに恵まれている。以前からの地域性、地域のまとまり、共助するという気持ちが強い。地域の衰退している現実を感じ、「このままではいかん、なんとかしなくては」という前向きな考えを持った人、またはそういう気持ちに住民を巻き込むことができる人望を持った人がいてこそできていると思ったのであります。

続きまして、学校給食センターの建設について、特にオール電化と衛生管理ということにつきまして、岡山県の赤磐市に行ってまいりました。人口は4万4千800人と、経緯といたしまして、この給食センターは、4町合併のときには、当時は5カ所に給食センターがありました。平成19年に中央学校給食センター2千食を赤坂学校給食センターと山陽学校給食センターを統合いたしました。それから平成20年には、吉井学校給食センターを新築移転。それから平成25年の4月に桜ヶ丘給食センターと熊山学校給食センターを統合する東部学校給食センターを新築移転いたしました。今回は、この東部学校給食センターを視察してきました。現在では、この3つのセンターすべてオール電化ドライシステムに集約し、市内全域4千500食をカバーしております。主な建設費用といたしまして、市有地利用のために用地費は不要でございます。それから建築設計、建築用地測量、それから建築用地土質調査、設計工事費、調理費備品等を総合いたしました。9億7千520万円でございます。これは税込みでございます。それから、これは合併特例債事業費7億9千610万円使っております。それから学校施設環境改善交付金、これが8千421万円でございます。オール電化システムの導入について、平成10年当時はO-157食中毒事件の影響が大きく県内での発生もあり、安心の衛生管理を優先に考えた施設建設ではオール電化システムの導入が最適との結論に至りました。それから衛生管理は、ドライ方式を行っております。電解水生成装置+モップ+クロス+自走式床洗浄機が主な衛生管理機器でございまして、床や機器の清掃時に洗剤の代わりに、電解水とマイクロファイバーモップとクロスを使用しております。それから調理は煮炊きを回転窯8機、素早い

調理が可能であると。予冷機能付き消毒保管庫、あえ物食缶を冷やすことで、冷たい料理を冷たいまま衛生的に配送することができる。それから調理スタッフなどの体制ですけれども、それとアレルギー食への対応です。調理員を下処理・調理・コンテナ班の3班体制に分けておられます。班ごとにエプロンの色分けをされておりました。アレルギー食の対応については除去食で専用容器を使用していると。現在、3つのセンターで31人、東部学校給食センターでの20人の児童・生徒に対応していると。それから米飯給食ですけれども、週3回、小学校と中学校はしております。それから幼稚園は週2回ですね、米飯給食を取り入れられております。

続きまして、また同じ岡山県の津山市ですけれども、ここでは草加部学校給食センターを視察に行つてまいりました。ここは、人口は10万4千246人ということでございます。市町村合併、平成17年の2月28日を契機に、市町村間の不均衡の是正を目的といたしまして、旧津山市における中学校給食を実施することになりセンター方式が採用され、併せて調理場が老朽化した旧津山市における一部の小学校、7校、単独調理校についてもセンター方式に切り替えました。平成21年9月に戸島学校給食センターを稼働。戸島センター、単独調理校、旧町の3つのセンターが混在する中、津山市学校給食施設整備検討委員会において多角的に検討し、平成24年の5月計画を策定し、単独調理校と旧町の3つセンターを廃止し、戸島センター、市内西部の一部改修に加えて市内東部に新しいセンター、草加部学校給食センターを平成26年の9月に稼働いたしました。設計施工の方式についてですけれども、先行して建設されました戸島センターを基本とされております。戸島センターは、給食センターという特殊性・専門性が高い施設として一般的な入札方式では不都合があるとの認識から、総合的な評価ができる方式で事業者の選定を行うこととなり、設計については、プロポーザル方式、それから施工は総合評価方式、工事監理は随意契約にて事業者を決定しております。

ここの建設費用ですけれども、約18億円かかっております。その内の用地購入費は5千500万円ほどですけれども、金額的にはそのくらいかかっております。それからこれは国庫支出金、学校施設環境改善交付金、これが3億5千967万円、それから市債、合併特例債ですね、これが11億5千700万円、それから一般財源が3千600万円かかっております。それから調理スタッフの体制ですけれども、副食調理、これ炊飯と洗浄、これは民間委託をされております。44人。それから配送も民間委託業者に委託されております。これが19人。衛生設備を含む施設の特徴ですけれども、外部からの菌や虫の持ち込みを遮断、部屋の区分け、二重扉の設置などをされております。水槽を8レーン設け、根菜、葉物、果物に分け3回以上洗浄する。肉や魚等は専用の部屋及び機械器具を設け、衛生的に確保されております。手洗い設備の充実。作業者が複数の作業を行わないよう配慮した工程を組んでおられます。パススルー方式を導入し、食品だけを移動させる。汚染区域と非汚染区域が自由に出入りできないよう、部屋を分割されております。それから、ここではアレルギー食の対応といたしまして、卵、牛乳、小麦、大豆、えび、ピーナッツ、ごま、ナッツの除去食対応をされております。これには50名ほどの申請がっております。医師の意見書に基づき、食べてはいけない食品の除去を行う。代替え食の対応は行わず、必要な栄養が摂れるよう各家庭で対応ということでございます。

感想としまして、大津町の給食センターは、平成元年度に給食数の増加、献立の多様化、建物の老

朽化により改築され、大津町の小・中学校9校、公立の幼稚園2園及び熊本県立大津支援学校の計12校の約4千50名の児童・生徒及び職員に安心して安全なおいしい給食を提供し、現在に至っております。しかし近年、さらに給食数の増加、4千500食から5千食になる見込みがありまして、建て替え、場所、設備等の設計する時期にきており、それを踏まえまして、今回の視察は学校給食センター建設について、岡山県内のオール電化の赤磐市東部学校給食センターと、公募型プロポーザル導入の津山市草加部学校給食センターに行くことになりました。結論といたしまして、地域性もありますが、両センターのよいところを取り入れる方向で検討が必要であると思われました。センター方式とする。オール電化、衛生面・経済性として。それから設計はプロポーザル方式。施工は総合評価方式。それから衛生面を最重要視した設備に向けて参考になったというふうに思っております。特に現場担当者の設計施工にあたっては、使用者の声を十分に聞いてほしいという話が印象的でありました。

以上で委員会の研修報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 13番永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 日程にはございませんが、ただいまの委員長報告にちょっとわからない点があったんで、質疑をお願いしたいと思います。

最初ですね、青河地区ですか、コミュニティセンターの件であります。この出資者の方々が100万円ずつ出しておられるということで、譲渡の問題ですけれども、その100万円というのが返ってこない恐れがあるという部分ですね。そして、まず最初に株式会社と言われたり、有限会社と言われてはっきりしないと、責任の所在というのが大きく違いますので、そこのところがはっきりわからなかったという点ですね。

それに任に当たる方々の収入、その仕事をするわけですから、腹は減ります。ですから、何らかの収入がなければ人間は生きていけないということでもあります。また、仲介業者に不動産を入れているということは、経費が発生するわけですね。ですから、そこのわからない点が株式会社なのか、有限会社なのか、そしてまた、公金はどこで出ているのか、出ていないのか。それとまた、その任にあたる方々がどういった収入を得ているのか。収入がないで、すべて手弁当で奉仕という形でやっておられるのか。そういうところがはっきりしないので町が取り組むべきかどうかということが判断できないということですね。ですから、その点についてわかるまででいいですから、説明を求めたいと思います。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 今の永田議員の質問に対してお答えいたします。

私は有限会社と言ったつもりですけども、有限会社と言ったり、株式会社と言ったりということでしたけども、有限会社でございます。この施設をつくる時にですね、辺地債とか、合併特例債とかいろいろありますけども、私の記憶としてどれを使ったかというのは覚えてませんが、市のほうとしてはですね、公金は一切出てなかったかな、確か。自分たちの手作りでないと、そして建物、コミュニティセンターは市のほうから出てます。じゃあ佐藤議員のほうにちょっと。で、先ほど言われました、すべてボランティアということしか私は聞いておりません。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 委員会のほうで一緒に行きましたので、私のほうから補足で説明させていただきたいと思います。最初言われましたとおり、有限会社は有限会社です。これ話がですね、ちょっとこんがらがりがやすいのが、地域振興会と有限会社ブルーリバーというのは、これは別の組織です。地域振興会が使っているコミュニティセンターは、もちろんその市のほうが準備したものですけれども、ブルーリバーがやっている施設というのは、これは空き家リフォームして貸し出しをしているわけなんです、そこについては公金は出ておりません。あくまで持ち出した分の中から。で、その中で不動産屋の仲介のことを言われましたですね。不動産屋の仲介については、その賃借料というかな、賃借料の中から払うというような形で、一般の不動産と同じですね。

それから無報酬であるかということに関しては、ブルーリバーの方たちほとんどが定年退職された方です。それぞれ仕事を別に持っておられますので、ボランティアとして運営されていると。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） それでは総務常任委員会の行政視察研修につきましてご報告を申し上げます。

日程は11月16、17、18日で、研修先は宮城県の東松島市、岩手県の紫波町、それから同じく花巻市の3カ所であります。参加は総務常任委員会の委員と総務部次長、それから議会事務局、合計8人で研修に行っていました。

内容につきまして、最初の宮城県東松島市ですが、人口が4万181人、面積が101平方キロメートルです。研修項目としまして、震災復興と公共交通、とりわけデマンドタクシーについて研修を行いました。東松島市は、大津町とほぼ面積が同じですが、南側は太平洋に面し全域に集落が散らばっているところです。公共交通として東西にJR仙石線が走り仙台まで45分、石巻市まで15分、民間バスはほぼ全部撤退をして、それとあわせてJRの利用者減少が続いていたということです。平成19年に交通システム検討委員会を市民の有志、業者、商工会、行政で設置をし、デマンドタクシーが適当であるという提言があり、平成20年に地域公共交通総合連携計画を策定し、平成21年から3年間実証運行を行う中、平成23年3月11日の大震災津波で未曾有の被害を受けたところでもあります。震災復興に全力をあげながら、公共交通整備に取り組んでまいりました。また熊本県内の自治体職員もこちらの東松島市に行政応援をし、大津町からの職員派遣に対してお礼の言葉が述べられました。震災翌年の平成24年度からデマンドタクシーを中心に公共交通の本格運行が再開をされ、運行内容は、市内全域を2つのエリアに分けて、エリア内乗車は1回乗車で300円、またエリア同士の乗り換え拠点は市内に2カ所あり、市役所庁舎やあるいは商業施設集積地に設けられております。月曜から金曜日、8時台から16時台まで16便運行し、30分前まで電話で予約すれば自宅までの送迎車が可能であると。運行者は市の商工会であり、予約から運行、またあわせて商店振興策との連携までを行っております。運行実績は、年間244日、2万3千721人。平成27年の登録者数は5千904人で、全市民の14.7%が登録をされております。利用実績は1日約100人前後の方が利用されております。利用目的は病院への通院と買い物が大半であり、利用者

年齢は60代以上の高齢者が3分の2を占めておりますが、学生などの利用も可能であり、約1割利用があります。事業費は約5千万円、うち乗車収入は720万円で15%、市の補助が784万円で15%、国の補助が3千452万円で69%、現状では国の補助金に頼っている状況であるということでした。将来、市の補助のみで運行した場合の経常費用は3千440万円と見積もっておられます。利用者約2万4千人で、1人当たり1千450円の経費になるということです。

大津町との違いは、市内全域の市民が利用をできること、利用者は登録をして事前に回数券を購入し、回数券を販売する商工会には何某かのマージンが落ちると。また商工会が車両とドライバーを借り上げる形でタクシー事業者には乗車人数や距離の実績に応じて加算金を支払っているということです。事業費は、大津町のバス路線補助と比べて決して多くはありません、東松島市は民間バスが実質全くないということが返ってデマンドタクシーを全域に実施しやすいことになったようであります。

役所内での研修を終えまして、震災復興住宅の仮設住宅を見学いたしました。震災から約5年になろうとしておりますが、仮設住宅入居者はいまだに1千556戸、3千768人の方がこれから厳しい冬を迎えようとしております。被災者の方々が安心して暮らしていけるよう改めて願ったところがあります。

次に、岩手県の紫波町であります。人口が3万3千965人、面積239平方キロメートル、県都盛岡市の南側17キロメートルに位置しております。研修項目は、公民連携のまちづくりオガールプロジェクトについてであります。紫波町は交通の要衝であり、また広大な農地を持つ、比較的恵まれた町で平成の合併もしていない町であり、平成10年にJR紫波中央駅が開業いたしました。いわゆる請願駅ですが、費用2億7千万円は全額町民の寄附によって請願駅を実現したそうです。同年に駅前に10.7ヘクタールの公共用地を購入しましたが、その後の財政悪化の中、開発計画がとん挫をいたしまして、約10年間、いわば塩漬けの土地となり、冬場の雪捨て場になっていたそうです。その後、今回の公民連携によるオガールプロジェクトによる再開発が始まり、オガールとは、フランス語の駅を意味する「ガール」と、この地方の方言で成長を意味する「おがる」と合わせた造語であるそうです。プロジェクトは、10.7ヘクタールの駅前公共用地の再開発であり、6事業のうち、一番の目玉はオガールプラザ建設であります。

まず、平成21年に第三セクターとして株式会社オガール紫波、資本金1千万円を立ち上げ、町が390万円出資、残りは民間業者が出資しております。ここで開発のための建設構想が練られ、プラザ建設のため特定目的会社「オガールプラザ株式会社」が新たに設立されております。この会社は事前に入居テナントを募集し、経営計画を立ててすべてのテナントが決まってから事業に着手しております。事業費は10億9千500万円、木造2階建て一部鉄筋コンクリートで、延べ面積は5千822平米、平米単価が18万8千円となっております。建物の約2分の1は公共施設と図書館であります。この建物が完成後に町がこの施設を8億4千万円で買い取っております。つまり町は図書館をPFI方式で買い取り、この8億4千万円のうち、国交省補助が2億7千800万円あったそうです。完成後の建物の管理運営は、オガールプラザ株式会社が行い、町に地代を支払っています。ほかのプロジェクトは、パーク&ライド、駅前ですね、駅前駐車場367台、またフットボールセン

ター、それから民間資本によるバレー練習宿泊施設でオガールベースという建物がございます。また宅地分譲などがあり、さらに役場庁舎も木造建築で6千650平米、工事費が21億6千884万円で完成し、PFI方式で管理されております。紫波町は、地域循環型社会を進める中、建物の木材は全部地元産、冷暖房などのエネルギーは木質バイオマスと太陽光発電で賄われているそうです。公民連携によるこうした開発、公共施設建築と維持管理まで民間業者によって行われていると。こうした方式が全国から注目をされ、視察研修は有料であります、かなりの視察が押し寄せているようであります。

大津町も含め、すぐにまねできることではありませんが、行政運営のあり方の参考になるかと思えます。

最後の花巻市であります、人口が約9万9千100人、面積は908平方キロメートル、研修項目は、地域おこし協力隊空き家バンクについてであります。地域おこし協力隊は大津町でも始まっておりますが、花巻市は、大津町の9倍の面積があり、全域を4つの地域に分け、4テーマで取り組まれ、空きビルのリノベーションの実験、商店街の空き家調査や活用の企画立案、新規就農者の農作業体験・加工販売サポート、またブドウ栽培とワインの製造などがテーマとして示され、現在5人の方が活動され、今年度中に2人追加で合計7人の方が協力隊員として活動することになっている。教訓といたしまして、応募者が定員を上回ったわけではありますが、募集をする際「イーハトーブ地域おこしプロジェクトチーム」という名称を付けまして、宮沢賢治のネームバリューの効果があったようであります。また活動テーマもわかりやすく提示することが大切だということでありました。お隣の遠野市では、同じく協力隊の募集をしましたが1人の応募もなかったということだったそうであります。勤務条件は週30時間の範囲内、特別職員として任用し、報酬は月額17万3千円、社会保険加入、パソコンの貸与、また公用車の私的利用もできるようになっております。また地域では後見人を配置してサポート体制をとっております。空き家バンク制度も始まったばかりでまだ大きな実績はないそうではありますが、市のホームページでも空き家情報などを流して、市内20社の不動産業者が登録して契約仲介にあたるそうです。契約が成立した場合、所有者に奨励金、Uターン者などの移住者に補助金、リフォームにも補助を始める予定だそうです。市内建物所有者のうち市外在住者の方が約4千600人おられるそうではありますが、この市の外に住んでおられる地主の方々にこうした空き家バンク制度のお知らせを送っているそうです。空き家バンクで情報を提供する際は、数件の情報しかないとなかなかホームページを見てももらえないということで、10件以上まとまった情報提供がホームページを閲覧していただくということで、そうしたまとまった情報提供が大切だということをお聞きをしたところであります。

以上で総務常任委員会の行政調査報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これで各常任委員会の行政調査報告は終わります。

しばらく休憩いたします。

11時から再開いたします。

午前10時53分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第60号から日程第13 議案第68号まで一括上程・提案理由の説明

○議長（大塚龍一郎君） 日程第5 議案第60号 大津町電源立地地域対策交付金事業基金条例の制定についてから、日程第13 議案第68号 平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまでの9件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

議案第60号、大津町電源立地地域対策交付金事業基金条例の制定についてでございますが、交付金事業に要する財源を積み立てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第61号、大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでございますが、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を規定するために条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第62号、大津町税条例等の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法施行規則等の一部を改正する省令に基づき条例を改正しようとするものであります。

議案第60号から議案第62号までは条例の制定及び改正ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号、公有財産の処分についてでございますが、立石地区の町有地を社会福祉法人に売却するものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第64号、損害賠償の額を定め、和解することについてでございますが、平成27年8月25日の台風15号により、町所有の樹木が倒れて、臨接建物に損害を与えた事故について相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第65号、平成27年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、1億7千592万4千円を追加し、予算の総額を133億4千757万6千円とするものです。

歳入では、国庫支出金、県支出金、財産収入、諸収入を増額し、分担金及び負担金、使用料及び手数料を減額するものです。

歳出では、事業の利用者の増や、制度改正に伴うもの、また人件費の補正が主なもので、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、消防費、教育費、予備費を増額し、議会費、土木費を減額するものです。

次に、議案第66号、平成27年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、3千421万7千円を追加し、予算の総額を36億1千615万3千円とするものです。

歳入では、療養給付費等交付金を増額し、歳出では、保険給付費、予備費を増額するものです。

次に、議案第67号、平成27年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は、長寿命化計画の見直しや人件費に係るものであり、既定の歳入歳出予算の総額から413万1千円を減額し、予算の総額を13億3千34万5千円とするものです。

歳入では、繰入金を減額し、歳出では、事業費を減額するものです。

次に、議案第68号、平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は、法改正に伴うシステム改修に係るものであり、既定の歳入歳出予算の総額に75万9千円を追加し、予算の総額を23億5千69万1千円とするものです。

歳入では、国庫支出金繰入金を増額し、歳出では、総務費、地域支援事業費を増額し、予備費を減額するものです。

議案第65号から議案第68号までの4議案につきましては、補正予算ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、なお、所管部長及び次長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） おはようございます。

議案第60号、大津町電源立地地域対策交付金事業基金条例の制定につきまして、説明をいたします。

議案集の1ページと2ページ、説明資料集は1ページをお願いいたします。

今回の条例制定につきましては、電源立地地域対策交付金事業に要する財源を積み立てるために基金条例を制定するものです。条例の必要性や事業計画の内容について、説明資料集の1ページで説明をいたします。

条例の制定の必要性の中段からになりますけども、平成15年10月に創設された、電源立地地域対策交付金は、発電用施設が所在する市町村、いわゆる電源立地地域で行われる公共用施設整備や住民福祉の向上に資する事業に対して交付金が交付されるものです。

大津町では、統合前の水力発電周辺施設交付金事業で昭和56年から事業を行ってききましたが、平成21年度と平成22年度は、交付金を基金として積み立て、平成23年度に岩戸溪谷入口に多目的トイレ等の整備を行っております。平成24年度は町道の舗装工事、平成25年度と平成26年度は、町内小中学校へ電子黒板の導入を行っております。

今回、先の九州北部豪雨災害で白川の氾濫によりまして被害を受けた内牧区に防災資機材倉庫や地域住民の皆さんの一時的な避難場所を確保するため、また、消防ポンプ倉庫が老朽化しておりますので、消防防災倉庫を整備しようとするものです。

なお、一般財源の負担を軽減するため平成27年度の交付金453万2千円を基金として積み立て、平成28年度に2カ年の交付金を財源として事業を実施する予定でございます。

事業計画ですけれども、内牧区に消防防災倉庫、木造2階建て45平米を920万円で整備する予定でございます。

続きまして、条例の内容について説明をいたします。議案集の2ページをお願いいたします。第1条、設置の目的として、電源立地地域対策交付金事業の実施を目的として基金を設置することにしてあります。第2条、基金に積み立てる額は予算に定める額としてあります。第3条、管理として金融機関への預金などにより管理するとしてあります。第4条は、運用益金の処理について、第5条は、繰替運用の規定、第6条は、処分について規定をしております。第7条は、基金の管理に関して必要な事項についての委任規定です。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

続きまして、議案第61号、大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきまして説明をいたします。

議案集の3ページから10ページになります。説明資料集は2ページから4ページをお願いいたします。説明資料集の2ページでございますけれども、1、条例制定の必要性につきましては、平成25年5月に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法につきましては、本年10月5日から施行され、町民一人ひとりに個人番号が通知され、来年1月からは各種申請等の手続におきまして個人番号の利用が開始されることとなります。

中段の利用の範囲で①番号法第9条で定める法律事務以外に②の地方公共団体が独自利用する場合や番号法19条の同一地方公共団体の他の機関への特定個人情報の提供は、条例で定めるとなっておりますので、その下の下段の①法に規定する事務以外の個人番号の独自利用、②同一機関内（課と課）で、特定個人情報の授受を行う、③同一地方公共団体内の他の機関教育委員会へ特定個人情報の照会、提供について条例を制定するものです。なお、今回の提案の内容につきましては、現在町で行っております業務について、番号法施行後も変わらずに行うため必要な内容となっております。

続きまして、2、条例の内容ですが、第1条の趣旨で、法第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供を行う場合には、条例に定めることとされているため、これらの対象となる事務や取り扱う個人情報の範囲など、必要な事項を定めることを趣旨としております。

次のページをお願いいたします。第2条の定義ですが、この条例で使用する主要な用語として、第1号から第4号まで用語を定義しております。

第3条の町の責務であります。法第5条にも地方公共団体における責務が規定されておりますが、

条例においても規定するものです。

次に、第4条の個人番号の利用範囲ですが、地方公共団体において法に規定する事務以外に個人番号の独自利用を行う事務や同一機関の内部で特定個人情報を利用する場合などを、法第9条第2項の規定に基づき、定めるものです。①第1項では、法に規定する事務以外に個人番号の独自利用を行う事務として、議案書のほうの6ページになりますけれども、議案書の6ページの別表第1のとおり、子ども医療費助成やひとり親家庭等医療費助成、教育委員会の奨学資金貸付事務等を規定しております。戻りまして、②第2項は、その独自利用を行う事務処理のため、特定個人情報を庁内における庁内連携により利用することができることを規定しております。具体的な事務と特定個人情報は、これも議案集の6ページから7ページの別表第2のとおりとしております。③第3項は、番号法に定められた個人番号利用事務の処理のため庁内連携を行う旨の規定です。

次に、第5条の特定個人情報の提供ですが、町長部局から教育委員会へ、または教育委員会から町長部局へどのような事務を処理するとき、どのような特定個人情報を照会・提供することが認められるかを議案集の8ページから10ページの別表第3に記載をしております。これらについては、法と同じものを規定しております。

次に、第6条の委任ですが、この条例の施行に関し必要な事項は別に定めるとしてあります。

附則で、施行期日につきましては、個人番号の利用開始日である平成28年1月1日としております。

4ページになりますが、個人番号の利用及び特定個人情報の提供のイメージ図を示しております。下のほうの情報連携で、大津町と他の地方公共団体との間では、法の規定により情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供が行われますが、今回の条例で規定する部分は、上の図で大津町内部での庁内連携による個人番号の利用と、教育委員会などとの機関との間での特定個人情報の提供について制定するものでございます。

続きまして、議案第62号、大津町税条例等の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。議案集は11ページと12ページ、説明資料集は5ページから7ページになります。

今回の改正は、地方税施行規則等の一部を改正する省令に基づきまして条例を改正しようとするものです。

説明資料集の5ページをお願いいたします。右欄が改正前の条文ですが、これは本年6月の定例会で承認をいただきました、承認第1号、大津町税条例等の一部を改正する条例の改正規定となっております。いわゆる番号法に基づく法人番号につきまして、地方税法施行規則等の省令の一部が改正され、当初、第2条の用語の中で法人番号を定義しておりましたが、それぞれ町民税や固定資産税の条文の中で定義を行うものです。第36条の2は、町民税の申告、第63条の2が固定資産税の補正の方法の申し出、第89条が軽自動車税の減免、次のページになりますけれども、第139条の3、特別土地保有税、そして第149条が入湯税関連の条文ですが、それぞれについて法人番号の定義を規定しております。

議案集の12ページをお願いいたします。附則で、この条例は、行政手続における特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日、平成28年1月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第63号、公有財産の処分について説明を申し上げます。議案集は13ページと14ページ、説明資料集は8ページになります。

この公有財産の処分につきましては、立石地区の立石団地西側の元立石団地跡地を大津町大字大津2061番地、社会福祉法人双友会、理事長山縣道雄様に売却しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

説明資料集の8ページをお願いいたします。

1、入札の概要ですが、町有財産の売却ということで、平成27年10月1日に条件付一般競争入札による売払いとして、下段の表になりますけれども、大津町大字大津字立石1564番5、地目宅地、面積5千6百29.12平米を最低売却価格8千162万2千円として入札の公告を行いました。2、参加資格としまして、大津町町内の社会福祉法人であることなど6項目を挙げております。3、主な特約としまして、土地の売却にあたり周辺地域の活性化につなげ、地域の高齢者の社会参加を促し、地域との共生を図ることにより、地域住民が健やかにいきいきと暮らせるよう施設を建設することなどの条件を付して10月5日から10月26日まで受け付けを行いました。申込者は1者で11月4日に入札を実施いたしました。4、入札結果ですが、大津町大字大津2061番地、社会福祉法人双友会、理事長山縣道雄様が8千200万円で落札をされました。平米当たり約1万4千567円となっております。なお、次のページに位置図を添付しております。

今後、介護予防はつつ元気づくり事業デイサービスや介護保険のデイサービス、そして特別養護老人ホームの一部ユニット化した施設を整備される予定と聞いております。

続きまして、議案第64号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

議案集は15ページから16ページ、説明資料集は10ページになります。議案集の16ページをお願いいたします。

1、和解及び損害賠償の相手方は、福岡県大川市大字中八院658番地8、株式会社白谷運輸、代表取締役白谷重徳様です。2、事故の概要ですが、平成27年8月25日の台風15号により、大津町大字大津107番2において、上記1の相手方が所有する建物に、町が所有する隣接土地、大津町大字大津108番に生育していた樹木が折れて落下し、当該建物の屋根及び壁に損傷を与えた。また、この影響により雨漏りが発生し、建物内部にも損害を与えたものです。3、和解の内容は、町は、上記1の相手方に対し、下記4の損害を賠償し、建物を現況復旧する。なお、本件損害賠償のほか大津町及び上記1の相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないことを確約するとしております。4、損害賠償の額は、82万1千880円としております。内容について説明をいたします。説明資料集の10ページに事故発生位置図と写真を添付しておりますが、平成27年8月25日に発生しました、台風15号により、菊池広域連合大津火葬場の西側の大津町大字大津108番地の町有地にありました幹回り80センチ、

高さ15メートル程度の杉の木が倒れ、隣接していたプレハブ事務所の屋根や壁を破損したものです。

通常、普段の管理を行っている樹木の台風等での倒木による損害は、賠償の対象とならない場合が多いのですが、今回は、幹の中が腐って大きく空洞化しており、これが原因で倒木したもので、全国町村会総合賠償補償保険金の対象となったものです。

なお、予算の支出科目は、節22補償、補填及び賠償金から支出する予定ですが、相手方から、町で現状に復旧していただきたいとの要望もあっておりますので、補正予算の議決後、業者に修理を依頼し、元通りに復旧する予定にしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） それでは、議案第65号、平成27年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せまして、別紙補正予算の概要をご参照願います。

第1条で、既定の予算の総額に1億7千592万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を133億4千757万6千円とするものです。

歳出からご説明申し上げます。16ページをお願いいたします。款2、項1、目5財産管理費の232万2千円の補正は、節11で、庁舎及び公用車等の修繕料及び節22は、台風15号による町有地の樹木倒壊が原因で、事務所を破損したことによる賠償金を計上しております。目13財政調整等基金費、節25積立金5千万円は、財政調整基金に積み立てるもので、平成27年度末の基金残高は23億7千500万円を予定しております。

次に、17ページをお願いいたします。款2、項4、目1選挙管理委員会費の81万7千円の補正は、節13委託費で、法制度改正によりまして選挙権の年齢引き下げ（18歳）に伴う選挙システム改修を委託するものでございます。

19ページをお願いいたします。款3、項1、目2障害者福祉費の節20扶助費のうち、障害児支援費事業2千434万円は、事業所及び利用者の増加に伴うもので、重度心身障害者医療費助成事業395万8千円の補正は、申請件数の増加に伴うものでございます。節23償還金、利子及び割引料177万9千円は、平成26年度障害者自立支援医療の更生医療と育成医療の実績に伴う負担金等の返還金でございます。

20ページをお願いいたします。款3、項2、目1、節13委託料の258万1千円の補正は、軽度障がい児の増加に伴うもので、節23償還金、利子及び割引料の過年度熊本県特別保育事業以下の4つの事業費補助金返還金は、過年度分の精算に伴うものでございます。目5保育給付費、節19負担金、補助及び交付金の5千451万円の補正は、子育て関連の制度改正により、保育単価の増加、見込みなどに伴うものでございます。

22ページをお願いいたします。款6、項1、目3農業振興費の節19負担金、補助及び交付金のうち、14の機構集積協力金1千140万円は、農地中間管理事業として、真木地区などに協力を

支払うものでございます。19の台風被害復旧対策事業補助金215万2千円は、単県補助としまして、園芸・果樹・畜産にかかる台風被害に対する補助金でございます。

24ページをお願いいたします。款8、項3、目3公共下水道費、節28繰出金の413万1千円の減額は、人事異動に伴うものでございます。

25ページをお願いいたします。款9、項1、目3、節19負担金、補助及び交付金の2の各種施設整備補助金100万円は、森地区の消防団第2分団森班ポンプ倉庫の新設にかかる補助金でございます。節25積立金460万円は、電源立地地域対策交付金事業としまして、内牧地区に消防水防・防災倉庫を2カ年で整備するもので、平成27年度が初年度になります。

26ページをお願いいたします。款10、項2、目1小学校の学校管理費です。節18備品購入費は、大津小・室小・美咲野小学校で、児童数や通常学級、特別支援学級の増加に伴う児童用・職員用の机、いすなどの購入費でございます。同じく、項3、目1中学校費の学校管理費です。節18備品購入費は、大津北中の生徒数の増加に伴う、机、いすなどの購入費でございます。

28ページをお願いいたします。款13予備費で財源調整を行っております。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。款12、項1、目2民生費負担金1千506万3千円の減額は、私立保育園などの入所児童数の実績に伴うものでございます。款13、項1、目5教育使用料、節2幼稚園使用料の702万7千円の減額は、新制度により保育料が改正したことに伴うものでございます。款14、項1、目1民生費国庫負担金の節1の児童福祉費負担金2千760万5千円の増額は、施設型給付の保育所と幼稚園並びに地域型保育給付の3つの負担金が新しく、子どものための教育・保育給付費国庫負担金制度として創設されたことに伴うものでございます。

12ページをお願いいたします。款14、項1、目1、節4障害者福祉費負担金の増額補正は、歳出で説明申し上げました障害児関連事業の実績に伴うものでございます。款14、項2国庫補助金から、次の13ページにいきますけれども、款15、項1の県負担金と項2県補助金と、次の14ページ、目4の農林水産業費県補助金までの歳入につきましては、歳出でご説明申し上げました、それぞれの事業の財源として受け入れるものでございます。款16、項2、目1不動産売却収入として、町有地の普通財産の土地、3カ所を売却するものでございます。

15ページをお願いいたします。款20、項4、目2雑入の1千700万8千円のうち、全国町村会総合賠償補償保険金の82万円は、議案第64号の財源とし、また、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金1千61万8千円は、平成26年度の給付負担金の確定に伴う返還金でございます。

最後に、29ページをお願いいたしたいと思います。人件費の補正につきましては、29ページ以下、給与費明細書のとおりでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） おはようございます。議案第66号、平成27年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、退職者医療に係る平成26年度分の追加交付と退職者被保険者等療養費を増額するものです。

補正予算書の1ページをお願いします。併せて、補正予算の概要7ページをご参照お願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千421万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1千615万3千円とするものです。

歳入からご説明いたします。

9ページをお願いいたします。款5、項1、目1療養給付費等交付金、節2過年度分は、社会保険診療報酬支払基金から交付されます平成26年度退職者医療交付金の精算による追加交付の確定に伴うものです。

10ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。

款2、項1、目2退職被保険者等療養給付費及び款2、項2、目2退職者等高額療養費につきましては、10月までの療養費の現状と実績を勘案して不足が見込まれるため増額をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。款12予備費で、財源の調整を行っております。

続きまして、議案第68号、平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、介護保険制度改正等に伴うシステムの改修費が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて、補正予算の概要7ページをご参照お願いしたいと思います。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5千69万1千円とするものです。

歳出からご説明いたします。

9ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費、節13委託料の75万9千円は、介護保険制度改正等に伴い特定入所者介護サービス支給にあたって、非課税年金の控除の追加を行うシステムの改修費用となっております。款3、項1、目2包括的支援事業費、節12役務費の通信運搬費は、包括支援センターの電話代が不足することが見込まれますので、増額補正をお願いするものです。款6、項1、目1予備費の5万4千円の減額補正は、電話代不足分を予備費で賄うものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。款3、項2、目3介護保険事業費補助金、節1の37万9千円の増額補正は、介護保険制度等に伴うシステムの改修費に対する2分の1の国の補助金でございます。款6、項1、目4その他一般会計繰入金、節2の事務費繰入金38万円は、介護保険制度改正等に伴うシステムの改修費に対する2分の1の町の負担分でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 皆さん、おはようございます。

議案第67号、平成27年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要は7ページにあります。今回の補正予算につきましては、職員の退職に伴う人件費の補正並びに工事費精算に伴う事業の組み替えが主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ413万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千34万5千円とするものでございます。

補正予算に関する説明書7ページの歳入から説明いたします。款4、項1、目1一般会計繰入金は、人件費相当額の減額をするものでございます。

続きまして、8ページの歳出を説明いたします。款1、項1、目1総務管理費のうち、節2から節3につきましては、退職する職員が1人おりますので給与費を補正するものでございます。続きまして、款1、項1、目13委託料につきましては、金額の増減はありませんが、浄化センター建設工事の入札及び工事精算に伴う減額と次年度に計画しました長寿命化実施計画を前倒して見直しする増額分でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） これで、提案理由の説明は終わりました。

日程第14 議案質疑

○議長（大塚龍一郎君） 日程第14 議案質疑を行います。

まず、議案第60号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第61号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

議案第61号、いわゆるマイナンバーということについて世間をにぎわせておりますが、このことについてですね、町で有効利用するにどういったものが役に立つのかなと自分なりに考えたんですけども、決算において、毎年のごとく不納欠損というものが出てきます。その中でも、例えば、その保育料や家賃使用料とかですね、そういったものが出てきますけれども、そういったものがきちんともう不公平感がありますので、きちんと支払うためにそういったものを使ってきちんとこう回収にあたることができるのか。そういったものに役立つものでしょうか。それとも、そういったものに反

映できないならば、管理の意味がないと思うんですね。そういった不納欠損をなくすような、そういったものにきちんと役立っていくのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 税関係の不納欠損とかそういうのに役立つかということでございますけれども、現在、考えられております情報連携につきましては、税務情報も一応連携で取れるようになっておりますけれども、そういう部分につきましては、例えば、納税証明書で滞納がない証明をこの連携で他市町村から取るとか、そういう部分での連携でございますので、実際、その滞納なさってたり、保育料の未納がある方について、この情報連携で対処すると、そういうのはないというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） せっかくですね、そういった形のナンバーを交付されて、その本来自らですね、保育料を払わなければならない部分というものを回避してきた方々がおられて、毎年のごとく不納欠損というその処理をして、結局その経費にあてがわれた一般の皆さま方の税金というものを考えますれば、やはりこういったものを機にですね、きちんとその対処しなければ意味がないと思うんですね。それを利用しない。また、例えば、その教育関係で申しますれば、奨学金貸付あたりやりませよ。こういったものというのは貸付ですから、返してもらわなくてはならない。回収責任は町にあるわけです。そういったものにですね、きちんと反映しなければ、何も条例を定めたりとかしたって意味がないじゃないですか。この不納欠損についてですよ、不納欠損というのは、もう既に税金を使ったんですよ。皆さま方の何も保育とか関係ない人たちが使ったんですね。その人たちが成人されて国のために役に立つという、そういった大儀的に考えればですね、済むことかもしれませんけれども、年度年度のその処理において、そういった不公平感が残るというものですよ。だからそういったものに反映させるべきではないんでしょうか。そういったものをきちんと条例に盛り込まないと、税の回収だけに、その払う人だけをきちんとこう取り立てるよと、税金だけはですね、これはもう国民の義務ですからわかるんです。しかしながら、そういった何かグレーの部分を残しちゃいかんと思うわけですが、そういったことというのの対処というのは、全くもうやらないと断言できるわけですね。もうこれからもやらないと、対処のしようがないというふうに考えていいんでしょうか。対処のしようがないということですよ、やらないということは。じゃないともうほかに方法がないということで、そういった理解でよろしいんでしょうか。再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 今回の番号法の情報連携については、そこら辺については非常に厳しいと考えております。ただ先ほど申しましたとおり、各種その医療の減免とかそういう関係できちんと納税をされているかというのをこの連携で確認ができますので、そういう方々についてはきちんとそういうのに支払い等がないと減免のほうは受けられませんよとか、そういう意味ではきちんと対応していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第62号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第63号を議題とします。質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 議案第63号について質疑いたします。

3点質問がありますが、簡潔な答弁で結構でございます。こちら特約のほうで用途に関しては、住民の福祉の向上に関する施設を建設することとなっております、その用途で予定しているということなんですけれども、それに関しまして、入札資格のほうなんですけれども、大津町内の社会福祉法人にあえて限定しているという理由と背景のところは1点目。

2点目が、この入札がどういった公募をしたのかというのが2点目。

3点目なのですが、こちら参加者数は1になっていますが、そのほか相談とか、問い合わせとかがあったのであれば、その件数なり、内容なりを簡単に結構ですので教えていただければと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 今回、公募したときに町内の社会福祉法人という形にしておりましてけれども、町有地でもありますし、有効に活用したいというのが第1点でございましたけれども、どこでも社会福祉法人がいいかとなりますと、先ほど言いましたとおり、地域の高齢者のためにある程度取り組んでほしいという形で考えておりましたので、すべての社会福祉法人がいいかとなりますとどういう社会福祉法人かというのを確認するのが難しいということで、今回は町内の社会福祉法人という形にさせていただきました。

公募につきましては、一応広報とホームページのほうに掲載をしてこういう形で売却をしますという公募の方法を取っております。

参加者につきましては、特段その1者以外に話を聞きに来られたというのは聞いておりません。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 同じくこの件についてなんですけれども、先ほどの特約の件、こういった議案のとき、必ず出てくる話なんですけれども、説明の中ではデイサービス等の利用を予定されているというようなことをおっしゃられたと思います。まず一つ、その今後のこの利用形態ですね、利用形態がそうしたその介護計画であるとか、地域福祉計画であるとか、そうした計画との整合性が取れるような売却にあたっての協定のようなものというのがきちんと存在するのかというのが、まず一つとですね。

それから、このそれが将来にわたって担保されるのだろうかという疑問ですね。

それからもう一つが、入札の公告日から入札日まで実質1カ月ということなんですね。8千200万円という大きな金額でもありますし、それに特約の中でどういう事業を行っていく予定なのかというところまで含めると、この1カ月という期間があまりにも短すぎたのではないかなと、お金の工面をして、活用計画を立てて、その上でというときにですね、その結果がこのもともとあった1法人というような参加状況につながったのではないかというふうに思うところです。この1カ月という期間というのが妥当なものとお考えか、それとも本来もっと長く取るべきところがやむを得ないような事情で1カ月になってしまったのかと、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 今回の町有地の売却の土地は、立石団地の跡地でございます。立石団地はご承知のとおり、非常に高齢者の方が多く、また单身の方も半分以上が65歳以上の単身の世帯とそういうふうになっておりますので、それも含めて地域の高齢者のためになる施設をぜひともお願いしたいというのが第1点でございました。そういう意味で、今度購入をされます双友会のほうは、つづじ山荘のほうで介護予防のはつらつ事業もされておりますし、デイサービスもされております。そういう形であちらのほうにまたそういうのをさせていただくというのも聞いておりますので、そういう意味では、地域のために非常に頑張らせていただけないかなと思っております。

それと期間が1カ月で非常に短いのではないかとございませぬけれども、最低やはり1カ月は必要だろうと、あとはやはり2カ月、3カ月の期間を置いたほうが良いとは考えたんですけども、議会の議決事項でもございましたので、そういう意味で最低の1カ月はきちんと守って公募を行うという形にしたところでございませぬ。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 計画との整合性ということでございませぬけれども、今聞いている話でございませぬけれども、今やっている事業といいますかね、それが手狭になったからという話を聞いておりますので、新たにそのグループホームとか、そういったのをつくるかというふうなお話は聞いておりませぬので、もちろんそういったものをつくる時にはですね、町の計画との整合性は図っていただく必要があるというふうに思っております。現在では、現状のままの計画で十分整合性は取れているというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

まず第1点は、額の妥当性、適正価格なのかということですね。この単価当たりをですね、路線価でもってきたのか、何で持ってきたのかということですね。

2点目は、立石住宅自体がかなり老朽化はしていると、いろいろな整備を行ってきましたけれども、もうこれは否めない事実でありまして、低所得者のためにいろんな整備を行っていくためには、やはり建て替え用地というものが必要となりますので、今後10年、20年後、30年と考えたときにですね、売却が妥当だったのかなと思える部分が残るということですね。

それと、ただいまありがとうございました地域福祉のことですけれども、そういった社会福祉法人に売却して担ってもらうのが正しいことなのか。それともですね、今高齢者のマンションみたいなのができてますよね。例えば、そういったものを町が手掛ける、先進事例となるかもしれませんが、それがひいてはそういった高齢者医療費の抑制につながる。介護の抑制につながるというようなものに結び付けられないかなと。要するに、私がいつも言うように、平面的に考えるんじゃなくて、立体的に考えるんですよ。これからのですね、もう既に高齢社会に突入しておりますけれども、そういった視点が必要ではないかなと思うんですね。民間に委託したほうがいいのか。それとも公的資金を使ってでもやったほうがこの長い目で見た場合負担が少なくなるというふうになるのか。どちらかというような、こういった視点はやっぱり今から必要じゃないかなと、そういうふうに考えます。

以上、質疑いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 今回の売却につきましては、不動産鑑定を入れまして、不動産鑑定に基づきまして最低価格を設定したところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 私のほからは地域福祉の観点ですか、3点目のほうですね、のほうかからお答えさせていただければと思います。社会福祉法人をその限定したのがよかったのかということでございますけれども、今回、地域の方の安心・安全といいますかね、そういったところを観点を入れておりまして、それを担っていただくのがやっぱり社会福祉法人の方が担っていただいておりますので、そういった観点で今回は地域住民の福祉の向上というような観点からそういったふうな形でさせていただいております。

それから、民間委託がいいか、公的資金がいいか、これからの高齢化社会を見据えたときにどちらがいいかというようなことでございますけれども、やはり医療費とか、あるいは介護費用が年々右肩上がりになってきているというのが今の現状でございます。そういったことを考えますと、やはり地域でのその取り組みといいますかね、地域力、そういったのが今後さらに求められていくのではないかなというふうに考えております。介護のほうでも進めております、地域包括システムといいますかね、そういった形で全体で高齢者の方を見守っていこうということになりますと、公的資金だけではもちろんできませんので、地域住民の方のやっぱり何らかの関与をしていただくようなシステムが今後は必要になってくるのではないかなというふうに考えておりますので、そういった意味におきましては、民間をやはり活用したところで、あるいは住民の方の活躍、こういったのを今後は期待していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

立石団地の建て替えについては、我が所管でこういったものはその追究していきたいと思いますが、先ほどの答弁の中ですね、地域福祉整合性というものがとられているというような答弁だったかなと思っておりますが、それは眼前の一時的なものですよね。長期的に見たときに、例えば、その地域で、

じゃあ何もかもできてしまうのかと言ったときにできないです、絶対。この8千200万円というものをおそらく財源に売払ったのだからとかいって持ち出す魂胆だろうとか思ったりするんですけども、やはり公的資金は絶対的に必要になってきます。ということは、立体的に考えなさいといったのは、これからの中・長期的という意味ですよ、言うならば。地域福祉でじゃあ担えるかというならば、生産性のないところにですね、地域福祉というものが根付くかといったならば、誰が負担するのか。ご本人が負担するのにもこれは限度がありますよ。これは保険制度とか、その制度があるから守られているんであって、そういった部分的な整合性というものは考えてもちゃんちゃらおかしいんです。はっきり言って。誰が負担するのかという観点がないと、そういった制度というのはこれから崩壊していくだろうということです。ですから、整合性というものを求めるのは、中・長期的に整合性が地域福祉にとって求められるかどうかということで、今の部長の答弁だったなら一時的なものしか考えられないですけども、中・長期的にもそういったものが守られて、地域福祉はその進んでいくということがその言えるのかどうかですね。そこは非常に重要な点です。はい。再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 高齢化社会に向けて、そういったその誰が負担するのかというようなこの観点での中・長期的な視点が必要であるというようなご意見ですね。まさにそういったことだとは思いますが。先ほども申し上げましたように、高齢化社会を迎えまして医療費それから介護費、これがどんどん右肩上がりです上がってきておりますので、これをじゃあだれが負担するのと言ったときに、やはり負担する人が必ず出てきますので、そしてまた負担しきれないほどに膨れ上がってきているのが今の状況でございます。そういったことを考えますと法的資金だけではやっぱりなかなか今の現状では厳しいのかなと。ですので先ほども申し上げましたけれども、やっぱり地域での取り組みというのが今後はさらに重要になってくるのではないかなというふうに考えております。お金の関係でいきますと、やはり公的資金というのももちろん必要になってはきますけども、それ以上に地域の方の取り組み、これがどれだけするかによってこの誰が負担することということをどれだけ減らすことができるかということにもつながっていくのではないかなと考えておりますので、今後はそういったような地域の活動なり、住民の方の支援、この方をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

午後0時00分 休憩

△

午後0時59分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第64号を議題といたします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

今、説明資料のほうを見ておりますが、これ見てわかる人いないでしょう。普通、事故が発生したならばどういう状況になったかという説得ある写真を出すべきです。その損害が発生したその現場の写真というものはないのでしょくか。質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 説明資料の10ページに添付しておりますけれども、これでその損害の状況がわからないという指摘だろうと思っておりますけれども、確かにそのとおりだと思います。別添で幹の先ほど申し上げました空洞化している部分とか、ちょっとわかりづらいんですけれども、建物等にかかっている部分等がありますので、この部分については後ほど皆さんに配付をさせていただきたいと思っております。申し訳ありませんでした。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第65号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第66号から議案第68までの3件を一括して議題といたします。質疑ありませんか。
佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 議案第67号の公共下水道特別会計の補正についてお尋ねします。

内容でいきますと、8ページの歳出の事業費のところなんですけれども、浄化センターの建設工事の委託、これ入札残みたいな形、工事残か、という形でマイナスの1千100万円、今度実施設計業務のほうに1千100万円が追加になっているというような説明になっておりますけれども、これはたまたま金額が同じなのか、それとも1千100万出たから1千100万円分仕事をつくったということなのか、その辺についてちょっとまず確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 佐藤議員の質疑のほうにお答え申し上げます。

説明で申しましたように、浄化センター建設工事につきましては、入札で落ちた残でございます、長寿命化工事設計業務につきましては、これは補助事業として次年度以降にする計画でございましたので、今回、補助内示額工事、浄化センター建設工事につきましては、補助事業の枠内でございますので、その補助事業の枠内で長寿命化計画の一部を前倒しするという形でございますので、まだ長寿命化計画につきましては、またその一部の1千万円相当額を今回前倒しとするものでございます。

○3番（佐藤真二君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

日程第15 委員会付託

○議長（大塚龍一郎君） 日程第15 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第60号から議案第68号までを、手元に配付いたしました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管にて付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後1時04分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成27年第5回大津町議会定例会会議録

平成27年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成27年12月9日(水曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	7 番 本 田 省 生
	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則	10 番 源 川 貞 夫
出席議員	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆	13 番 永 田 和 彦
	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 塚 龍 一 郎
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行		
	書 記 佐 藤 佳 子		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	兼 会 計 管 理 課 長 中 野 正 継	
	副 町 長 徳 永 保 則	総 務 部 課 長 補 佐 兼 財 政 係 長 羽 熊 幸 治	
	総 務 部 長 田 中 令 児	総 務 部 課 長 補 佐 兼 財 政 係 長 白 石 浩 範	
	住 民 福 祉 部 長 杉 水 辰 則	総 務 部 課 長 補 佐 兼 財 政 係 長 白 石 浩 範	
	経 済 部 長 大 塚 義 郎	教 育 課 長 齊 藤 公 拓	
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	教 育 部 長 松 永 高 春	
	併任工業用水道課長		
	総 務 部 次 長 兼 課 長 徳 永 太	農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 徳	
	総 務 部 総 務 課 長 本 郷 邦 之		

一 般 質 問

2 番 豊 瀬 和 久 君 p 45～ p 55

1. 地方版総合戦略の策定について
 - (1) 策定にあたって、関係者の幅広い意見が反映されているのか。
 - (2) 戦略の起算作業自体はいつまでにおこなうのか。
2. 災害廃棄物処理計画策定の推進について
 - (1) 災害廃棄物はさまざまなごみが混ざり合っており、処理が難しい。
混乱を最小限に抑えるためにも、処理計画を策定する必要がある。
3. 健康マイレージの取り組みについて
 - (1) 町民が楽しみながら健康づくりを促進し、町民に健康の重要性を普及啓発する
取り組みをおこなう考えはないか。

5 番 桐 原 則 雄 君 p 55～ p 66

1. TPPに対する対策強化と充実について
 - (1) 国が大筋合意した環太平洋連携協定（TPP）で、市場アクセス分野の農産物交渉の結果、国の重要5品目の段階的な関税削減や特別輸入枠の新設が盛り込まれたほか、多くの品目で関税削減、撤廃の措置が取られることになった。徐々に明らかになってきた合意内容に対して、農業をはじめ様々な影響があり不安の声がある。
そこで、将来の町農業、商工業などの影響などを検証し、今後の対応や対策が早急に必要である。
 - ① TPPに関する影響や対策関連の情報収集や対策をどのように進めて行くのか。
 - ② 町関係者の意見や提案をまとめるTPP対策協議会等を設置し、国県の事業との連携や町からの事業提案など総合的に対応できる対策や体制を強化しないか。
2. 町の野球環境充実と熊本県新野球場建設支援や誘致について
 - (1) 町には、小学校、中学校部活動及びリトル、シニアクラブ、県立高校並びにホンダ硬式野球部、社会人チームなど、多くの皆さんが、夢を追い、時には厳しい練習に耐えて野球を楽しんでいる。
同じ志や夢を持つ、様々な子どもから高齢者までが、ともに切磋琢磨する姿は、選手のみならず応援する人にも夢と感動を与えている。
今後の野球環境を更に充実させる必要がある。

- ① 町に存在する野球関係の学校、クラブや企業、野球協会や体育協会をはじめとする関係団体が一体となった野球連絡協議会の設立への支援や施設整備の充実など、子どもたちの健全育成や活動支援及び社会人を含めた野球環境の充実強化をしないか。
- ② 熊本県に新しい野球場の建設に向けて、関係者が結集し、新野球場建設連絡会を発足させ、球場の必要性や署名活動を推進している。町も署名活動を大いに支援するとともに、大津町へ新野球場建設の誘致について検討して取り組まないか。

15番 荒木俊彦君 p66～p76

1. TPPと町民の暮らし

- (1) TPP閣僚会議が「大筋合意」した。安倍政権は「国会決議を踏まえ重要品目を関税撤廃の例外とすることができた。美しい田園風景、伝統ある故郷を守っていく」と述べたが、国会決議は、主要5品目について関税の撤廃だけでなく削減も行わない「除外」であり、これが満たされない場合は交渉から撤退する。となっている。TPP大筋合意は成立ではない。アメリカ、あるいは日本の承認がなければ成立しない。町民の暮らし、地域経済、くらしが成り立つ真の美しい日本を守るため、町長の見解を聞きたい。

2. 町財政の計画的運営

- (1) 大津町の財政状況は、県内自治体のなかでは良好と言われているが、この間の公共事業による起債残高の急上昇は黄色の信号になってきている。
町民の暮らしを守りながら、計画的財政運営が必要ではないか。

13番 永田和彦君 p76～p88

1. TPPの対応と台湾高雄定期便就航について

- (1) TPPに対する国の分析は正しいのだろうか、経済環境が大きく変わろうとする時こそ町民の意識を高めなければならない。今は、地産地消、地元主義、ナショナルリズム、といった守り固めと、大津から台湾、韓国、そして環太平洋経済連携へと、大きく打って出る時でもある。阿蘇熊本空港はこれからも国際化が見込まれ直接的にも間接的にも多くの外国人の利用が見込まれるだろう。また、公共交通機関として、空港ライナーも周知されるに至っている。まさに天の時、地の利はここに在りだ。外国の方々はずまず大津に来ていただき、治安の良さから、一人行動もできるように、また東西そして北へと進路を決めて頂く交通の要所としての条件整備を急ぐべきである。案内表示や商品表示の整備は欠かせないし、新

しい商品開発やサービスも必要だ。T P P 対策と各分野の可能性を引き出すため、新たな投資や補助は必要である。

2. 総務省の地方債発行条件緩和について

- (1) 総務省は、「財政規律の意識を高めてもらうのが狙い」とコメントを出し（国の借金、1,000兆円以上にも関わらず）常套手段ともいえる、地方自治体をタテにしての、国の借金ごまかし作戦を出してきた。

理由はどうであれ、借金を増やすということは、支払いも長期になり、後世に負担を多く残すことで、要するに、先行投資恩恵の先食いであり、後世への迷惑の蓄積になりかねない。10年20年前の公共投資が、迷惑施設になる例も多々ある。また、国から借金しても金利は付く。国が指摘している、財政規律の意識を高める事は、正解であるが、安易に国に従ってはいけない。町の財政規律は緩和ではなく厳格なる積算結果でなければならない。

3 番 佐藤真二君 p 93～p 105

1. 子ども連れ投票の推進で若年層の投票率向上を

公選法改正で、子ども連れ投票が解禁された。

- (1) 子ども連れ投票のキャンペーンを行ってはどうか。

- ① 町の年齢層別投票率はどうなっているか。
- ② これまで子ども連れ投票が原則禁止とされていた理由は。
- ③ 子ども連れ投票解禁を、投票率向上のための機会と捉えた取り組みの提案。

2. 公立幼稚園の在り方を再確認すべき

子ども・子育て支援新制度移行で町立幼稚園の在り方に疑問が持たれる。

- (1) 大津町における公立幼稚園の意義は。
- (2) 公私共通の利用料（保育料）の設定への疑問。

11番 坂本典光君 p 105～p 114

1. 大津小学校通学路の件のパート2

- (1) これは昨年の質問の改良版である。

引水東（国道57号線から南で、スポーツの森から西の区域）は住宅が急増している。その地域の小学生はマクドナルドの交差点で国道57号線を渡って通学している。通行量の多い国道を横断するのは危険な行為だと思う。昨今は薬物や、社会的抑圧、家庭の不和で精神異常をきたし事故を起こす事件が急増している。昨年と比べ対象となる生徒は100人を超えている。町長と教育委員会は子ども

たちの生命と安全を守るため真剣に対処してもらいたい。教育委員会は前回もろもろの状況から歩道橋を作れないか質問したがなかなか前には進まない。そこで当面の策を提案するものである。

① (ア) 国道の南側歩道は中学生が自転車専用道路として使用しているが、小学生も通学路として使用する。

(イ) 前に小学生の集団が歩いていたら中学生は追い越すまで自転車を押す。

(ウ) 国道から下に降りる階段を使いやすく改良する。

(エ) 国道の下を通るトンネルの照明を明るくする。

(オ) トンネルに防犯カメラと防犯ブザーを取り付ける。

(カ) トンネルを抜けた先にある小川に橋を架けてそのまま校庭にはいる。

2. 上井手とその支流から発する畜産系の異臭パート3

(1) 15年前から起こっていた上井手とその支流から発する畜産系の異臭問題は解決していなかった。平成24年12月18日に上鶴地区から上井手の悪臭問題が持ち上がった。このとき町の調査では、「養豚団地では3件の養豚中の糞尿処理を1か所の浄化槽で処理されているが、3件の農家から運ばれる糞尿の途中の集水桝は詰まってあふれた可能性がある、葉っぱ等がつまらないように改善された」とされている。この時点で悪臭の原因が家畜の糞尿であることは確認されたことになる。その後も上井手の支流で悪臭がするので今年6月の一般質問での私の指摘に対して、調査の結果糞尿の上井手への垂れ流しはないものと考えていると町長は答えられている。その後、議会だよりを見て何人かから情報の提供があった。8月27日、「今、上井手の水が停まっている。上井手の現場を見てくれ」という情報が提供された。現場に駆け付けると、黒ずんだ水たまりができており、ぷくぷくと泡がでていた。すぐに役場の環境保全課に連絡した。役場は県の保健所と畜産課に連絡し、黒ずんだ水をくんで検査した。

① 保健所の検査の結果、泡をふく黒ずんだ水の成分は何だったのか。

② 業者はどのような釈明をしたか。今回も注意で終わるのか。

③ 表面からは見えないものが、上井手につながるパイプが埋められており、そこから雨水以外のものが流れてくるとの情報が提供されている。パイプの存在は確認したか。そのパイプを撤去しない限り今後も続く可能性が高い。その日以降、水路の水から発する悪臭は感じていない。

さらに町としてどういう風に取り組んでいくのか。

3. 大津町での犯罪の状況を把握しているか。

青パトの犯罪抑止力

- (1) 大津町は近隣市町と比べて犯罪は多いか少ないか。
青パトの犯罪抑止力を問うものである。

1 番 金 田 英 樹 君 p 114～ p 127

1. 文化ホールの運営について

- (1) 文化ホールの運営に関して、住民の負担軽減・サービス向上、および町財政負担軽減の観点から以下の項目における見直しができないかを問う。

- ① 証明器具使用料の定額化
- ② オペレーター配置基準の明確化および一部内製化等による費用の抑制
- ③ 利用団体・住民の住所地の違いによる利用料金・ルールの差別化（主な納税者である町民の優遇）
- ④ 公益性のある取組み・団体への利用料減免および同基準の設定・公開

2. 介護保険制度改正と地域包括ケアシステムの構築

- (1) 平成27年4月から順次施行されている改正介護保険法では、①地域包括ケアシステムの構築と、②費用負担の公平化が大きなトピックで、介護保険制度のなかで地域に求められる役割のさらなる増大が見込まれるとともに、自己負担や保険料の見直しが大きな課題となっている。

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムであり、保険者である市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要がある。

以上の背景を踏まえ、次の項目における町の方針と対応を問う。

- ① 平成28年度に予定する総合事業への移行に向けての状況と課題。
- ② 平成27年度から実施している地域ケア会議の状況
- ③ 在宅臨界点の引き上げに向けた医療・看護体制面の取組み状況（医師会との連携や訪問看護体制の充実）
- ④ 支援・介護度の改善実績および向上に向けた取組み
- ⑤ 特に増加が予測されている認知症患者関連施策の状況および計画
- ⑥ 健康維持・介護予防運動プログラムの効果検証および所管間連携

8 番 府 内 隆 博 君 p 127～ p 132

1. 町公園トイレ整備について

- (1) 町内公園に、昭和園をはじめ、10箇所の公園トイレが設置されてあるが、昭

和園のトイレや日吉神社広場トイレ、特に県道北外輪山大津線通称ミルクロード沿いにある清正公園トイレなどを早く改修すべきではないか。近年、通称ミルクロードも土曜、日曜日など、多くの観光客や阿蘇方面への車で通行量が多く、トイレの利用客も多いと聞く。早く改修計画を！

- ① 昭和園トイレや日吉神社広場のトイレは、つつじ祭りなどの時期には県内外から多くの来場者があるので、清潔、安全、使いやすい水洗化に改修出来ないか。
- ② 清正公園トイレは、冬の時期など気温が下がって凍る時がある。低温対策を考えては。通称ミルクロード沿いにあるトイレを統合して1ヶ所に改修できないか。

2. 清正公園整備について

(1) 平成6年3月に供用開始以来21年を経過、高木も生き茂り周辺も暗く歩道の石張りも崩れている。歴史的、文化的にも貴重な遺産である。清正公道を後世に残すための整備が必要と考える。

- ① 高木を間引きして、もっと明るく歩道整備が出来ない。
- ② 雨水対策も考えるべきではないか。

3. ドクターヘリ搬送体制について

(1) 平成24年1月16日運航が開始されて以来、県内全域で重篤な傷病者のさらなる救命率の向上に「空飛ぶ救命室」とも呼ばれている。ドクターヘリの着陸地点を決める消防などの関係機関と大津町は連携が図られているか。

- ① 着陸地点などの特定が確立しているか。

議 事 日 程 (第 2 号) 平成 2 7 年 1 2 月 9 日 (水) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程並びに報告内容は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 8 名ですので、本日が 1 番から 4 番まで、1 0 日が 5 番から 8 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○2 番 (豊瀬和久君) おはようございます。傍聴席の皆様もおはようございます。2 番議員、公明党の豊瀬和久でございます。

通告に従いまして、3 点質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。1、地方版総合戦略の策定について。2、災害廃棄物処理計画策定の推進について。3、健康マイレージの取り組みについての 3 点です。

まず、1 点目の地方版総合戦略の策定についてお伺いをいたします。この質問は 3 月議会でも行いましたが、今回は策定状況についてお伺いをいたします。策定を進めるにあたって、3 月議会で次のような提案を行いました。「総合戦略は役所だけでつくるものではなく、それぞれの地域で暮らし、地域を担っている人に焦点を当て、人が生きる地方創生を実現すべき。これまで何度となく地方活性化が叫ばれて、国の対策が実施をされてきましたが、それは道路などのインフラ整備などのハード面に力点が置かれていたために、成功したとは言えない。地方創生とは、経済成長のみを追求するのではなく、各地域の特色を生かして生活の質の豊かさを追求するもので、日本人の価値観は既に物質的な豊かさから生活の質の向上へと変化をされていて、社会構造や政策も生活の質の向上へ向けて転換しなければならない時期にきていますが、まだ転換しきれていない。日本は、工業化の進行に対応した国土をつくり、工業社会への対応、経済成長のためのインフラ整備ということでは、それなりの国土や仕組みをつくってきましたが、情報化社会、成熟社会に対応するような社会の仕組みにはまだなっていない。日本には、人々が生活を楽しむためのインフラや生活習慣、そのための蓄積といった社会的、経済的な仕組みが欠けていて、成熟社会での人々の生活、そういう生活感について議論を大いにすべきである。今の日本は、日本人の意識、社会の仕組みを変えていくための議論が必要である。町の地方創生の鍵は、地方が自立につながるよう地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進でき

るかどうかと言えます。」との提案を行いました。それに対し、「策定にあたっては、住民の意見を幅広く取り入れ、議会とも協議しながら進めていこうと考えている。」との答弁でした。しかし、その後は何の協議もなく、9月議会の総務委員会で策定状況をお尋ねしても、12月を目途に策定することだけで、中身については説明できるような状況ではないとの回答でした。この一般質問の通告書を提出した11月13日の時点でも一度も協議もなく、12月議会開会日の全員協議会で初めて地方創生に向けた取り組みについてとの議題で、策定状況の説明はあったものの、9月議会では12月を目途に策定すると言われていたものが、いつの間にか3月ごろに変更しているような状況で迷走しているとしか思えません。総合戦略の内容や策定の時期が問題なのではなく、総合戦略を策定するにあたって、基本的な理念である、広く住民の意見を聞いて、責任をもって戦略を推進しているのかどうか問題だと思います。説明があった策定状況も住民からは6月末に一度意見を聞いただけで、そのほかは戦略会議が2回だけ、議会には先日の計画報告のみ。これで幅広く意見を取り入れていると思われませんか。今後のスケジュールも発表されましたが、あと2回戦略会議を行い、2月中旬に総合戦略案を策定し、議会には全員協議会で報告。以降、パブリックコメントを実施し、決定などと言われておりましたが、これで幅広く住民の意見を聞いたことになるのでしょうか。町民には、自ら町づくりの主体であることを自覚して、町と互いに協力し、情報を共有しながら参画と協働のまちづくりを進めることとの責務を求めながら、いつものごとく決定事項を報告するだけになるのではないのでしょうか。そもそも協働とは、異なる組織が一つの目標に向かい、企画・運営を協力して行うことはもちろん、責任と役割を分担し、意見を交わしてお互いに理解し合いながら取り組みを進めて成果を共有することを言います。これからでも遅くありませんので、多くの住民の皆様にはまずは総合戦略策定の意義を伝え、意見を聞いていくためにも地域に出向いて、小さな単位での意見交換会などを重ねながら、少なくとも総合戦略の意義を理解をしていただいた上で策定をしていくべきだと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さんおはようございます。豊瀬議員の地方創生、地方版の総合戦略につきまして、ご質問についてお答えいたしたいと思います。

2060年の人口ビジョンを踏まえまして、2015年から2019年までの戦略を今年度中に策定することとされております。策定にあたりましては、大津町振興総合計画、後期基本計画を踏まえつつ、まち・ひと・しごとの特化した取り組みとして、地域住民の方々のご意見や外部有識者からなる大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会に諮りながら、丁寧に策定業務を進めてまいりたいと考えております。

先般、その総合戦略推進委員会に人口ビジョンの方向性を図り、今後、総合戦略の具体的な策定作業に入る段階となりました。そのため、今回全員協議会において、現在の状況についてご説明を申し上げ、議員の皆様からも戦略についてのご指導・ご助言を賜ればと考えております。

今後の策定スケジュールを含め、詳細につきまして、担当次長から答弁をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） おはようございます。それでは、豊瀬議員のご質問の地方版総合戦略の策定状況と今後のスケジュールについてお答え申し上げます。

地方版総合戦略の策定プロセスにつきましては、まち・ひと・しごと創生を効果的・効率的に推進していくために、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加、協力が重要であることから、地方版総合戦略は幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成する推進組織で、その方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようすることが重要であるとされております。

本町におきましても、住民の方々の意見を広く聞く機会としまして、6月の住民参加型のワークショップを開催し、町内外からの高校生から82歳の方まで、100名を超える方々にお集まりいただき、町の現状や町内の資源を生かした取り組みなどにつきましてご意見をいただいたところでございます。現在、その中から2つのプロジェクトを立ち上げ、地方創生の事業としまして国に採択をいただき、地域の方々が中心となって公募の方も含めた実行委員会で取り組みを進めているところでございます。その一連の流れにつきましては、第2回総合戦略推進委員会においてご説明申し上げ、住民の方々の思いを共有していただいた上で議論をしております。加えて、現在、町内の方々にアンケートを実施しております。さらに、追加しまして、町内企業にお勤めの方々についてもアンケートを実施することとしておりまして、その結果を総括して総合戦略の参考にすることとしております。

当初、地方版総合戦略につきましては、12月を目途に策定をと考えておりましたが、総合戦略推進委員の皆様方からのご助言を受け、回数を重ねて議論をいただいたことや、アンケートを幅広く実施することをするために、来年2月に総合戦略の素案をお示しし、全員協議会でご説明ののち、パブリックコメントを経まして策定したいというふうに考えております。今後、総合戦略の具体的な策定作業に入りますので、町民の皆様や議員の皆様におかれましては、総合戦略の方向性や具体的な施策につきまして、ご指導・ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 3月議会で提案をさせていただいて、もう4月ぐらいから策定というか、いろんな形で進めてこられて、住民の方とのそのいろんな意見交換会は1回だけ、それも百何名が参加されたということで、それで住民の皆様から幅広く意見を聞いたことになると思われているのかね。

それと、例えばこれから3月策定までにアンケートを取られると。3万4千人の町ですよ。出向いて、その地域でいろんな意見を聞いたり、この策定のことを伝えたりするということは、もう当然4月の段階からでももう今まで8カ月ぐらい経っている中で、1回だけそれをやられただけで、そして、今からアンケートを取るという。その会って対話をしてその中で意見を聞くとかという、その姿勢というのは、全く感じられないんですけれども、その策定にあたって広く意見を取り入れようというのが、アンケートを書いてもらうというのが広く意見を取り入れるという意味になるんですかね。これ

はちょっと町長にもうそれで策定していいのかどうかというのをもう1回お聞きいたします。よろしくをお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員のおっしゃることも一理あるかと思えますけれども、担当としては精一杯今頑張っておりますので、住民の皆さんや、その関係団体の皆さんの意見をしっかり取り入れながら、今後事業推進をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） じゃあそういう何か会合というか、その意見交換会、直接その総合戦略に対して、会って話を聞いて、それを参考にするというような機会を設けるということは、しないということですかね、この策定をするにあたって。1回だけ6月にやっただけで、あとはアンケートだけということですかね。もう1回そこはつきりをお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 豊瀬議員のご質疑にお答えします。

この総合戦略につきましては、議員おっしゃるとおりですね、計画があって、その戦略を練ってですね、事業をするというのが大体筋じゃないかなと思うんですけども、今回、これにつきましては、平成26年度の国の補正予算で、先行型をやりなさいと、もう事業を直接やりなさいというふうの来まして、平成27年度になりまして、総合戦略をつくりなさいということで、プラス上乘せ事業もしなさいと。もう事業のほうがですね、ちょっと先行をしております、事業の中でですね、広報とか、ホームページ載せまして、ご意見はですね、伺っている段階でもございます。また、来年度はですね、加速型と申しまして、国のほうが加速しなさいと、事業をですね、加速しなさいというふうになりますので、総合戦略を練ってその中で事業を推進してまいりたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） これから人口が減っていく中で、これは日本全国減りますから、もうどこもやっぱり減っていく中で、どうやってその住民の人の質の向上をさせていくのかというものは、やっぱり住民の皆さんの協力とか、いろんなやっぱりそういう福祉とか、介護にしても地域包括ケアということで、地域の皆様にいろんな形で協力をお願いしたりしていかないといけない。また、そのICTとかそういう情報通信技術を使って、いろんなやっぱり政策を進めていく中で、市の向上とかそういうものができるんじゃないかと思って、一番大事なのは、やっぱり住民の理解と協力だと思うんですけども、それが実際そういう今総合戦略を進めるにあたって得られているのかどうかというのが、そこが得られない限りどれだけそういう国がいろんな交付金とかそういうものを出すことに対していろんな戦略を、それが戦略になるかどうかというのはわかりませんが、それを出したとしても、それ今までのいろんなやり方と全く同じじゃないかという気がするんですけどですね。そこがそれで住民の皆様のいろんな理解とか、そういうのが深まっているのかどうか、もう1回お聞きしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 質問回数超えていますので、次の質問に移ってください。

○2番（豊瀬和久君） 次の災害廃棄物処理計画の策定についてお伺いをいたします。

東日本大震災や広島土砂災害、本年発生した関東東北豪雨など、近年は膨大な廃棄物をもたらす大規模な自然災害が頻発しています。しかしながら、全国の自治体では、災害廃棄物処理計画の策定が進んでおらず、予期せぬ災害に備えた対策が十分とは言えない状況です。本年9月鬼怒川の堤防決壊により市街地が広範囲に浸水した茨城県常総市では、路上への不法投棄や不衛生で悪臭を放つ膨大な量のごみやがれきなど、災害廃棄物の対応に追われ、復旧作業に支障をきたしました。災害廃棄物には、さまざまなごみが混ざり合っており、処理が難しいとされています。災害時の混乱を最小限に抑えるために、国は自治体に対し、大規模な災害に備え、事前に仮置き場や処理方法を定めた災害廃棄物処理計画の策定を求めています。茨城県と常総市では計画が未定になっていました。平成26年から27年にかけて環境省が実施した調査によると、全国の廃棄物処理計画は、都道府県において約2割、市区町村においては約3割しか策定を済ませていないことがわかっています。町に計画作成の義務はないものの、災害の際に混乱が生じるため、本年5月から環境省では、大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会を定期的に開催し、連絡協議会などを通じて各自治体に処理計画策定の推進を促しています。本年8月6日には、東日本大震災の教訓を踏まえて、切れ目なく災害対策を実施、強化するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、翌月に国、自治体、事業者の連携により災害対応力向上率を上げることを目的とする災害廃棄物処理支援ネットワークが発足されました。今後自治体の処理計画策定を支援する役割が期待をされています。また、地震や洪水など大規模災害はいつ起こるかわかりません。平時から災害廃棄物の処理について、自治体間の連携体制を構築し、相互支援協定を結ぶことなども必要ではないかと思えます。近隣では、菊池市が災害廃棄物処理計画を策定しております。本町も防災計画の中に、一応廃棄物処理計画という項目がありますが、見出しだけがあるようなもので、中身の具体性がありません。既に策定した自治体や取り組みを進めている自治体などの先進事例を参考に、大津町版災害廃棄物処理計画を策定し、万全の体制で自然災害に備えるべきだと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員の2番目の質問でございますけども、災害により発生した大量の災害廃棄物の処理は、住民の健康への配慮や安全の確保をしつつ、早期に取り除き、集積して住民や企業の活動の妨げにならないようにすることが必要です。幸い大津町には、杉水処分場跡地があり、これまで発生しました北部九州豪雨災害や今年の台風災害では、ここに集積することで対応をしております。その後の廃棄物の処理につきましては、熊本県と熊本県産業廃棄物協会は、災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する実施協定を締結しておりますので、これに基づき災害廃棄物の処理を行なってきたところであり、このような災害時の基本的な廃棄物対策は、大津町地域防災計画の廃棄物処理計画に記載しており、町としましては、計画自体は策定済みとの認識をしているところです。

また、大災害が発生した場合は、災害廃棄物の置き場所が不足することも考えられますが、現在、

環境保全組合で新工場建設を進めておりまして、その中に仮置きをすることもできるよう建設計画が進んでいくものと考えております。

今後も基本的には大津町地域防災計画の廃棄物処理計画を基に行っていく予定であり、計画そのものは随時見直しを図っていく必要があると思っておりますが、詳細につきましては、住民福祉部長から説明させます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） おはようございます。豊瀬議員の災害廃棄物処理計画の推進についてにお答えいたします。

全国の災害廃棄物処理計画の状況につきましては、先ほど豊瀬議員がおっしゃられましたようなことで、昨年環境省においてアンケート調査が実施されておりまして、その調査結果が本年7月に行われました第2回大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会に報告されております。その内容は、策定済みの都道府県が21.3%、市区町村でも32.8%となっております。

大津町のこのアンケートに回答しておりますけれども、大津町では、大津町地域防災計画の中に、廃棄物処理計画を策定しておりますので、策定済みと回答したところでございます。本計画でも被害状況を調査、把握し、処分までの対策を講じることや、必要により環境保全上必要のない場所で暫定的な積み置き場所を確保することが記載されております。北部九州豪雨災害や今年の台風災害における災害廃棄物に対しても、この計画に基づき対処してきたところでございます。現状で特に混乱はなく、不具合はないと感じておりますけれども、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災では、膨大は災害廃棄物の発生量もさることながら、津波の被害による処理の困難性という大きな障壁が加わることにより、被災地域全体の災害廃棄物の処理完了までにおよそ3年の歳月を要し、被災地域の人々の生活基盤の復興に重大な影響を及ぼしたことは記憶に新しいところでございます。特に地震のあとに発生した津波による被害は、それまでの地震災害に対する認識や、それに伴う被害想定を大きく上回るものであり、実際に内陸部に大量に押し寄せた土砂交じりの海水と倒壊した建物等、構造物のがれき等が渾然一体となり、大量の浸水がれきや津波堆積物が発生したところです。災害廃棄物は、一過性とはいえ、膨大な量であり、可能な限り迅速に、かつ限られた期間内に処理する必要があること。また、平時の廃棄物とは組成が大きく異なり、これまで培ってきた廃棄物の有効利用技術をそのまま適用することが困難であることが多いなど、特有の課題や問題を露呈しております。そのため、被害が発生してから措置を講じるのではなく、あらかじめ災害の規模、廃棄物の発生量とその種類、浸水の可能性のある区域の把握、廃棄物が発生する地域の特性等を予測した上で、施設の強靱化などの防災的観点も踏まえ、可能な限り事前に対策を講じておくことが迅速な復旧・復興のために必要と考えております。

このような大規模災害が発生した場合でも、現状の大津町地域防災計画の廃棄物処理計画では、ご指摘のように、不足する部分は多々あるかと考えておりますので、他の自治体等の策定状況を参考に随時見直しを行っていきたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） この大津町の計画を見直すということ、相当な見直しが必要だと思うんですけども、今杉水部長が言われたので入ってなかったのがですね、そのリサイクル、再資源化という観点なんです。それが一番計画を立てておかないと何もかもがごちゃ混ぜになって、その資源化しにくくなるというような状況が発生しています。こないだの台風15号のときに大津町でも杉水処分場に集められている分で、再資源化できるのは木だけというような話なんです、今集まっている分は、その再資源ができなくなっているのか。そういうのはいろいろあると思うんですけども、今の杉水処分場にこないだの台風15号での廃棄物が集まっている部分で、リサイクルというのはどれぐらいにできることに、こないだ確認したら木ぐらいしかないということだったんですけども、それでちゃんと適正な処理が行われていると思われませんか。きちっとやっぱり再資源化できるような体制を取るというのが計画で大事なことじゃないかと思うんですけども、そのリサイクルということに関してどう思われるか、お願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 豊瀬議員の再質問にお答えいたします。

災害廃棄物の再資源化、リサイクルというのは、非常に大事な観点だとは思いますが。とはいえ、先ほども申しましたとおり、平常の廃棄物とは組成が大きく異なりまして、これまで培ってきた廃棄物の有効利用技術、こういったものがなかなかそのまま適用することが困難ではないかなというふうに思っております。大規模災害が発生した場合には、そういった形で、今までリサイクル技術をそのまま採用するというのは、非常に困難な部分もあろうかと思えます。ただリサイクルできるものはですね、やはりリサイクルはしていかななくてははいけないとは思いますが、それに大きな時間をかけたほうがいいのか。早めに処分したほうがいいのか。その辺はやはりその辺の状況を見極めながら、処理をしていくことが大切であろうかというふうに考えております。現在の状況では、大規模災害が発生した場合におきましては、なかなかリサイクルまで手が回っていくといくことについては、非常に厳しいのではないかなというような認識をしているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） だからこそこの大規模災害時の計画というのを綿密に立てて、それに基づいてきちっとリサイクルができるような形で、それを進めて行くという内容なんです。これ菊池市のやつですね、つくられているやつで、何でこれをつくったかという目的です。その中で、大規模災害時により発生した災害廃棄物に際し、迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図るとともに、市民の生活環境を確保し、速やかに復興を推進していくことを目的に災害廃棄物処理計画を策定するということですね、そのリサイクルということすらできなくて、今の廃棄物処理計画があるからいいということ自体がですね、もう遅れている、考え方の中でですね、この廃棄物処理に関して遅れているのではないかと思います。策定は、これはもう国が促していますので、きちっとそのことに気付いて策定をするところはどんどん策定していきますからですね。今は3割ですよ。だけど段々段々取り残されている中で、こないだも新聞に載ってましたけど、もう策定してるところが今度は少なくなって

くるような状況になりますよ。なので、見直しでもいいですので、きちっとやっぱり大幅な見直しをしていただいてですね、そういうリサイクル、資源化というものできちっと出きるような形で対応をつくり上げていかないと、ただごみを全部杉水処分場に持ってきて、そこに置いて、それをどっかに処分すればそれで済むとかというような、大規模災害のときにはそういう問題じゃないと思いますので、よろしく願いいたします。

じゃあ次の質問に移らせていただきます。

次に、健康マイレージの取り組みについて伺いをいたします。

住民の健康づくりを促進する健康マイレージは、日々の運動や食事などの生活改善、また健康診断の受診や健康講座、スポーツ教室など、町で決めた健康づくりメニューを行った住民がポイントを集めると得点を得られる制度です。全国でもこのような健康マイレージ事業を導入し、住民の健康づくりを推進しています。住民が健康づくりに励むことで、医療費や介護費の抑制につなげるほか、地域コミュニティや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことが期待できる政策です。この健康マイレージ事業につきましては、昨年6月議会でも同様の質問をさせていただきます。その質問に対しまして、町長より、「元気大津づくり活動事業水水に自らの健康づくりに対する健康推進活動の項目を追加し、ウォーキング、ジョギング、体操、町主催の健康づくり活動への参加も加えて健康増進や地域貢献を推進していきたいと考えております。他の自治体でも健康マイレージやクーポン券の利用などいろいろな手段で健康づくりを進めておられます。大津町には、町民誰もが参加できる健康づくり活動に登録し、参加いただければ最終的に地域通貨水水として利用できる制度がありますので、その活用を推進していきたいと思います。」との答弁をいただいております。しかし、この水水については、平成26年度の主要な施策の成果の中の今後の方針では、現行制度は、元気づくり活動と地域通貨制度としての2面性があるが、通貨としての流通は検証結果から見てもこれ以上の拡大は難しい面があるので、制度を元気づくり活動に絞り、マイレージ的な制度を検討する必要があると書いてあります。また、総務委員会でも何度も問題点が指摘され議論がなされています。その議論の中でも、元気づくり活動の登録者は増加傾向にあるが、地域通貨としてはほとんど流通していない。また、昨年度から健康づくり活動も対象にしているが、分析の結果、健康づくり活動が全体の4割を超えており、健康づくり活動を中心とした制度とし、地域通貨は見直す方向で検討を進めるとの答弁がなされています。健康マイレージという制度は、日々の健康づくりにチャレンジする住民にポイントを還元し、意欲を高める点に意義があるのではないかと思います。ほとんど流通していない地域通貨を還元して意欲を高めることはできないと思います。今まで以上に町民が楽しみながら健康づくりを促進し、健康の重要性を普及・啓発する取り組みを行う必要があると思いますが、現行の「水水」制度をどのような健康づくり活動を中心とした制度に見直そうとされているのか、町長にお伺いをいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 健康のマイレージの取り組みについてのご質問でございますけども、前の議会で答弁したのを今、豊瀬議員おっしゃったとおり、昨年度から元気大津まちづくり活動事業の「水

水」というようなものを推進をしております。言われましたとおり、1年が経過しておりますが、登録者全体の4割程度の方が健康推進の取り組みをされておられまして、今後の登録数の増加や交換についても、町が期待しておるところまでは今いっておらないようでございますので、もうしばらく継続していきたいと考えておりますので、PRなどに力を入れて、一層の登録の推進を図るとともに、健康に対するPRも兼ねてしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 豊瀬議員の健康マイレージの取り組みについてお答えいたします。

平成22年の国勢踏査を基にした熊本県の平均寿命は、男女ともに全国4位となり、長寿県となっております。しかしながら、健康寿命となりますと男女ともに全国21位となっております。平均寿命と健康寿命の差は、男性で9.71歳、女性は13.14歳と10年程度の開きがあり、この期間がいわゆる不健康な期間とされ、介護や医療等が必要とされる期間となっております。寿命が延びてきている中、いかにして最後まで健康に自立した生活をする事ができるのか、すなわち、この不健康な期間をいかに縮め、健康寿命を延ばすことができるのかが、今一番の大きな課題となっているところです。議員がご提案されている健康マイレージもその一つの手段であり、全国の自治体でも先駆的に取り組んでいるところもあるようです。そのような中で、健康保険課としましても、健康マイレージについては、町民全体の健康づくりの手段として考えているところでございますけれども、今はまだ方策の検討中という段階でございます。健康保険課として現在行っておりますのは、健康寿命の延伸を目指し、健康づくりについての啓発と健診率の向上を図るために、今年度から健診後の結果を受診者全員に説明することで、次年度の受診率向上と本人の意識改革につながる保健指導と地道な訪問指導対策に努めているところでございます。現在、764名の受診者のうち、571名への説明を終わり、74.3%の保健指導実施により、今後の健康維持、推進につながったものと思っております。

健康づくりについては、町民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことで町民全体の運動として盛り上げていくことが一番大事なことではないかと考えております。町民全体の運動として盛り上げていくものは、どのようなものが必要であるのか。元気大津づくり活動事業「水水」にも健康づくりを取り入れていっているところでもありまして、健康マイレージも含めて、今後もう少し時間をかけて全体的な取り組みの中で考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 総務委員会の中の答弁でもその地域通貨というのはほとんど流通していなくて、見直す方向でいるという中で、時間をかけて見直すということだったのかどうかというのはあれですけど、町長は健康づくりの「水水」でいくと、当面は。それでその登録者を増やしていきたいということですけども、例えば、登録者を増やして、健康づくりを皆さんがされて、それで自分が健康になるというのが最大のメリットだとは思いますが、その上で、その「水水」という制度でその健康づくりに励まれた人に対してどのような特典が具体的にその地域通貨としてあるのかをお聞きしたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 豊瀬議員の再質問にお答えいたします。

「水水」の健康づくりに対する取り組みとしての特典ということで答えてよろしいでしょうか。

「水水」につきましては、ご承知のとおり、1年間、最大1千300水水のポイントが付与されますので、これを協力店のところで使えば、例えば、そのコーヒーとかそういったのがその割引いて使えるとか、あるいは、町のほうでいきましたらごみ袋が使えるとか、そういったところで交換できるとか、そういったようなメリットがございます。それとまた、団体のほうに寄附をしていただきますと、団体のほうで換金ができるというような制度もつくっておりますので、お一人に対する健康づくりの特典をしましては、1千300水水、お金に換算しますと1千300円相当が最大の特典というような形になっております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） その特典がその1千300水水、まあ1千300円相当がその健康づくりをされた方には特典としていただけて、それをじゃあ地域通貨としてその協力店というのは、具体的にどういう協力店があって、どういう使い方が「水水」のその地域通貨として、具体例はありますか、そういうその使われているという具体例があれば教えていただきたいと思うんですけども。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 豊瀬議員のご質疑にお答えします。

ほとんどごみ袋の交換でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 今総務部次長のほうからですね、説明ありましたけども、町のほうは、先ほど言いましたように、ごみ袋の交換、こちらのほうで使うことができます。それ以外に協力店のほうも登録をされておまして、あまり数は多くないんですけども、例えば、その割引が使えるとかですね、そういったようなメリットはございます。ただお金の商品券としては使えませんので、ただ割引ができるというようなことで、商店、登録店のそのお店によってそのメリット、特典というのはそれぞれ異なります。例えば、コーヒー1杯、例えば300円のところをあと100円引きしますよとかですね、そういったようなその特典をそれぞれのお店をほうで用意されておりますので、そういったようなことで使えるということではございますけども、実際、先ほど言いましたように、ほとんど使っているのは、ごみ袋の交換のほうに使われているということでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 「水水」におきましてですね、ボランティア活動関係の推進をしっかりと取り入れようということで始めております。もちろんそういう中で、住民の皆さんの話を聞くと、例えば、送り迎えとかいろんな形でですね、不便であるというような形を聞いておりますので、地域の皆さんが近所同士でですね、送り迎えするような、そういうときもボランティア活動としての一貫として「水水」を使ってください。そして、そういう使う中で、例えばグラウンドゴルフとかいろんな形の団体が各地域にもございますので、そちらのほうでの利活用をしていただければなというようなこ

とでお話をしております。もちろんその辺のPRがまだ足りておりませんが、先ほど保健師のほうからの健康指導とかいろんな形の中で、そういう形の使い方、そういうものがまだまだ住民の中によく伝わっていないような感じもしますんで、その辺のPRをしっかりとやりながら「水水」でしっかりと健康づくりにも、あるいはその地域の活動の支援にもしっかりと役立っていただければなというような思いをしております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 健康マイレージと「水水」、名前が違うだけですね、ほとんど内容的にはそんなに違いはないと思いますので、「水水」でも別にその悪いというわけじゃないんですけども、その特典ですね、内容、そのメリット、そこがその何て言いますか、健康づくりに頑張られた人に対して地域通貨という形で、けどそれはごみ袋にほとんどが換えられている。だったら最初からごみ袋渡したほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけど、それだけだとするならですね。だから本当にその特典がもう少し魅力があるものに改善をして、その健康づくりに励もうというきっかけづくりをするためにも、やっぱりそういう何か魅力があるものじゃないと、その若い人たちにとってもですね、その何かよくわからない内容でごみ袋ぐらいしかもらえるものがないというような制度というのは、せつかくいい制度だと思いますので、魅力があるような特典とか、そういうメリットが必要じゃないかと思うんですけども、人数も増やすのも当然必要だと思うんですけども、一番改善が必要なのは、その地域通貨としての役割をもう少し内容を改善をしないと、全くそのごみ袋になっているだけで、個人とする活動にとってみたら、メリットに感じないんじゃないかと思うんですけども、そこをどうにか喜ばれるような内容にさせていただきたいと思うんですけども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 回数がオーバーしておりますので、発言者は、まとめて終わってください。

○2番（豊瀬和久君） じゃあぜひ町民の皆様に喜ばれるような内容の特典に改善をしていただいて、その健康づくりのきっかけとなるような制度を続けていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午前10時47分 休憩

△

午前10時56分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんもお疲れさまです。5番議員、桐原則雄が通告に従い、TPPの対策強化と町の野球環境整備や熊本県新野球場の誘致について質問させていただきます。

まず、TPPについてですが、2010年からスタートして5年半に及ぶ日本やアメリカ、12カ国が参加する環太平洋連携協定、いわゆるTPPの協定交渉が10月5日に各国の閣僚会合において

大筋合意をいたしました。この協定は、今後参加国の議会、承認を経て効力を発することになっています。今回は、TPPにおける農業関連を中心に質問をしたいと思います。

安倍首相は、TPPの大筋合意後、国会決議で守ろうとした市場アクセス分野で、日本にとって聖域とされる米、麦、砂糖、牛肉、豚肉、乳製品などの重要5品目を中心に関税撤廃の例外をしっかりと確保できたと、交渉の成果があったと強調されています。しかし、その後の交渉内容の説明の中で、農林水産物の8割で関税が撤廃されたり、段階的に大幅な関税率の引き下げ、特別輸入枠の新設など、農業分野での急速な貿易自由化に向けた厳しい内容が盛り込まれています。

私も熊本市で開催された農林水産省主管の九州地区TPP説明会に参加し、合意内容の説明に対する意見や質問などを聞いてみました。会場では、農業者、農業団体、行政関係の参加者から情報開示が少ない、質問への的確な回答がない、農家の辛い思いがわからないのか、今後の取り組みがまだ不透明で交渉を撤回すべきなど、厳しい意見が多く出ていました。今回の合意内容は、今後の農業・農村、そして地域社会の形成にも深刻な影響があるとの思いからの意見だと私は感じました。

政府の取り組みとしては、10月9日に内閣総理大臣を本部長とするTPP総合対策本部を設置し、TPP協定交渉の大筋合意を踏まえ、総合的な政策対応に関する基本方針を決定、あわせて農林水産省もTPP対策本部を設置し、農林水産分野を担う人たちの懸念と不安を払しょくし、将来にわたって意欲ある農林業者が希望をもち、より確実に再生産に可能になるよう万全な国内対策を進めると検討を開始しました。そして、11月25日にTPP対策大綱を政府は発表いたしました。

その中で、農林水産業関係では、1点目に、攻めの農林水産業への転換。機械導入や金融支援、農地の大区画化による経営感覚の優れた担い手の育成。水田、畑作野菜などの戦略支援のための産地パワーアップ事業を創設。畜産、酪農をはじめとする畜産経営の規模拡大による収益強化。2点目に、経営及び食糧の安定供給の備えとして、米の備蓄米政府買い入れ、麦経営所得安定対策の継続、牛肉・豚肉の所得補償を法制化。3点目に、その他の項目で食品の原料産地表示、農家の減収補てん保険制度、飼料用米生産の推進など。また、日本を新輸出大国として目指すため、地方の中堅企業や中小企業の海外展開への支援、相談体制の強化、農業、商工業と連携した市場開拓支援など、そして、強い経済の実現を目指し、地域の稼ぐ力の強化として人材交流、投資、海外からの観光客誘致、農産品の輸出など、地場産業の育成を盛り込み、この大綱に基づき、今後補正予算や新年度予算で対応するとしています。

私も大津町の肉牛農家、酪農、養豚、米麦、野菜農家、ネットワーク大津やJAの皆さんに11月の中旬頃、直接お会いし、農家や組織の意見を聞いてみました。そうすると、やはり不安であると。それぞれの農家や組織で自分たちの経営をどの方向に進め、どう戦うのか、どう守るのか、今後を見据えて対応していく必要があるというような意見が多かったようです。また、12月3日に議会の経済委員会と各経済団体の代表者の意見交換の中でも、非常に危機感も強く、的確な情報提供や今後の対応策について非常に関心を持っておられました。そして、さまざまな意見や要望もあったところです。その中で、町がリーダーシップをもっと発揮し、さまざまな取り組みを早急に進めてほしいとの期待や要請の声がありました。

そこで、将来の町の農業、商工業などへの影響を検証し、今後の対応や対策を早急に実施すべきと考えます。TPPに関する影響及び対策関連の情報収集や対策を今後どのように進めていくのか、町長にお尋ねします。

2点目は、先ほど述べましたように、政府は、TPP対策大綱に基づき、早急な事業展開を実現するために、来年1月から補正予算、その後、新年度予算を策定する予定です。TPP合意は参加国の議決は必要ですが、国が現在進めている地方創生1億総活躍社会の観点も含め、これから町がさらに発展するための大きな分岐点になると考えます。

そこで、今後の町の農林業や商工業などをどのように推進するのか。今回のTPP問題を契機として、対策協議会等を早急に設置し、さまざまな関係者との意見交換を行い、将来構想や支援策などを早急に取りまとめ、町から県や国への提案事業としての提案や、国・県の事業と連携し、総合的に新しい事業展開を多様できるような対策や体制を早急につくるべきではないか町長にお尋ねします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 桐原議員のTPPに関するご質問でございますし、もうおっしゃるように、結論的には議員おっしゃるとおりでございますし、それぞれの団体や機関と相談しながら、また今後についての対策についても、現在進めておる関連等もしっかりと取り組みながらやっていかなくちやならないというような思いもしております。

しかし、政府は、11月25日に安倍首相らの閣僚会議による太平洋連携協定TPP総合対策本部の会合を開きまして、総合的なTPP関連政策大綱を決定しまして、これを受けて2015年度の補正予算では、農林水産関連の総額を3千億円検討するというような報道がなされております。安い海外産で影響を受ける恐れがある農林水産品は、保護策で、米は、米国産の輸入枠と同じ量の国産米を買い入れて、また牛や豚肉の経営安定対策の赤字補てんの割合を引き上げるなど、関連法案を16年度通常国会に提出するとしておられます。

先週、第25回のJA熊本県大会で、TPP対策運動の継続や強化に関する特別決議がされており、国会議決との整合性について徹底した検証と国民への十分な説明及び国会承認に向けた審議過程への情報開示を行うことなどの決議が行われております。また、JAグループのJA全中においても、再生産を確立するには、カンフル剤ではなく、息の長い対策が必要だと主張されてもおります。

しかし、政府においては、TPPによって日本からの牛肉輸出で米国が関税を撤廃するなど、輸出促進のチャンスなどと言われてもおります。政府は、今月下旬にはTPPの影響にかかる試算を公表し、来年2月に参加12カ国がTPPに署名、来年春の通常国会でTPP承認案が審議される予定です。政府は、農林水産物の影響は限定的と説明しておりますが、重要5品目の国会議決と大筋合意の整合性について、今後国会で審議されると思いますので、国の動向を注意深く見守り、しっかり対応をしてまいりたいと考えておまして、各種団体のご意見を伺い、議会とも相談しながら対応をしてまいりたいというふうに思っております。

詳細については、担当部長よりご説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○**経済部長（大塚義郎君）** 今回、TPPの大筋合意の新聞報道が10月6日になされ、新聞、またテレビ放送で周知されました、国が主催するTPPの大筋合意の内容について、国が日本のブロック別説明会をするというふうな新聞報道がありましたので、それに申し込みまして、九州沖縄ブロックの説明会が10月15日、畜産関係品目があつております。また、10月19日に水田・畑作関係品目の意見交換会に参加して情報収集に努めております。

また、ほぼ毎日政府や与党におけるTPP対策が報道されておりますが、11月20日、おっしゃいましたように、与党は政府に経営安定対策と体質強化対策の充実を申し入れまして、畜産・酪農の経営安定対策では、粗収益と生産額の差額を補てんする肉用牛肥育経営安定特別対策事業、いわゆる牛マルキン、養豚経営安定対策事業、豚マルキンの法制化や補てん率の引き上げ、国庫負担率の引き上げ等を申し入れがされ、これを受けて政府は11月25日にTPP関連対策大綱を決定しております。また、商工業におきましては、おっしゃいましたように、中堅・中小企業の新市場開拓のため、総合支援体制の強化として、国や地方自治体、商工会議所などが共同体を設けて海外市場開拓や事業開拓を目指す企業に対し、製品開発や国産標準化、認証取得の推進、海外企業の紹介を後押しするとしております。今後、各省庁や県等による説明会が開催されてくると思いますので、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

また、町関係者の意見や提案をまとめるTPP対策協議会等を設置、総合的に対応できる体制を強化しないかということでございますが、町では、大津町の中心的な農業の担い手である認定農業者約160名で組織しております大津町認定農業者協議会、農業団体、農業委員、行政で組織している大津町農業再生協議会、その他、大津町農業振興会議、また大津町人・農地プラン作成検討会等でそれぞれの項目について協議しております。それぞれに県関係や農業団体、土地改良区、農業委員、認定農業者、女性農業者等に委員になっていただいております。以前は、桐原議員もご存じかと思いますが、県の農業振興室や農業改良普及場、JA、畜産組合、土地改良区などが集まりまして、年間の農業振興の情報を交換を行ってございました。TPPの大筋合意から政府のTPP総合政策大綱、TPP協定に向けて農業関係機関がお互いの情報交換を進める段階にきておりますので、既存の組織を活用するのか、また新たな組織でTPPの項目について対応していくのか、関係機関と協議し、迅速に総合的に対応できるよう対処してまいりたいと考えております。

○**議長（大塚龍一郎君）** 桐原則雄君。

○**5番（桐原則雄君）** 今、町長のほうからと大塚部長のほうからお話がありましたように、TPPにつきましては、まだ不透明な部分も確かにあります。しかし、農家の方々は非常に不安に思っておられると、その不安を払しょくするために町がやっぱりリーダーシップをとって、いろんな形で情報提供したり、意見を聞いたり、町が進むべき方向をやっぱりこう示すべきだというふうに思います。今お話がありましたように、認定農業者やいろんな会議が幾つもあると、その中で今まで現在、まだ意見交換ができていのかどうかは不透明なところがありますけども、それぞれに、それぞれの意見を聞く、また先ほどありましたように、いろんな組織、団体もあります。それぞれが思いを持っておられる部分を吸い上げるというのは、非常に大事なことだと思います。そして、やっぱり大津町が農業を

基幹として発展してきている町でございますので、これをT P Pがあるにせよ、なしにせよ、今また農業を見つめ直す時期にきているというふうに感じておりますので、さっきありましたように、対策協議会をつくるのか、どうするのかとありますけども、その中で、今現状の組織体制でそれが対応できるかというのが非常に不安に思います。今非常に事業展開も多い中で農政課だけ、農業関係、商業関係、経済部の中にありますけども、組織を新たに整理をしなければ、やはり聞き取りをしたり、話をしたりする体制あたりが以前に比べると非常に厳しい状況があるのでないかというふうに感じております。そういう点も含めて、将来の構想やそういうものを練るためにも組織を整理をする時期にも来ているのではないかというふうに思いますけども、その辺は町長のほうにもお尋ねをしたいと思います。

もう一つは、そういった体制、組織をつくり、また今ありましたように、攻める農業の考え方ということで、今町長のほうも海外あたりへの農産品あたりも含めた、加工品も含めたPRをしようということで、最近動きを出されております。また、香港も今回チャーター便が入ってくるというようなことで、海外への目線も向けてこられております。また、地域には専業農家だけでなく、中堅農家、そして零細的な小規模農家もあります。みんながそれぞれの立場をうまく整理をしていかなければ農村環境、この地域社会は守れないと私は思います。それぞれの意見、それぞれの形がありますので、そういった体制も含めてですね、再度こういった形で汲み上げていくのかというのが、まだ今構想中とありますけども、組織の問題、それとそれを取り巻く整理をどういうふうにするのかというのを1点お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 桐原議員の再度の質問でございますけども、国のほうもいろいろと政策関係について大きな目標を掲げておられるようでございますけども、我が大津町といたしましては、例えば、担い手育成とか、大型集約化というような形で農業法人の大津白川、あるいはネットワーク大津、そういうような組織の中で今事業計画がなされておりますので、そういう事業計画の予算がしっかりととれるような形で強い農業を進めていただければなというような思いもしております。もちろん、それとともに、迫井手関連と錦野関連の土地改良の合併を進める中におきまして、錦野土地改良区における水力発電関係についても、国の厳しい予算関係で要望関係も今やっておりますけども、町の議会のご理解によって、町で事務的なことをやらせていただいております。こういうのも中山間地というか、大津町における錦野地域の農業振興というような形についても、しっかりそれを取り入れながら基盤整備というような形の中での排水関連の事業関係もしっかりと取り入れていただくための、そういうためのやはり強い力をつけるための補助金というか、そういう事業をしっかりと今やっておる事業を推進していただける、そのようなことをしっかりとお願いしていきたいというような思いをしておりますし、お米についても、今補助制度、今進めさせていただいておりますけども、有利な補助事業になるようなことをしっかり上に取り入れていただくように要望しながら、現実の今の状況の事業推進をしっかりと取り入れていただければなというような思いをしております。幸いに大津町におきまして、野菜関連の推進関連等についても吉良食品の乾燥、あるいはこの前誘致しましたデジタ

ル関係のカット野菜、それぞれ海外についても大変人気がある商品であるというふうに思っておりますので、そういうところの野菜振興とともに、竹内農園での営農の推進関係にもつきましてですね、地域と企業と、そして農家の皆さんがしっかりと取り組んでいただけるような推進を図るための事業というようなものを国に強く要望していきたいというふうに思っております。

組織的にはですね、今後各農業団体、今言ったような団体もございますので、その辺の中ですね、課題事項等がありましたらしっかりと上のほうに訴えていきたいというような形になりますけども、それぞれの農協とか、そんな組織の中で、今国・県のほうに要望がされておりますので、大津町としても後押しをするというような形になれば町内の各団体の皆さんと一緒に、農工商併進というような形の中で、できれば農家だけでなく、そういう形の中で推進を図っていければ全体的な中で組織が立ち上げられる規模があれば後押しをしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） まだ役場内部の組織についてがちょっと町長のほうから、今そういう形でこういう形の事業を展開をいっぱいやっていくということになると、非常に人手不足の状況が否めないんじゃないかと、役場職員も人数が限られております。こういった大きな問題が発生したときには、プロジェクトを組むとか、人材の数を整理をするとか、そういった取り組みも必要ではないかと思えます。1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） いろんな課題を抱えながら職員も今頑張っておりますけども、議員おっしゃるように、本当に職員もいろいろとやっていくために、こまごまと極め細くやるということに計画をしっかりとつくらなくてはならないだろうと思えますけども、事業は大胆にやらないかということですが、やはり人材関係について、議員ご承知のとおり、大津町の職員というのは、もう専門的ではございませんし、3年、4年の関連で異動したりする関係で、やっぱり庁内の専門の関係の団体や機関としっかりと相談しながら推進を図っていかなくちゃならないというような思いをしておりますので、そういう中で、地域協力隊というような関係の人を雇うというようなことも今頭の中に考えておるといような状況でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） いろいろ課題はありますし、問題もあります。前に進むために、みんなが同じような方向を向くというためにも組織、それぞれの関係団体、また行政も含めて私たち議員も一緒ですけども、同じ方向を向いて進むために必要ではないかと思えます。特に大津町はですね、私も農家ですので、農業出身者として、農林業中心に豊かな自然環境の中で農地産物が生産をされております。それによって商業や工業、うまく連携し、元気のある町に進んでいると、私も思います。農工商併進は昔からの合い言葉です。この言葉を忘れずに、町長のリーダーシップを取っていただくことをお願いして、1点目の質問を終わらせていただきます。

次に、2番目の質問です。

2点目の質問は、大津町の野球環境と熊本県新野球場建設誘致関係についての質問でございます。

国は、2020年東京オリンピック、パラリンピックの開催に向けて、スポーツ庁という新しい庁をつくりました。スポーツに関する施策や事業展開及び各種の選手強化や施設整備の充実を進めています。その中に、野球も追加をされ、大いに盛り上がりを見せています。今年は、プロ野球ではソフトバンクが2年連続日本一、世界野球WBCプレミアム12は、惜しくも3位、また高校野球は今年100周年を迎えました。夏の甲子園大会が開催され、地元翔陽高校はベスト8まで進出、また、優勝しました九州学院高校には、大津中学校出身の選手が中堅として活躍しております。そのほかにも、町内の熊本大津リトルやシニアリーグに所属する監督やコーチ、そして選手が全国大会に出場し、優勝もしています。大津菊陽で構成されています60歳以上の野球チームも県大会を勝ち抜き、九州大会に元気な姿で活躍をされています。都市対抗野球は、残念ながら今年は出場できませんでしたが、毎年のように大津町の旗を東京ドームのメインに掲げ、野球部の活躍する姿を大津町民あげて応援し、中学生も応援に出かけたりするなど、大いに大津町を全国にPRをしています。サッカーも同じように、いろんな形で今年はまた優勝しましたので、大津町をPRしてくれるというふうに思います。そういったスポーツ環境が大津にはある。このように、町には小学校、中学校、リトルやシニア、県立高校が2つ、そして、県内でも熊本市の鮮度市場以外には社会人野球ホンダが町にはあります。全国に行っても町の名前で出てくる都市対抗野球チームはありません。ほとんど市です。そういう環境がある中、また企業や愛好家の団体もいっぱいありまして、ほかの自治体にはない野球環境と人口があるというふうに私は思います。今、町の野球関係者の中で、お互いの情報共有や選手育成、並びに講習会や教室などさまざまな開催を含めて、お互いの意見を交換し、ますます野球を通し、またスポーツを通し、町を発展させ、大いに盛り上げようという動きが出ています。

そこで、町に存在します野球関係の学校、またクラブや企業、野球業界、体育協会など、関係団体が一体となってこの協議会発足に向けて多いに支援をし、そして、さまざまな支援の中で野球を通して青少年の健全育成、学生活動の支援、社会貢献など含めた野球環境の充実、強化による地域活性化を進めないか、1点目をお尋ねします。

次に、町の野球関係の施設、野球、ソフトボールも含めてですが、施設整備では多くのグラウンドがあります。しかし、特に昭和49年建設の町民グラウンドは、グラウンドの状態、排水問題、照明、バックネットなどの施設がかなり老朽化をしています。町民をはじめ、利用者からは整備の声があがっています。平成19年にまちづくり交付金事業の一環として町民グラウンドの委託費が計上され、予算を執行し、改修の概算事業費が出ました。かなりのお金の委託費をかけております。そして、その概算事業費が1億5千万円ほどの事業費として出てきたと、私は当時振り返っております。しかし、事業の関係、補助金関係もあり、どうしても実施できず、先送りになり、その後、実現がせず、そのまま大きな改修・改善はできていないというふうに感じます。現地を見てみると、私も、野球してましたので、いろんなところで見ますけども、非常に厳しい状況が見えるということで、今グラウンドゴルフを活用したりいろいろしておりますけども、このグラウンドの整備は非常に大切じゃないかというふうに思います。町の公共施設管理計画の中には、建物の計画はあります。しかし、町民グラウンドをはじめ、そういったグラウンド整備の計画は載っておりません。記載をされていません。

そこで、今回、スポーツの森は人工芝に今計画が進んでおります。かなりの事業費です。まあスポーツを愛し、スポーツを通したまちづくりという町長の施政ですので、非常にいいことだと思います。やはり少しずつ老朽化している施設等があるということ認識をお願いしたいというふうに思います。

そこで、私のほうから、財源確保の面から、これが補助事業として可能かどうかは担当のほうにもまた確認をしなければならない部分がありますが、スポーツ振興くじ t o t o ですね、いわゆる。 t o t o を活用した事業があります。この中にスポーツ環境の整備をする場合に、地方公共団体がスポーツ振興施策を実現する事業に対して助成をするという事業があります。この事業を検討してみたらどうかということ提案を申し上げます。事業費関係では非常に難しいところがありましようが、幾らかの金額でも補助金がつくということであれば少しでも事業の展開が早くなるというふうに考えます。いずれにせよ、今の整備計画をどのように進めていかれるのか、教育長にお尋ねを申し上げます。

2点目は、熊本県に野球場があります。藤崎台県営野球場、昭和35年に熊本国体の会場として大きく整備をされ、55年を迎え、老朽化しています。ほかに県内では、高校や大学、社会人野球の公式野球試合ができる球場は八代の県営球場と山鹿の市民球場だけです。高校、社会人、プロ野球を見ることで、子どもたちに夢と感動を与え、小学校、中学校、高校、大学と野球を続け、そして社会人として、またプロを目指す子どもたちの生きがいづくりにもなるのではないかと、ということで、そういう人材育成の舞台、また地域活性化と、もともと熊本は野球王国と言われていました。それぞれの有名な選手が出ております。そういったことを復活させるために、今年の1月に九州地区大学野球連盟や高野連、県野球連盟など8団体が県と熊本市に新野球場建設について要望書を提出されました。6月には熊本市内のホテルで関係者450人が参加し、新野球場建設連絡会を発足させ、署名活動を続けています。新野球場の建設構想では、プロ野球の公式戦やキャンプの誘致、また野球以外のコンサートなど、さまざまな各種イベントの開催など、観光や地域経済の波及効果を期待し、規模として3万人規模のメイン球場、1万人のサブ球場、それに屋内の多目的運動場を想定されております。かなりの事業費と敷地面積等があるのではないかと、というふうに思います。その第一弾として、現在、連絡会とともに、本田技研野球部や社会人のそういう野球部や大学生、大学野球、それらの方が一緒になり、12月20日を目途に20万人以上の署名を集め、蒲島県知事に提出し、国からの予算獲得や具体的なアクションを進めているという状況です。ここはぜひ町も今先ほど申しあげましたように、さまざまな野球環境があります。そういう町の意気込みをアピールし、新野球場建設の機運を盛り上げる署名活動を進めて、大いに協力する考えはないのか、教育長にお尋ねします。

また、1月に藤崎台県営野球場のあり方について、熊本大西市長と蒲島県知事が協議し、政策連絡会議を開催されています。球場の移転や今後の対応について関係部局で話し合いを進められています。

そこで、その新野球場建設の中で、連絡会の検討部会が検討する中で、どうしても交通の便の良さ、そういうものがある、集客力がある、そういうものを含めて九州管内全域の野球場環境を調査をし、いろんな提言をするという形で今進められています。その中で、熊本駅周辺、または熊本市の西部地区、人口増加地区である熊本市の東部、菊陽、大津、合志エリア、益城も名乗りをあげているというような話も聞いております。そういった形で、大津町にも可能性があるのじゃないかということを感じ

じています。

そこで、大津町は、熊本空港があります。JRの大津駅、そして瀬田駅との間に運動公園があります。駅の構想もありました、運動公園に。そういったもの。そして国道など、交通アクセスが非常に利便性が高いという地理的条件、そして運動公園周辺にはまだまだ可能性のある広い敷地が確保できるのではないかとこのように感じます。財政的な問題がありますので、誘致についての問題はあるかもしれませんが、そういった誘致場所として地の利があるのではないかと、私は考えます。スポーツを通したまちづくりを進める町として、県や市に大いにアピールし、新野球場建設の誘致の足掛かりといえますか、そういった取り組みについて町長のほうにお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 桐原議員の新しい野球場の建設にあたりましての大津町の誘致の質問でございますけれども、もう議員がおっしゃるように、大変熊本は野球王国と言われるように、有名な選手が出てきております。本当に大津のリトルリーグで育った菊陽の荒木君、中日で長い間活躍を今でもされておるといふようなことで、大変熊本県の選手のプロ野球でも活躍し、あるいは社会人野球関連等についても、議員おっしゃるように、ホンダの野球部が大津町代表として活躍されておるとし、また高校野球をはじめとする大学野球などでも素晴らしい選手が出ておるといふようなことは、もう県のほうもご承知かというふうに思っております。

野球誘致については、もう議員おっしゃるように、大津町で誘致するというようなこと、本当に地理的条件関連等についても非常によそよりもいいんじゃないかなというように思っておりますが、県のこの前の県議会で、高木県議も質問しておられますように、県といたしましては、議員おっしゃるように、大西市長との相談もあっておるといふございまして、なかなか予算関連、財源等の問題もございまして、建設をすぐするというような思いは、今のところないようございまして、そういう思いを引き起こすため、おっしゃるように20万以上の署名をはじめとする関係も出ておりますので、できれば我々のこの施設関連については、もう本当に交通の利便といい、宿泊関係といい、すごい大津町の地域としては望むところでありまして、またおっしゃるように、運動公園の開発関係の中でもJR駅の設置の開発もやっておりますので、その辺のところの休止の状態も一気にできやしないかなというように思っております。これも県のほうでしっかりやらせればなというように思っておりますけれども、先ほど言ったように、県も金がないという状況でございますので、大津町においての建設についても、やっぱりホンダのほうから前々から大津に野球場建設の話がっておりますので、今後について、本田技研のほうにもある程度ご理解いただいて、できれば県のほうと一緒にあって要望ができればなというふうに思っております。

そのような思いを今後については、やっぱり町では平成30年度からの新たな振興総合計画を策定にあたり、28年度には住民アンケートなどを実施しながら皆さんの意見をお伺いしながら、今後の計画推進になっていければなというように思っております。おっしゃるように、なかなか町営グラウンド関係についても議員おっしゃるとおりでございまして、諸般の事情で今休止しておるといふ状況でございます。そういう中で、運動公園の芝広場についてもtotoの事業というようにこと

で検討もさせていただいておりますけども、地方事業関連等の補助率がいいというようなことで、今そちらのほうでの再生開発関連の事業等に載せて、今後について、28年度計画、29年度実施というような方向に今計画、事業推進を進めておるといような状況でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 桐原議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、大津町内で活動しておる野球関係団体の活動状況は、ホンダ熊本硬式野球部を頂点といたしますと、その裾野には、学校施設で活動しております室小学校、護川小学校、大津小学校、大津中学校、大津北中学校のそれぞれの野球部がございます。また、社会体育関係団体では、熊本大津リトルリーグ・シニアリーグ、熊本中央リトルリーグ・シニアリーグ、クラブおおづのジュニアのほか、高齢者で構成された大津シニアクラブや町軟式野球会に登録している野球チームが町内を拠点に活動をいたしておられます。中には、毎年全国大会出場を果たしていると、そういうチームもございます。しかし、残念ながら今のところ、町内全体の野球人口は把握できておりませんが、現在活動している団体数から考えますと、県内でも多分かなり多いほうではないかなと、このように認識をいたしております。これだけ野球に関わる町民の皆様が多数いらっしゃるということでございますので、野球連絡協議会設立への協力者は多分多いのではないかなと予想されます。

先日、設立準備を始められた町民の方が、生涯学習課にご相談に来られました。このような協議会組織が設立されることにより、野球競技を通じて子どもたちの健全育成活動の強化及び野球環境の充実、拡充強化が図られると、このように思います。今後は、この協議会設立に向け、町体育協会やクラブおおづなどのスポーツ団体との連携が必要になってくると思いますので、教育委員会は、関係団体や関係機関との橋渡しや支援等について、ご協力できるところは積極的に進めてまいりたいとこのように考えております。

次に、施設設備についての質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、町内でピッチャーマウンドがあり、野球ができる施設は、町民グラウンドと高尾野公園グラウンドの2カ所がございます。民間施設として、本田技研野球場や武山鑄造野球場があります。町内公共施設は、いずれも建設後かなりの年数が経過し、内外野の不陸整正や夜間照明の改修時期を迎えております。町民グラウンドは、一度改修計画を立てましたが、金額等に関して断念した経緯がございます。今後ともできるだけ有利で利用可能な補助金、ご提案のt o t oの補助金等もございます。そういう有利で利用可能な補助金を探しながら改修計画を策定していきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

最後に、県営野球場の誘致の関係でございますけれども、先ほど町長からご答弁がありましたとおり、教育委員会といたしましても、そういった動きを後押しと言いますか、積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今お話がありましたように、野球関係の関係者はですね、非常に大きいと。そ

して問題は、この協議会あたりが立ち上がってきますと、今社会教育と学校部活動を含めた連携をどうするかということでの話あたりも出てくると。その中で、小さいときからスポーツ、そして文化や楽しさ、仲間づくり、そういうものがうまく連携をして一つの流れをつくると。また、スポーツ全体がそういう流れになってくるといようなことであれば、また大きな組織に改善することも可能であるというふうに思いますので、ぜひこの辺はですね、十分支援をしていただきたいというふうに思います。

また、グラウンドの整備につきましては、今お話ありましたように、多額の金額を一気に出すというのは非常に難しいというのは、私も実際考えてみるとそうだと思います。しかし、住民の方から使い勝手の問題でやっぱりいろんな提案が出ておりますので、ぜひ先ほどありました、補助事業も、私もtotoといますか、ちょっと調べてみますと、totoも少し改修の可能性があるかと、県内の部分とか、九州、全国を見てみますと、そういった野球場の整備あたりをしているのもありましたので、その辺をうまく活用できればですね、非常に早急な改善の方向にいくのではないかとこのように感じますので、その辺は十分お願いをしたいと思います。

次に、野球場の建設関係の要望につきましてはですね、体育協会さんのほうにもですね、お願いをしていますし、私も本田技研野球部の私設応援団のほうの事務局長もしておりますので、ホンダの野球部のその私設応援団の方々にもお願いをしながら、署名活動もお願いさせていただいております。みんながですね、先ほど言いました、熊本は野球王国であったということで、町長のほうもですね、先ほどおっしゃったように、昔は巨人の川上、広島の高橋、ソフトバンクの秋山監督、千葉マリーンズの伊藤監督、そしてソフトバンク、松中選手をはじめ、先ほど中日の荒木選手を含め、多くの有名な選手が育った場所でございます。ただ非常に野球の環境が悪く、言いましたように、老朽化して、プロの試合が見れる場所が段々ないと。藤崎台は特にサブグラウンドがない雨天練習場がない、いろんな問題でなかなかイベントができないという問題を抱えている。場内の史跡の問題もありますので、この野球関係者につきましては、野球王国復活を願った署名活動もしておりますので、その辺もよろしくご協力をお願いしたいと思います。

町長も先ほどおっしゃったように、町長も役場時代は野球部の4番バッターということで活躍されたと、当たればホームランというふうに噂を聞いております。野球に関してはいつも熱く語り、そして野球大好き人間です。また本田技研野球の硬式野球部の私設応援団の設立は、町長のとき町長が確か発案でされたと思います。町全体で地元の企業を、そして野球を愛して応援しようやという思いが今も25年ぐらい、もう私設応援団できていますが、町民の方70人近くのメンバーが一生懸命自前で応援をしに行く。県内県外、そして大会があるたびに東京や大阪へも一部はそれぞれ自前を踏まえてですね、頑張って応援をするというような、非常にこう熱意のある方々が多い。そして、先ほど野球の環境でもいっぱいありますので、最後、先ほどありましたように、9月の県議会で合志の高木県議のほうから蒲島知事に質問があってございました。確かに財政的な問題があるということで、非常に厳しさはあります。しかし、熊本市と一緒に協議をはじめたということですので、場所についてはですね、この署名活動が場所を決定して話しているわけではありません。まずは環境をつくろうやということ

で一致団結していきたいということですね、さっき町長も申されたように、大津の運動公園はスポーツということですね、サッカーを通じたりをしてまちづくりで、今度人口芝の計画もあります。よければですね、あそこに駅をとというのは昔から念願でございます。そうしますと、運動公園周辺の東部の開発にもつながり、いろんな町の活性化にも十分つながっていくと。その中にこの野球場がくるとなると、また一つ変わり方ができると。先ほどありました連絡会の中でですね、エリアとして大津、菊陽、合志あたりの部分は広域連合あたりで考えたらどうかという形で、場所をうちで、あとはそれぞれの町村も含めて頑張ろうとか、そういう発想も出てくるんじゃないかと、県内をうまくまとめてですね、やることも可能だと思いますので、最後に町長の意気込みを聞かせていただいて、お願いしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 当たればホームランということで、大津町にできればいいなというような思いをしております。議員ご指摘のように、提案していただいたように、菊陽、合志も手を挙げておりますので、その辺の条件整備をできれば菊池一本ということで、大津町にお願いできればなというような話も進めていかなくちやならないだろうと思うし、また熊本市との都市圏関係の事業の協力関係もございますので、そのような首長会議の中でも今後大西市長ともご相談しながら、県もオブザーバーで入ってまいりますので、その辺のところを前向きに進めていただけるように推進を図っていただければなというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 熱い思いが伝わりましたので、ぜひ実現に向けてそれぞれの活動をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午前 11時 44分 休憩

△

午後 1時 00分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表いたしまして一般質問を行います。

質問の第1点目は、TPP大筋合意に対する考え方についてお尋ねをするところです。

10月5日、TPP閣僚会議が大筋合意をいたしました。安倍政権は国会決議を踏まえ、重要品目を完全撤廃の例外とすることができた。美しい田園風景、伝統ある故郷を守っていくと述べましたが、国会決議は、重要5品目について、関税の撤廃だけでなく、削減も行わない除外であり、これが満たされない場合は、交渉から撤退するとなっている。また、TPP大筋合意は、合意であり成立ではありません。アメリカあるいは日本の承認がなければ成立をしないものです。町民の暮らし、地域経済、

暮らしが成り立つ。このことこそがまさに本当の美しい日本であると。その本当の意味の美しい日本を守るため、TPPについての町長の見解を伺いたと思います。

ご承知のとおり、前回の総選挙時に、政権与党であります自民党は、あちこちにポスターが貼り出されました。うそをつかない、TPP断固反対、ぶれない、日本を耕す自民党という大変有名なポスターであります。ところが、選挙が終わった途端、TPPにアメリカに頼み込んで協議に参加をする道に、舵を切ったわけです。

そこで、最初に、この政権与党である自民党の明らかな公約違反、それにも関わらず第180回の国会におきまして、環太平洋パートナーシップ、いわゆるTPP協定交渉参加に関する国会の決議がなされております。TPPは、原則として関税をすべて撤廃することとされており、我が国の農林水産業や農山漁村に深刻な打撃を与え、食料自給率の低下や地域経済、社会の崩壊を招くとともに、景観を保ち、国土を保全する多面的機能も維持できなくなるおそれがある。また、TPPにより、食の安全・安心が脅かされるなど国民生活に大きな影響を与えることが懸念されると、国会決議は述べております。

具体的な決議項目として、第1点目に、米・麦・牛・豚あるいは乳製品、甘味資源、この甘味資源の中には、澱粉などを含んだ我が町特産物のからいもも関係してきます。こうした農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外または再協議の対象とすること。10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め、認めない。第1項目で述べております。2項目目、いわゆるアメリカを中心とした農産物に対する残留農薬、あるいは食品添加物、これらの表示義務などを食の安全・安心を守ることをうたっております。3項目目に、木材需給率向上のため、とりわけ合板などを製材品の関税に最大限配慮をすると。4項目目に、漁業の発展、また漁業が果たす多面的機能、この点について触れております。5項目目に、国の主権を損なうようなISD条項には合意をしないこと。残念ながら発表された大筋合意の中では、ISD条項が組み込まれてしまっております。6番目に、交渉にあたっては、自然的、地理的条件に制約される農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さないこと。まさに今回の大筋合意はこの点で全く決議違反であります。また、7項目目に、収集した情報について、国会に速やかに報告し、国民への十分な情報提供を行うとなっておりますが、安倍政権は、大筋合意の全文をいまだに明らかにしておりません。国民に対する説明も概要版で全ページの約10分の1程度しか公表していないと言われております。最後の8項目目、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府をあげて対応することとなっているわけです。こうした国権の最高機関であります国会決議、明らかに今回の大筋合意は、この国会決議に真っ向から反する合意であると思っておりますが、町長は、国会決議は守られているかどうかについてお尋ねをするところです。

第2番目に、確かに、私はTPP参加断固反対であります。TPPに参加すればメリットもあるのではないかと、あるいは賛成という人もおられることは確かです。じゃあどう判断をすればいいかという、TPP参加によって本当に町民の暮らしがよくなるのかどうか。ここが我々の判断基準だと

思うわけです。とりわけ、TPPは雇用の問題も含んでおります。労働者の賃金が上がり、安心して働ける仕事が増えるのか。このことを問う必要があると思います。

また、地域経済と雇用を支える農業や中小企業の経営がよくなり、将来安心して、将来を見通して営農や営業を続けていくことができるのかどうか。また、高齢者や子どもたちを中心とした社会保障は守られるのか。こういった点について、TPP参加によってまさに町民の暮らし、地域経済、暮らしが成り立つように改竄されると思うかどうか、町長にお尋ねをするものであります。

3番目に、TPPの大筋合意は成立ではないことはないことは皆さんご承知だと思いますが、町民の暮らしや、農業、中小企業、地域経済を守るためにもTPPに反対の声をあげるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

TPPが成立するには、アメリカあるいは日本がこれを批准しないと成立はいたしません。今日の熊日新聞で報道されておりましたが、アメリカから大筋合意後にその内容の変更を求めることが、大統領が日本に求めたと報道されておりましたが、同じ新聞記事の中で、熊日の朝刊であります、アメリカの上院財政委員会のハッチ委員長、この方は共和党であります、再交渉が必要かもしれないと発言されている。主に共和党筋では、特に薬の製薬業界の利益が十分担保されていないという声が多いようです。また、オバマ大統領の後継者と言われております、クリントン前国務長官も、私はTPPに賛成できない。とりわけ国内の雇用が大幅に、さらに奪われるということを理由としているようでありますが、反対の声をあげておられます。

そういう意味でですね、私たちの日本は、またこの大津町では、町民の暮らし、営利を守るためにも今から何ですかね、あれこれの交渉をする前に、このTPPを導入しないことがこうした心配される問題の最大の解決策であるわけですから、町民の代表としてTPPに反対の声をあげるべきではないでしょうか。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さんこんにちは。荒木議員のTPPにつきましての関連質問につきましてお答えしたいと思います。

おっしゃるように、政府は11月25日に安倍首相ら全閣僚による環太平洋連携協定TPP総合対策本部の会合を開き、総合的なTPP関連政策大綱を決定しております。これを受けて、2015年1月に補正予算が計上されると聞いております。安い海外産で影響を受ける恐れがある農林水産品の保護策関連法案を16年度通常国会に提出すると言っておられますし、また今月下旬には、TPPの影響に関わる試算の公表、来年2月には、参加12カ国がTPPに署名、来年春の通常国会でTPP承認案が審議される予定です。

TPPは、世界の成長センターである太平洋地域に一の巨大な経済圏を相続し、関税だけでなく、サービス、投資、知的財産や国有企業改革など幅広い分野で21世紀の自由で公平なルールを構築する試みであります。国は、25年3月にTPPの交渉への参加を国家100年の計として決断してきているところでもあります。協定は、最終的には憲法73条による国会の承認がなければ条約として

成立しません。

T P Pは、21世紀のアジア太平洋に自由で公平な一の経済圏を構築する挑戦的な試みが基本的な国の考えであると思います。今日、日本の食が国内外で高い評価を得ています。和食は世界遺産となり、ミラノ万博では、日本の食を求めて行列ができる大変な人気であり、日本にやってくる外国人観光客も日本の食を楽しみの一つになっておると聞いております。

私たち日本人の生活においても、青果や精肉、鮮魚等やコンビニ、スーパーに富んだ新鮮な農林水産物が賑わいの源になっております。豊かな日本の食を作り出しているのが生産者です。生産者の方々が営々と続けてきた農林水産業が中間地域を含む、美しく、活力ある地域をつくり上げてきました。さらに、自然と共存しながら、国土の保全や水源の涵養など、多面的機能を発揮しております。これらの地域を守っていかなければなりませんし、T P P大筋合意を受け、日本の農政は新たな時代を迎えようとしております。生産者のもつ可能性と潜在力を遺憾なく発揮できる環境を整えることが日本の豊かな食や美しく活力ある地域を次世代へ引き渡していくための支援が必要だと、町村会関係等についても提案をしておるところであります。そして、消費者の皆さんの日本の食の未来への生産者とともに支えていくことが新時代の切り抜くことになろうと思っております。

大津町においても、先般10月7日から大津町海外拡大販路等の推進事業実行委員会で台湾高雄市を訪問し、大津町製品のP Rを行ってきましたが、台湾の空港旅行会社の社長が、大津のからいもが大変おいしかったので、台湾でぜひ取り扱いたいとお話がきております。また、からいも農家の後継者グループ、イモセガレがからいも大学でいろいろと頑張っておられ、からいもの売れ行き関連等について台湾のほうへも訪問したいという考えでおられるようでございます。

また、先日、企業立地協定をしました浜松のデジタルブルーが大津町岩坂に進出することになりましたが、懇談の中で、カット野菜が外国でも非常に人気が高いとの話を伺っております。この会社におきましては、この地域の水の恵み、素晴らしいものがあり、栄養面についても優れておるということで、パウダー関係の製品についても外国でも素晴らしい人気があり、台湾のほうからでも視察に来られるというような話を聞いております。

政府のT P P大綱では、日本の優れた農産物を輸出拡大する目標が書かれており、T P Pを前にこのような若い農業者等を支援し、T P Pに対応できる農業の振興を図ってまいりたいと思っております。いずれにしても、安倍総理を本部長としたT P P総合対策本部において、農業保護政策が打ち出されてくるものと思いますので、今後の国会審議を注意深く見守り、しっかりと対応してまいりたいと考えております。そういう意味におきまして、反対とか、企業の誘致関係についても、そのような形で企業産業推進を図られるということで、町民の暮らしもまた新たな方向へと流れてくるものと思っておりますので、今よりもいい政策が取られるものと期待をしておるところであります。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 国の形を変えてしまうほどの重大な案件がこのT P Pだと言われております。この舵取り感で、まさに日本の農業が壊滅の道に行きかねないと。そういう大事な問題で国会が決議をした事項について、この決議は守られているかどうかの判断は、本来町民の代表としての最高の政

治家でありますから、私は決議は守られているかどうかについてきちんとした冷静な声を再度期待するものであります。

ご承知のように、以前のもう十数年前になります、ガット・ウルグアイ・ラウンド、その対策として、当時日本全国で6兆円以上のお金が農業保護ということでばらまかれました。その一つが、今大変大津町で問題となっております、岩戸温泉であります。温泉が当時、温泉がなぜ農業予算でつくられるのかということで、私は非常に不本意でありました。6兆円ばらまかれて、じゃあそのあと日本の農業が、農業者が増えて安心して働けるようになったか、それどころかますます農業者の後継者は減る一方であり、不安が増すばかりであります。

そこで、改めて申し上げます、TPPによる農林水産費の完全撤廃、内容をご承知だと思いますが、重要5品目だけでも関税に関する品目数が586のうち完全に関税が撤廃されるのは174ということで、国会決議は絶対譲ってはいけないとした重要5品目に対して約3割が関税そのものが撤廃をされてしまう。明らかに、これは国会決議違反ではありませんか。それをどうして違反なのは違反として言わないのかということです。さらに、この5品目だけではありません。それ以外の野菜、果物、水産物、あるいは林産合板、こうしたものはもう惨憺たる状況であります。248関税項目数の中、何と221が関税撤廃されると。即時が大半を占め、一部が数年後は関税を撤廃するという、本当に屈辱的な交渉、後退と言われて、関税撤廃率は89%となっているわけです。一部には、TPPによって輸入農産物が安く入ってくるから消費者が助かるのではないかという声もあります。それは確かに事実でしょう。今日の熊日でも、いわゆる豚肉の関税問題、保護問題、豚肉の一般的な庶民が食べる豚肉は約500円の関税が数年後には50円に減ってしまうと。ということは、外国からそういった安い農産物が入ってくれば、当然、日本の農業者はその競争に巻き込まれ、とても太刀打ちできる状況ではないと、明らかであります。ましてや米や麦は、アメリカ、あるいはオーストラリア、ニュージーランド、こういったところと大津で法人ができましたけど、こうした諸外国では1枚の畑や水田がこの大津町の一つの法人分ぐらいあると。畦がない畑、田んぼがそれだけの規模である。それがものすごい数であるわけですから、地理的あるいは面的にとっても太刀打ちできるものでないことは明らかであります。また、牛肉や豚肉もそうです。オバマさんがわざわざ豚肉について要求したということですが、このままいけば、町内にある養豚農家のいわゆる個人経営的なところはすべて淘汰されてしまうことは明らかであります。あるいは、乳製品の問題、これまでも私の知り合いや、あるいは同級生が酪農を次から次へと廃業せざるを得ないという状況に追い込まれてきました。あの日本で最も効率的な農業をやっている北海道でさえ、TPPによって甚大な被害を受けると言われているわけです。

そういう状況の中で、どうして町民の暮らしや農業や、あるいは中小企業が潤うのかと。重要5品目だけでも1兆円以上の被害が出ると言われております。これはその農業、5品目の農業生産だけの試算であり、これに肥料やあるいは農業資材や運輸業、あるいはそれに関するさまざまな事業にも被害が出てくることは明らかであります。そして、何よりも農業というのは、こうした国際的な自由競争に任せるべきものではないと、今でも世界で最も低いと言われる日本のこの関税であります。町長

がおっしゃいます、国も言うておりますが、輸出拡大で攻めの農業をやる。そんなことは不可能であることは誰だってわかっているわけです。しかも現在の円安はつくられた円安と言われております。これが今日銀の政策が行き詰まれば、また円高に戻り兼ねないと。現在の120円台の円安がずっと続くという保障があればまだあれですけど、円高にぶれかねないというのは明らかであります。100歩譲っておいしくて、安全で、値段の高いものは外国に輸出して、外国の金持ちの人に買ってもらって食べてもらう。じゃあ日本の国民はどうなるんだと。庶民は外国から輸入された、確かに値段は安い、しかし、遺伝子組み換えや残留農薬や食品添加物、食の安全を保障されないような食糧で我慢をしなければならない。これが本当にまともな経済、あるいはまともな社会と言えるでしょうか。

そういう意味でですね、改めて町長にお尋ねをしますが、国会が決議をした決議文の写しをお渡ししましたけど、本当にこの決議が守られているかどうかは私は正々堂々と答えるべきだと思うわけです。国がああ言ったから、こう言ったからと、私は逃げてはならないと思います。少なくとも国会決議、今までさんざん公約違反によって日本の農業がどんどん後退をしてきたと、国会が決めた最高機関の決議をこうも簡単に決議違反を認めてしまったら、またずるずるずるずると農業を取り巻く環境は悪化をし、まさに美しい日本どころではないと、美しい田園風景も見られなくなってしまう。安心して食べられる日本の食が守られないということになりかねないと思うわけです。かつてのガット・ウルグアイ・ラウンドの当時のように、まあ政府の言うことがら、お金がくるから、補助金がくるから、そういうことでこうした公約違反をやぶることを簡単に見過ごしてはならない、そういう時代だと思っておりますので、その点について、町長にもう一度お尋ねをいたします。

それから、先ほどからいもが台湾で確かに人気だったということです。私もからいものことを調べてみました。TPPとからいもが何で関係あるんだということですが、農林水産省の用語では甘藷となっておりますが、甘藷の消費量は全国で約88万トンあるそうではありますが、現在の輸入関税は12.5%です。生で甘藷を輸入することは、これはできないようになっているということですが、ところが、生以外ですね、生の芋以外はすでに8万4千トン、約10%現在でも輸入されているそうです。そのほかに、いわゆる重要5品目の中に入っております澱粉であります。この澱粉の輸入量が増えればどうなるかということです。ちなみに、甘藷の生産量は、鹿児島県が37万4千トンということで、日本トップであります、そのうちの半分は焼酎の原料用です。37%が澱粉用として生産されております。鹿児島県の関係の農業新聞を見ましたら、TPPで関税が撤廃されれば、この澱粉用のからいもの生産は壊滅するだろう。外国産に入れ替わってしまうと言われております。また、宮崎県は9万3千900トンですが、宮崎県のからいものは6割が焼酎用ということになります。熊本県は2万5千400トンということで、全国的にはそう多い産地ではありません。しかも熊本県で作られるからいものは、ほとんどが生食用です。なぜ影響が出るかということ、鹿児島県でできているこの澱粉用の37%が10万トン以上ですね。これが作れなくなったらどうするか。あのシラス台地でほかのものを作るわけにはいけない。そうなったら、生食用に切り替えるしかない。はけ口がなくなるわけですから。こうした澱粉用で作付けをしていた甘藷が全滅をすれば、ほかに作れる作物があればいいわけですけど、生食用のからいものに転換を図れば、まさに大津のからいも

の値段も暴落をしていくということになってしまうわけです。

そういう意味でですね、これでも大津町において国がいろいろやるから影響はないんだと言い切れるのでしょうか。町長の見解を求めたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） ただいま政府のほうでのTPP対策ということで、強い経済実現と、地場産業や農林水産業、技術力のある中小企業、研究開発機関、人材などの地域の力を結集することでの強い経済の実現へという対策を政府としては打ち出しております。また、地域の稼ぐ力を強化するというので、訪日観光客数もこれからどんどん国としても2千万人というか、4兆円の消費を見込んでおるといような話を聞いております。そのように、日本の経済につきましても、やはりこの地域の東アジア地域での力を示すときではあるいいチャンスではないかなというふうに、私は思っておりますし、議員おっしゃるように、政府案につきましても、まだまだこれから来年の議会において審議をされていかれるものというふうに思っております。そのために、審議の中で対応する予算関係も3千億円というのを補正で組み、16年度の当初予算にもしっかりと組みながら16年の秋にはまとめたというものが政府の考えでありますので、この辺の問題、課題等については、国会でしっかりと論議されるものというふうに思っております。地域の関係での状況というのは、先ほど申しましたように、町村会の提案事項や、あるいはJA関係等の決議文などを国会関連等や地域出身の代議士のほうに要望書を提出して、農業や経済の安定に努力していただく趣旨を提案しておるといことでございます。為替関係でも、おっしゃるように、円安で企業の回帰が見られてきておるといような状況で、本田技研工業につきましても、二輪がベトナムから大半が大津で生産されるという状況で、雇用の増加にも今きておるといような状況でございますので、今後、そのような形で経済関連等も力強くなってくるんじゃないかなと。議員がいつもおっしゃるように、企業の保留金と申しましょうか、全体で35兆円ぐらいあるという話を聞いておりますけども、財務大臣のほうについても、企業に職員の賃上げ、あるいは組合関連等についての働きかけをお願いされておるといのでございますので、今後についても先が見えてくるような状況になってくれば従業員の給料も上がり、経営の回転も回ってくるんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味におきまして、関税関連等につきましても、アメリカとの関係もありますけども、今日の新聞にも載っておりましたように、クリントン大統領が豚肉関連等についての関税の取り決め関係について見直しを安倍首相に迫っておるといようなことで、農水大臣もその辺については聞き入れないという話が新聞に載っておりましたけども、今後についても、その大綱に基づいての課題事項関連等について、国会で十分審議されるものというふうに思っておりますし、新たな時代に向かって我々としても地域の活性化を図るためには、今頑張っておられる農業、あるいは企業の関係の皆さんの意見を聞きながらしっかりと後押しをしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 円安によって大企業は史上空前の利益を上げている。資本金10億円以上のこうした大企業は、内部留保が300兆円をついに突破したと報道されております。300兆円とい

うと、日本国民お一人お一人約300万円ぐらいのお金をお一人、赤ちゃんから高齢者まで配って回ると300兆円、まさに笑いが止まらないと言われておりますが、円安によってこうした大企業は返ってくるか、返ってこない。儲かるどころ、売れるところにどんどん出ていってしまう。まさに今回のTPPがそれであります。グローバル企業、世界をまたにかけるようなこうした大企業の利益を増やすためにTPPが導入される。このことはもう明らかなと言わなければなりません。

さらに、これまでアベノミクスの経済政策がやられてきて日本国内はどうなったか。安倍さんが雇用のされる人数が増えたと盛んに宣伝しておりましたが、確かに、この3年間で働く雇用者数は121万人増えました。ところが、正職員、正規雇用は56万人減っているんです。何が増えたかというところ、非正規パート、年収が200万円そこそこのいわゆるワーキングプアと言われる人たちが178万人も増えた結果であります。この上に、さらに日本の物価をさらにデフレを加速させかねないTPPを導入すれば、さらに国内の労働者の賃金も引き下がってしまうと。本当に恐ろしいことだと思います。

そこで、最後にお尋ねしますが、大津町における重要5品目、それから、先ほど言いましたからいも、これに関する影響試算をやるべきだと思いますが、町長、いつごろ影響試算は出そうでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 政府の案が国会で審議されますけれども、そのあとの結果がどうなるかというのを見ないと試算はできないんじゃないかなというふうに思っております。その前にしっかりと今やっておられるものについて、新たな挑戦をやっつけていかなきゃならない。からいもの関係についても、先ほど申しましたように、台湾関連等につきまして、しっかりとある人が非常に気に入っておられるということで、大津のからいものは澱粉でなくして、結局は青果としての商品の価値があるというふうな自信を持っておりますので、この辺についても若手担い手の若手のからいも大学におられる若手の皆さんが、今回台湾のデパートで2週間ぐらい出品しながらからいもの売れ行き、販売関係等を視察されるというような話を持っておられますので、今後についてもそういう新しい時代の後継者について、やる気のある、そして儲かる農業を我々も後押しをしていかなきゃならないというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 大津のからいもが有名なのは、私も存じております。からいもが付加価値を高めて儲かれば確かにいいことではあります。先ほど言いましたように、澱粉でつくっていた大量のからいも農家が生食用に転換を図ったら、大津のからいもの値段も暴落しかねない、それがTPPの影響ですよということで、引き続きですね、これはきちんとした研究、それから影響試算をやるべきだということを要求しておきます。

次の質問に移ります。

大津町の財政計画についてお尋ねをいたします。

大津町の財政状況は、県内自治体の中では大変良好だと言われておりますが、この間の公共事業による起債残高の急上昇が起きております。信号で言えば、まさに黄色の信号になってきているわけで

ありますが、町民の暮らしを守りながら、計画的財政運営が必要ではないかと思うわけです。この間、10年間の町の財政指標を検討してみましたが、一般会計企業は10年前は100億円、昨年度140億円、40%規模が大きくなっております。人口は2万9千人から3万3千人、4千人増えております。また、子どもさんの人数、幼児の人数が増えて大変うれしい悲鳴があがっているのは承知しております。この10年間、最初の4年間は国から普通交付税が交付されない不交付団体でありました。大津町過去最高の税収が上がったときであります。ところが、その不交付団体が終わった途端、リーマンショックに見舞われました。このリーマンショックによって不交付団体からもちろん転落して交付税を、普通交付税を受けるようになったわけですが、この間、まちづくり交付金事業、社会資本整備交付金事業、具体的には駅前楽善線など、大型の都市計画道路、あるいは美咲野小学校の建設、北中学校の増築、あるいは駅前整備ということで、公共事業が繰り広げられてきましたが、私はこれが無駄だとか批判をしているわけではありません。その多くは必要なことだと思います。特に、学校建設は幾ら借金があろうが必要なときはやらなくちゃいけないということで、それは評価をしていることであります。しかしながら、一方じゃ財政はどうなんだということで、大津町には、大きな起債残高が大きく膨らんでおります。起債から、いわゆる借金から貯金、基金を差し引いたのが実質の大津町の借金残高だというわけです。今から5年前にこれが実質の借金残高110億円を突破いたしました。現在は純債務が108億円ほどになっております。じゃあこれだけ108億円の純粋な債務があっても大丈夫なのかというと、大丈夫とは言い切れないと。非常にこれから心配されるわけです。といいますのは、ご承知のとおり、標準財政規模、おおよそその標準財政規模はおおよそ70億円であります。安定した財源、これが標準財政規模だと言われております。70億円に対して、約110億円近い、その差額は34億円、いわゆる債務超過に今大津町の財政は陥っているわけです。そういう意味です、標準財政規模を分母として、分子のほうにこの実質債務残高が本来は100%以内でなくてはならないと言われております。この34億円を計画的に減らしていく、なおかつ、町民の暮らしを守りながら計画的な財政運営が必要だと思いますが、町長の見解を求めたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大津町の財政計画運営についてのご質問でございますけれども、地方公共団体の予算は、地方債以外の歳入を持って財源とすることとなっております。地方債は、原則発行を認められておりませんが、例外措置として、地方財政法第5条により、財源確保のために発行を認められております。地方債は、後年度にも負担をしてもらい世代間の公平性を保つため、また、国の経済政策との調整のために発行することを目的としており、大津町では、主に公共事業に発行してまいりました。記載残高は、リーマンショック後の平成21年度の98億8千万円から増加傾向にあり、平成26年度末で131億6千万円に上っております。これは公共事業による起債の増加もありますが、主に臨時財政対策債の発行の増加によるものです。臨時財政対策債は、国が地方交付税として交付すべき財源の財源不足を補うために、市町村が発行する地方債で発行後、元利償還金に相当する額を今年度の基準財政需要額に算入することにより、国が償還額を負担したこととなります。平成13年度から始まりました、この臨時財政対策の発行は、平成20年のリーマンショックの影響により、大幅

に増加し、平成26年度決算では、起債残高の約47%を占めることになりました。国が後年度元利償還金相当額を交付税による交付することとはなっておりますが、起債残高が増えていくことは、町の財政運営を圧迫することになりますので、今後を見据えますと、残高を減らしていくような財政計画が必要と考えております。

総務部次長より説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 皆さんこんにちは。それでは、荒木議員のご質問にお答えします。

まず最初に、大津町の財政状況につきまして、主な点を総務省の財政指標によりご説明申し上げます。

各自治体の財政力を示します財政力指数をしてみると、平成26年度決算で熊本縣市町村の平均では0.35%、大津町は0.71%となっております。これは県内の市町村の中で2番目の数値となっております。

次に、実質公債費率につきましては、県内の市町村の平均は9.2%に対しまして、大津町は11.1%でやや悪い数値となっております。ただし、大津町におきましては、前年度11.9%から0.8ポイント減、23年度の13%から年々減少してきているところでございます。また、将来負担比率は1.7%で、県内町村平均では48.5%となっております。市町村は350%が早期健全化の基準となっております。さらに、基金の現在高をしてみると、県内町村の平均が約26億円に対しまして、大津町は47億円となっており、いずれも平均以上の基金の残高となっております。また、普通建設事業費は、小学校建設など大きな事業を除きますと毎年15億から20億で推移しております。歳出の公債費、いわゆる起債の元金と利子の返済は12億から13億で推移しております。

次に、一般会計の地方債残高についてですが、町長の答弁でもありましたように、26年度末で131億6千万円となっております。市町村平均では、約200億円となっております。

また、これまでの大津町一般会計の起債残高についてですが、20年前の平成7年が約120億円、10年前の平成17年が105億円で、毎年概ね100億円から110億円程度で推移をしております。

次に、一番問題になります臨時財政対策債の件でございますけれども、起債残額に占めます臨時財政対策債の率でございますが、制度の始まりました、平成13年度が1%、平成23年度には35%になりまして、年々増加をしております。平成26年度は47%となりまして、起債残高の約半分が本来交付税として、現金です、ね、もらえるものを借金しまして、財源として充当しているものでございます。

これに伴い、臨時財政対策債以外の普通建設事業債の残高は年々減少をしているところでございます。

さらに、臨時財政対策債の残高でございますけれども、平成19年度が約20億円でしたが、平成22年度から4年間続けて約10億円前後の合計約40億円の臨時財政対策債を発行したことが大きく

地方債残高が伸びた要因であることは間違いございません。平成26年度臨時財政対策の借入残高は、全体で131億円のうち62億円となっております。これは国の政策的な部分が大きく影響したものと考えております。

後年度、元利償還金当総額を交付税により交付することとなっておりますが、交付税にも限りがございますので、起債残高が増えるということは、町の財政運営を圧迫することになりますので、今後の厳しい財政状況を見据えますと、起債残高を減らしていくような財政計画が必要であると考えております。危機感を持って財政運営に努めてまいりたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） この10年の間、史上最高の歳入があった時期もあり、その後リーマンショックで急激に財政が落ち込むと、そういう中で、必要な小学校建設や中学校の増築などは当然やらなくちゃいけないということでもあります。私もそれは当然だと思います。ただいま説明がありましたように、臨時財政対策債が62億円現在なっているということですが、実質的にこれから将来どのくらいこの借金を負担していかなければならないかということですが、本来は、標準財政規模であります大津町では約70億円ですが、70億円の範囲内に収まればまあそんなにほとんど将来的な借金の心配はいらぬと言われておりますが、現在はやがて150%ですね。標準財政規模の1.5倍の債務残高になっているということで、私は気を付けるべきだということで質問をしたところであります。

ちなみに、平成19年からはこの標準財政規模には臨時財政対策発行可能額もプラスをされていると。つまり分母が大きくなってきているということです。ですから、臨時財政対策債は、当然国の責任ではありますが、これをこの借金をですね、一気に減らすようなことやったら町民の暮らしにしわ寄せがきてしまうと。そんなことがないようにですね、保育所がまだ足りません。幼稚園の問題もあります。それから、団塊の世代の方々がこれから後期高齢者に入っていくわけです。こうした子育て支援やとりわけ人間が人間らしく尊厳を持って生きられる高齢者福祉の充実は絶対後退させてはならないと思いますので、財政運営に気を付けながら町民の暮らしを守る、その方向でぜひ計画的な財政運営を求めて、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午後1時58分 休憩

△

午後2時08分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告書に従いまして、質問を行います。

まずはじめに、TPPの対応と台湾高雄定期便就航についてという形で質問をしたいと思います。

本日の一般質問は、このTPPについては3人目であります。私なりの違った視点で質問しなければならぬと思うところであります。この質問に先立ちまして、この12月定例議会は4日から開会

されましたが、前日の3日の日に経済建設常任委員会を開きまして、町の各業界の方々のご意見をお聞きしたいということで懇談会を開きました。すなわち、我が委員会は1日早くもう議会が始まったような形でやりましたけれども、やはりTPP問題に関する農政関係の方々のご意見は厳しいものがありました。その中で、これからのTPPに対応するには、もちろん反対だという意見が前段としてありましたけれども、もう合意に至ってこれから進んでいく段になれば、どういった対応が一番いいのかなと話にもっていかれました。やはり戦略的な農業でこれから日本の農業を世界に冠たるものとしていくということで、いろんな農地集積、それに関わる問題、またいろんな業界の立場の問題、そういったものが聞かれたところでもあります。やはり先が明るいという意見は少のうございました。しかしながら、グローバル経済の発展は否めない事実がありまして、対応策はきちんと考えていかなければならないということではないでしょうか。

今回の一般質問は、そのTPPに関してまして、お二人の方が質問されましたけれども、まさしくご指摘のとおりでありまして、TPPの言いだしから今までの流れを見てみますれば、本日の新聞でもですね、読んでびっくりしました。言うことと内々で進めていることは違うじゃないかということですね。そういったところを政府主導で勝手にやりよるじゃせんかというような不信感が募ったということが大であります。大統領と我が国の首相がそういったホットラインでそういった話をしているのならば、主権在民の国ではないのかなというふうに思ったりしました。

しかしながら、世界はどんどん前へ前へと進むわけでありまして、やはり私が質問の要旨と添えたのは、このTPPに賛成、反対とかではなくて、やはりもう次の段階の対応ということが必要ではないかなと考える次第であります。実際、TPP対策といたしまして、国はいろんな形で大枠を決めてですね、やってきております。ですから、TPPに関しましては、町でできることは何かなど。先ほどから町長はからいものことを言われたりとかしましたけれども、質問の中には米とかいろいろ出てきました。町としてできることは何ぞやということです。国は国で対策は出してくるでしょう。そしてまた、県のほうもそれに追従して出てくるものだと思います。TPPで恩恵を受けるところ。また、あまり先が望めないと言われるところを全部、全体的にマクロ経済的な視点で我が町も考えなければならぬ。逆に、本田技研工業あたりの商品がどんどんそういった形ですね、TPPの各国へ輸出を伸ばして、法人町民税なりの収入が上がると。それはそれで全体的な配分として一次産業のほうに回せるものは回すとか、そういったですね、工夫が必要ではないかと思うところでもあります。ですから、そういった対策をですね、町とするならばやっていかなければならぬし、そういった機関がやはり必要になると思います。先の質問の中にも、そういった対策のための協議会なり何なりが必要ではないかなというところにおきましては、私も全く同調するものであります。そしてまた、その対策において重要なのは、やはり情報収集ではなかろうかなと思っております。

先ほど町長の答弁の中にもありました、大津町の販路拡大ということで協議会をつくりまして、高雄定期便というものの就航に伴いまして、私もご一緒させてもらいましたけれども、台湾高雄に降り立って多大な歓迎を受けました。そしてまた、可能性も感じました。台湾は、TPPに批准はしておりませんが、環太平洋の一環でありますので、おそらくこれから先その参加してくるのではないかと

なども思われます。そしてまた、台湾経済を考えますれば、台湾は、中国本土の大きないろんな企業の中で、台湾の企業はものすごく強いという話を聞いております。本土の中でも台湾の企業のほうが非常に経済効果をあげているという話も聞きますので、我々が台湾と仲良くして、いろんな形で経済活動なり、何なりをしていくということは、ワンクッション置いてでも中国本土というそういったものも望めてくるわけでありまして、そういった可能性を今後も推し進めていきたいと思っております。

その中で、TPPに対するものは非常に多岐にわたっておりますから、これを逐次国会のようにここで議論するつもりはありません。我々ができることは何ぞやということです。台湾定期便の就航に伴いましてですね、我々は行動を既に起こしたわけでありましてけれども、まだまだそれでは甘いかなと思うところです。我々が行った後にはですね、やはり熊本市のほうも行動を起こしております。来年2月の3日から16日に高雄市の百貨店で日本物産展をやると。そして、そのあとの考え方がですね、全く私が台湾の高雄市に行って思ったことと同調するものであります。高雄市は、人口が2百数十万の都市であります。ですから、我が大津町の3万数千の規模に対して、とても対等に経済交流を行うような規模ではありません。熊本市におきまして、大同団結を呼び掛けております。熊本県、九州経済国際化推進機構、そういった形とですね、連携を取っております。熊本市曰く、オール九州で日本の食の魅力を台湾高雄の消費者にPRして販路開拓や観光客誘致につなげたいということでありまして、やはり動き出したかなという感があります。

我々は先陣を切って行動を起こしているわけでありましてから負けられないという気持ちがあります。ですから、経済建設委員会で来年早々高雄のほうに出向き、またそういった情報収集を行いたいと思うところであります。それに伴いまして、お隣の菊陽町議会の議長と話しました。また、古くから知っております議員とも話しました。ぜひ協力したいけれども、なかなかそういった理解が議会全体には望めなかったということで、まあ一緒に行こうよという呼び掛けはしましたけれども、まあ後にうちも行くことになるだろうという答えをもらいました。そしてまた、菊池市の市長ともお話をさせていただきました。そして、小国郷ですね、小国郷がもう小国、南小国から大津駅へのチャーターを出して、試験的に運用されました。そういったことで私がびっくりしたのは、大津町から菊池のほうに温泉ライナーを出したらどうだいという質問したことありますけれども、もう小国郷ライナーがそれを飛び越えて来てしまったということで、小国のほうの係の方とも話をしました。そして可能性を一緒に探りましょうよという話です。しかしながら、やはりあまりのも話しが大き過ぎてなかなか話に乗ってこれない。しかし経済は刻々と進んでいるということですね。ですから、我々は我々でやはりそこは進めていこうではありませんか。

TPP問題につきましては、そういった形で私が提案したいのは、大津町の全体の中から配分をきちんと決めるような形を取って、いろんな柔軟な施政が取れるような体制を取っていただきたい。国におきましては、例えばですね、農産物の対象物に対して、農家の減収補てんをするという形で収入保険制度を創設すると。そしてまた、影響が特に大きいと考えられます牛肉・豚肉、そういったやつは毎年予算対応してきましたけれども、法律でですね、もう所得の補てん事業として恒久的に拡充し

ていきたいというような対策も出してきております。そしてまた、米に対しましては、これまた世界から見るならば一穀物でしかないわけです。日本は米と言ったら聖域化しておりますけれども、外国から見たらそうではありませんので、日本は多額の関税で守られてきましたけれども、それでも全然足りないということで、政府が減反政策を行ったり、また備蓄米として買い入れる。その減った分はですね、やはりTPPの影響であるならば備蓄米として買い入れますよという制度で国は農業保護を訴えております。

我が大津町ができることは何でしょうか。やはりそういったものの情報をきちんと得られるための我が委員会が開きました、そういった懇談会なり、そういったものをもう少し制度化した協議会なりが、先に言われました議員のとおり、必要ではないかなと思われるところであります。ですから、そういったことの対策はきちんと町として明文化して知らしめるべきではないかなと思っております。

そして、台湾のほうからの定期便ということですね、これで先ほど熊本市の行動を申し上げましたけれども、この定期便の就航につきまして、この高雄発の第1便で熊本に降り立った中華航空の孫洪祥会長ですかね、この方は、これは一つの始まりに過ぎないと、相互交流を一段と促進する必要があるというコメントを残しておられました。そしてまた、ここにですね、台湾就航のこの航空機の問題ですけれども、ボーイングの737-800型という形で、これは水産物の輸送も可能だそうです。ですから、いかに経済交流を重視したそういった配慮だったかなということも考えられます。そしてまた、この会長が言われるには、台湾からの観光客だけでは一方客、一方通行では成り立ちませんよと。要するに、熊本のほうからも台湾に来てくださいということです。まさにそこは採算性を考えたならばそこに行きつくものだと思います。そしてまた、我々もそういった努力はしていかなければなりません。ですから、こういった経済活動というのは、自給バランスがありますので、そういったものにも我々としても答えるような何らかのアクションを起こさなければならないと、そういうことを考えております。ですから、それに対する条件整備というものは非常に重要になってくると思うことであります。ですから、例えば、我々が台湾に行ったときに、実際、日本語表記のいろんな標識サインがないんです。ですから、1人で行動しようと思ったときには非常に戸惑いを隠せない状況であります。逆に、台湾から来られた、韓国から来られた、また香港から来られたという形を考えますればですね、そういった条件整備はきちんとしなければならぬし、特にトイレとか、そういったものはですね、きちんと整備しなければならぬと思います。

ですから、その条件整備をすることによって、大津町に降り立つということは、そんなに心地よい地域なんだよということを位置付けようではありませんか。そうすることによって、熊本空港に降りたならば、まず空港ライナーで大津まで来ていただく。そこから東西南北選んでもらうという形が取れたらなど、その中で1割でも2割でも大津町に宿泊されて、また食事をさせていただけたらという体制整備が必要だと思います。ですから、そういった条件整備はこれから我々は知恵を出し合ってきちんとやらなければならないと思うところであります。

そしてまた、そういったですね、段々グローバル化社会になってきますれば、この役場の周辺でも台湾の方々や韓国の方々、いろんな方々が出歩く形が見受けられるようになってくると思います。今

でもおられますけれども、段々これがまだいろんな国籍の方が来られるようになる可能性さえあります。そういったときの条件整備を考えてみますれば、町民の方々がどう対応するかということは非常に重要になってくると思います。ですから、今回の質問におきましては、町長だけではなく、教育長にも質問を浴びせております。こういった環境の変化が訪れたときに、我々は治安を守らなければならないと考えます。どうすることかということは、社会的弱者と言われる方々や未成年の方々、そういった方々をですね、きちんと守らなければならない。じゃあどうするかということです。世界的な常識、いろんな社会通念、日本だけでは通用しない形ができあがっていくということです。ですから、経済とそれに伴った環境の変化に伴って、我々はそういったところの条件整備をしなければ、大津町は発展につながらないし、治安の確保はできないと、そういうふうに考えます。

ですから、教育長におかれましては、そういったために教育のなすべきその役割というものはあるのではないかとということであります。この点について、まず質問をいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員のＴＰＰ関連についての町の対応関連等についてのご質問でございます。もうＴＰＰについては、お二人の同僚議員のほうからの質疑でお答えしたような状況の中で、大津町ではどう今後それに対応できるのかというような質問ではないかなというふうに思っております。

安倍首相も記者会見の中で、「ＴＰＰをピンチでなく、むしろチャンスにしていかなければならない。若者が自らの情熱で新たな地平線を切り開いていくことができる農業へと変えていく起爆剤としなければなりません。」というように述べられておられますので、今後、大筋合意に達した今、私も同じように考えており、高付加価値や集約化等を通じて、競争力を向上させ、インバウンド、アウトバウンド両面において、攻めの施政に転じていくことが重要だと感じております。ちょうどＴＰＰ交渉が大筋合意をしました１０月、議員も一緒に高雄市のほうへ視察団を派遣しまして、一緒に行かれた中でいろいろと高雄市についてお勉強してこられて、大津町の旅行博関係についての天ぷらや焼き芋、あるいは銅銭糖などを展示させていただきまして、大変大津町のＰＲにつながったものと確信しております。

また、高雄市の企業や研究機関なども視察させていただきまして、そちらの工場長はじめリーダーの皆さんとともにお会いできて、本当に台湾はとても親日家で今後人的交流など高雄便が就航したことを契機として取り組みの可能性を感じたところでもあります。

さらに、今回また議員おっしゃるように、建設経済常任委員会も台湾研修視察を予定されると伺っております、大変大きな期待をしているところでもあります。

今後の対応について、国においてもＴＰＰ発効に備えた農業支援策などを柱とする農業予算を検討しておられますし、県においても、観光のみならず、経済など幅広い分野での交流やビジネスが広がるよう積極的な取り組みを展開する姿勢を示しておられます。

大津町においても、それらの施設を上手に活用しながら、企業や町民の方々の積極的なチャレンジを支援し、農産物の販路拡大や観光客誘致などに向けて、農協や企業、商工会、観光協会などの関係

者と協議を進め、さらに周辺の自治体と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

今後も国や県の動きと連携しながら、近隣の自治体や関係諸団体との連携を強化しながら地域の特長を生かし、地域経済のさらなる発展や活躍へつながる施策を進めてまいりたいというふうに思っております。先ほどから申しておりました、まずは産業経済ということで、吉良食品の乾燥野菜、あるいは今回来ていただきました、ベジタブルの会社関係等については、カット野菜、そしてまたパウダー関係の製品が得意というか、非常に世界でも有名であるということで、先ほど申しましたように、台湾のほうからも視察に来られるということで、会社自体がこの大津地域関連のにんじん等については大変気に入っておられますので、このようなにんじんやこの地域の農業野菜関連等の健康に非常に優れておるといような研究機関もお持ちでございますので、今後については、そういうような企業との連携と農業関係の農家の皆さん、あるいは農事法人や会社の皆さんとともに、一体となって農業推進、経済の振興に努めるというように考えております。もちろん研究の中においても、野菜、苗関連等についても竹内農園がきておりますので、そちらの方についても苗づくり、新たな研究関連等についてもご相談をしておるところでありますので、今後については、それについて九州農政局関係とも連携しながらしっかりと農業の企業関連等についての振興は図らせていただければなというふうに思っております。

それから、これまでいろいろ町も検討してきております、先ほど議員おっしゃるように、空港ライナーが来ておりますということで、南小国や小国からの定期便を今試験的にやっておられますので、そういう素晴らしい発想の中で、このような事業については、やっぱり空港ライナー、議員おっしゃるように、まさに地の利であるし、そういうものを生かす関連については、地域の皆さん、南阿蘇の立野ダム関連、あるいは菊陽の鼻ぐり井手、そういうようなところの白川中流における観光や文化、歴史関係をしっかりと今後検討しながら、観光協会や農協関連等についての事業推進ができればなというふうに思っておりますので、そういうような事業の関係を進めていければなというふうに思っております。もちろんそういう形の中で観光客関連等についても、今日も韓国の若い中学3年、高校1年の誇るべき選手が大津にキャンプしております。そういう中で、やっぱり食というものが一番気にかかっておられるようでございます。そういう意味における観光スポーツ関連の推進を観光協会をはじめとするビジネスホテル等についてもしっかりと相談しながら推進を図る、そのような後押しの補助はできるかなというようにことも検討させていただかなくてはならないなというように思っております。そういういろんな形の中での産業おこしというものについては、今町おこし大学の中での、先ほど申しました、担い手育成の関係の方が今回またデパートの展示のほうへ14日間行かれるということで、いろんな方々が今新たな開拓、挑戦に向かって若手が頑張っておりますので、そういう意味におきまして、今後につきましても、地方創生の中で今やっております、販路拡大事業関連等についても3年間の事業でございますので、来年が2年目というように形になりますので、そういう形でしっかりと取り組みをさせていただければなど。そのかわり、もうおっしゃるように、今地域協力隊3人おりますけども、今後については、スポーツ振興観光というか、そういうものとあわせて、このような開発輸出関連等の人材育成をやっぱり人が一番でございますので、その辺の関係で

専門的な方を公募しながら地域協力隊としてお願いできればなというように思いを今検討しておるところでもありますので、人材とともに、大津町の資源、財産をしっかりと生かすような方法で、今やっているものに新たなものをできるかを検討を今後やっていければなというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 永田議員のご質問にお答えをいたします。

グローバル化ということで、全地球規模で物事が動き、またそういったものに对应していくような国際交流よりもさらにですね、もう全球といいますか、地球規模でのこういった動きがあるわけでございます。

そういう中で、国といいますか、文部科学省におきましても様々な懇談会等できまして、グローバル化への対応がなされております。その中の一つであります、国際交流政策懇談会が23年の3月に最終報告書、「我が国がグローバル化時代をたくましく生き抜くことを目指して」という提言をいたしております。その中をみますと、グローバル化の進展に伴い、若者の中に途上国での青年海外協力隊やボランティア活動に熱心に取り組む者や、スポーツ・文化技術面で世界的な活躍を目指す者がいるものの、近年は、学生や研究者等の内向き志向が社会問題となっていること。かつては、アメリカの大学等に在籍する留学生数が日本が首位であったのに対して、現在では、中国、インド、韓国等の他のアジア諸国の後じんを拝しているのが現状であること。また、研究者のキャリア形成上必要なステップとされていた欧米の大学への留学も、近年では、帰国後のポストへの不安等からちゅうちょするケースが多いという傾向も問題であると、こういうことを指摘をいたしております。

ご案内のとおり、資源に恵まれない我が国が国際社会の中で競争力を持ち続け、存在感を維持していくためには、若者が海外で積極的に研さんを重ね、幅広い人脈を築くことが不可欠であります。しかし、そのような中で、こうした内向きな志向は極めて憂慮すべき状況であり、現在の子どもたちが国際的に通用する人材として育成されるためには、幼少期から青年期にわたるあらゆる教育段階において、グローバル化に対応する教育を提供する必要があると、このように述べられております。

そこで、グローバル化がより進展する社会に成人するこの子どもたちの中から、将来、リーダーシップを発揮できるような人材を育成するためには、幼少期から多様な文化に触れる機会を提供し、異文化と共生できる資質や能力を育成すること。そして、今や国際社会の共通語となっている英語については、少なくとも意思疎通ができるレベルに習得させ、コミュニケーション能力を向上させることが必要であるというふうにされております。

まずは、10代という感受性豊かで吸収力の大きい時期に異文化の人々と接することは、国際社会への関心を呼び覚ます大きな一歩となります。特に、高校生の留学、他国の人々との交流は、子どもたちの異文化への理解を深めるだけでなく、諸外国との友好親善の増進にも寄与し、その後の国際交流活動の拡大に資するものであることから、今後も積極的に支援することが望ましいというふうに結論付けられております。

現在、我が国も英語をはじめとする外国語教育の充実に向けて、学習指導要領の改定に伴い、小学校の5・6学年で新たに外国語活動が導入され、聞く、話すを中心とした活動により、コミュニケー

ション能力の素地を養う活動を推進しております。さらに、次の学習指導要領の改正に際しての小学校における英語の教科化に向けて今準備が進められております。

しかし、語学力の習得のためには、より早期の段階から外国語に触れることが脳の発達という観点からも重要であり、例えば、幼児向けの外国語のテレビ番組やアニメの英語版の放送等によって、子どもたちが身近に外国語を楽しめる環境を提供することが効果的であり、意識的に外国語に触れられる環境を用意していくことが大変重要であると、こういうふうにされております。

我が大津町内に目を向けてみますと、現在、町内の小・中学校においても、外国にルーツを持つ児童・生徒が増えてまいりました。町内の街角でもよく外国の人を見かけます。また、インターネットを通じてリアルタイムに他国の情報を収集したり、こちらから発信したり、さらに他国の人とコミュニケーションを取ったりすることもごく簡単にできるようになりました。このように、学校の中、あるいは家庭・地域社会で確実にグローバル化が進んでおります。

これまでは、各学校におきましては、社会科などの各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間を通じて国際的視野に立って主体的に行動するために必要と考えられる資質や能力の基礎を育成する「国際理解教育」が計画的に実施されてまいりました。外国語活動もその一環であり、身近な他国の人との交流、文化体験などを発達段階や学校の実態に応じて取り組んでいます。

しかし、国際化をグローバル化に対応していく一つの過程と捉えるならば、今後のグローバル化の進展に向け、これまで学校の中で「国際理解教育」を通じて積み上げてきた学びをさらに発展させ、「自らがどのように世界と関わるか」という積極的な考え方のもと、多様性を尊重しながら、より主体的な態度で他者と協働して課題を解決していくための能力の育成をねらいとした新たな教育内容をつくり上げていくということが必要不可欠であろうと考えております。

これは、5年後に予想される次期学習指導要領改訂の柱の一つと考えられており、今後、現在学校で取り組まれている、習得した知識・技能を生かし、主体的に課題解決しようとする態度とそれに必要な思考力・判断力・表現力の育成にさらに力を入れ、グローバル化に対応できる人材の育成につなげていかなければなりません。

台湾高雄市との定期航空路の開設を一つの良い機会と捉え、大津町のさらなるグローバル化の進展を見据えた小・中学校レベルでの様々な情報交流や体験交流の場づくりとして、実は来年5月に台湾のこの高雄市立の公営国民小学校から本県のほうに文化交流ということで、児童と保護者、それから先生30名を超える方々が来られるというようなことで、今県のほうに申し込みがっております。県のほうでは、具体的な日程ができ次第受入れを検討しますというところで回答されているようでございます。そういった情報を得まして、私のほうでは、ぜひともこれは大津町です、この交流訪問団を受け入れて、町立の小学校と人的交流、文化交流を含めてですね、やる必要があるのではないかなと思ひまして、早速町内の小学校の校長先生ともご相談をしておるところでございます、5月ということですので、ちょうど運動会時期であります。運動会を5月、6月にする学校ではちょっと無理な面もございますので、できれば2学期に運動会を計画されている小学校にということですね、該当の校長先生ともお話をしたところでございまして、校長先生のほうからは、「前向きに受け止め

たいと思います。」というお返事をいただいております。それを受けまして、県の関係者のほうにもですね、実はこういう考えでいますので、後押しをしてくださというふうに、ちょっとつながりをつけたところございまして、本議会が終わりました来週あたりは、県の教育委員会のほうに出向きましてですね、これが知事部局の暮らし安全推進課が担当課でございますので、県の教育委員会のほうからですね、ぜひとも大津町のほうに回してくれんかと、これを。多分市内の小学校も手を挙げはしないかと思っておりますので、計画がはっきりしました段階ですね、後押しをしていただきますように、来週あたりはちょっと回ってこようかなと思っております。そういうことですね、この公営小学校からのお話では、ぜひともその交流する学校ですね、受入れ校の家庭でホストファミリーになっていただくと大変ありがたいという申し出もあっております。幸い大津町には、国際交流協会もありまして、既にホームステイ等を受け入れられた経験たくさんお持ちでございまして、ぜひともこのあたりのお力も借りながらですね、できればその受入れ校の子どもですね、家庭でホームステイをして、本当に24時間、この高雄の公営小学校の児童、先生方、あるいは保護者ですね、家と家とのこの交流ができればですね、先ほど議員がおっしゃいました、弱者の安心といいますか、安全を確保という意味でも、まずは、私は基本は、人と人とのつながり、ここがなければですね、あそこはちょっとどうかなと、あそこに行ってもよそよそしいぞと、そういう関係ではですね、本当に心開いて安心していける基盤はできないと思っております。このこういった交流事業を通してですね、その基盤となる人と人とのつながり、大津町と台湾の高雄市の方々とのですね、人と人とのつながりがきっかけができれば、これを基にですね、将来は町のほうにはまだアジアとの交流の要綱が生きると聞いておりますので、そのあたりを活用してですね、何年かに一遍は大津町から子どもや保護者がですね、高雄のこの公営小学校と姉妹校締結をしてですね、定期的に交流ができれば、さらにグローバル化への対応という意味では、一つのきっかけになるのではないかなと、そういう気がいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

ちょっと時間がないので簡潔な答えを求めたいと思います。

もう教育長に答弁は要りませんので、ありきたりな答弁が返ってきたかなと、私が言っているのは、ここに台湾の方々がたくさん来られて、全然知らない人達が来られるのに人と人の交流なんてありえないんですね。そのときに、例えば、ものすごくイケメンの男性がやってきて、大津町の中学生や小学生、高校生の方々に「お姉ちゃん道を教えてください。」と言われてたらどうするんですかという問題ですよ、私が言いたいのは。そういったですね、例えば、いろんな答申がなされたとか、そういったものはつくられたものであって、ここの土壌にあったものを考えなければ、だからあなたは言うならば大津町の教育長なんです。そのときに、言うならば、子どもさんたちがそういった異邦人の大人の方々がこの辺をおられるんですよ。そのときにどうするかという話をしたつもりですけどね。まあその何ていうか理想というのはわかります。しかしながら、ホームステイとかいってもで

すね、非常に危険性が伴うということです。そういった危機感がない人と話してももう先に進めませんので、それはもうそれでいいです。そういった感性の持ち主なら理性がもう少し高くなければ、相手は文化も違うんですから、あなたの言い方は同等のお国柄と文化を持ったところと喋るといってるといことですよ。それは答えになってないですから、これは新たにまた質問します。

町長に対してですけれども、町長が情報収集という形できちんとやるためには、人材育成が必要だと、地域協力隊を育てて、そういったものを役に立つようにしたいというふうに言われました。これはもうまさしくごもつともなことです。実際ですね、先日、懇談会を開きまして、要望があるのは何かと言ったらですね、実は、人を増やしてほしいというのがあるんですよ。対応する係を増やしてほしいと言われるんです。そのときにですね、例えば、観光協会のことを言われました。今観光協会頑張ってやっておられますんで、どんどんこう販路を拡大するために海外を目指して、海外の事情なり何なりという情報を収集してですね、独自に攻め方を考えております。そのときに、やはり人が足りないと一人で何役もできないということを言っております。そして、また農政課もそうです。実際ですね、今経済部農政課あたりの対応では、人材が足りないみたいですね。実際、大津町は農地自体広いんです。ですから、いろんな問題点があったときには、係は現地に向かいます。ですから、うちの経済建設のですね、部局におきましては、もう人がですね、ほとんどいないときが結構あるんですよ。そういったときに対応がちゃんとできないということでもありますから、そういったですね、人材をきちんと配慮していただき、機構改革なり、何なりというのが、こういったT P P問題で必要になってくるかもしれません。そういったものにきちんとですね、対応していただきたいなと思うところがあります。T P P問題につきましては、話すなら切りがないと思います。ですから、町長が先ほどの議員の答弁にありました、国の姿勢、県の姿勢というものがまず第一義的に大切になってくるだろうと。そのあとに打ち出すということを言われましたけれど、まさしくそのとおりの思います。しかしながら、そのあとにどういった政策を我々はもう用意しているんだよというものを持ちましょうよという話です。ですから、そういった形をですね、いろいろ想定される、求められる条件というものを我々はきちんと整理整頓して、今後の不安解消に努めなければならないと、そう考えるところがあります。

2問目に移ります。

総務省の地方債発行条件の緩和についてであります。これはですね、私は最初に新聞を読みまして、非常に危険性が高いなど、経済対策でもあるでしょうけれども、非常に怖い感じがしました。実際、先ほどの財政問題の質問が出ておりましたけれども、その中でもですね、例えば、その町の借金の話、130億円からある借金の話、まあ国の借金、そういったものをいろんな形で議論がされました。私もですね、この問題につきましては、私が今持っている情報の中では、町長はちょっと間違われたのかしりませんが、内部留保は35兆円ぐらいと、先ほどの先輩議員のほうでは300兆円ぐらいと言われましたかな。私が持っているのはですね、250ぐらいというちょっとばらつきがいろいろありますけれども、その国民全体が1千600兆円あたり持っているんじゃないかなと言われたりします。ですから、そんなにお金を持つとっても市場には出回らないという、実際に

すね、欲しいものがないというかなり日本も煮詰まったものになってきて、お金はあっても使わないという状況です。ですから、いくら国からですね、例えば金利を下げますよとか、黒田バズーカとか言ってますけれども、ケインズの経済学はもはや通用しないと、グローバル経済においては、それは通用しないということが昨今の状況でわかるのではないかなというふうに思います。

今回の問題点と私が思いますのは、例えば、その中でもですね、実質公債比率あたりを述べて、その16%未満ならばそういった借金を許すよみたいなことをですね、18%に上げますとか、そういった甘い言葉を言ってますけれども、これは国の戦略とも考えられます。しかしながらですね、財政規律を考えたときに、いらぬものをですね、つくれというふうにも聞こえるわけです。ですから、前回質問しました、公共施設等総合管理計画、こういったものはですね、今までつくったやつの後追い計画でありまして、事後対応なんです。事前対応として我々は知恵を絞らなければならないと思うわけでありまして。ですから、この質問の要旨の中に私は書いておりますけれども、中長期的に考えて、そのいろんな箱物をつくったつもりでも10年、20年過ぎればですね、迷惑なそういった箱物というものも実際あるわけです。そういったものも借金を返していくためには、その償却、まあ償却とは言いませんけれども、公債費が交付金でその賄われるのが30年ですよ、40年ですよというやつがありますから、実際、この町の借金が131億円ですか、あったとしても、交付金措置されますから、実際それが本当の全体の額ではないと。私はこのことについてはですね、国の制度、そういったものはですね、活用すべきだと私は思いますよ、やはり。名目的にはそういった数字は出てきます。しかし、使わなければ先行投資はやはりできないんですね。しかし、その先行投資は、もうきちんと採算性やいろんなものをきちんと計算して積算が、よしこれでよしと言わなければ行ってしまうわけなんです。ですから、借金をするなというわけじゃなくて、その今後のまちづくりに対して必要ならば借金をしてでも、あとから交付金措置をされるにしてもですね、やるべきかなと思うわけです。それには厳格なる積算結果を出していただきたいということです。ですから、それをきちんと我々が審議することによって、事後対応の総合管理計画あたりもしつুক্তとしても、悠々とクリアしていく。総務省が求める計算方式にも合致していくということになりはしないかなと考えるところでもあります。

実際、私は、こういった経済面的なもの、誰が負担をするのかというのが非常に大切でありまして、例えば、我々がそういった施設を10億円で建てました。今現在の人たちは、その新しくいい施設を享受できるでしょう。しかしながらその借金は30年、40年とその続いていくのであるならば、あとに負担する人というのは、もう古くなって使えなくなった施設をみななければならないと。これはまさにですね、例えば、世界的な議論の中に、従軍慰安婦問題等々ありますよね。私は、戦後生まれでそういった事実は知り得ておりません。しかしながら、負担を今の日本に求めるのならば我々が負担するわけです。ですから、釈然としない部分があります。ですから、誰がそういった事実があって、誰が今負担するのか。そういったものをその時代錯誤をしちゃ困るということですよ、私が言わんとするところは。ですから、今後財政規律を高めてきちんとした運営をなしていくためには、積算をきちんとできる能力が必要だし、先日ありました、杭の問題ですか、ビルとか建てる時のですね、

ああいった不正なことをするようなことも見抜くような力を身に付けなければ、本当の自治体運営はなされないのかなというふうに思います。実際ですね、国のその方向というものは、本当に首相が代われれば、政権が代われれば変わります。先ほど台湾高雄のことを言いましたけれども、現在は国民党の馬英九さんが総統でありますけれども、民進党の蔡英文さんという方が実は高雄市の言うならば市長さんで、この方が時期台湾の大統領ですか、になられるのではないかなという話がありますので、今からですね、我が大津町は、その高雄と深く付き合っていくためにはですね、そういったかなりポテンシャルの高いところと我々はやり合っていくんですよ。そして協力し合っていくんです。ですから、ミスはもう許されません。それに有効な町民のための施設をつくる。また、戦略的ないろんなものを、何かをその経済的なものの対応策でつくっていくとか、そういったものが求められるのではないかなと思うところであります。ですから、総務省のそういった条件緩和についてはですね、きちんとした認識がなければ、やはりその債権の増額というのは、我々議員としても認められないのではないかなと思うところであります。

ですから、町長に対して、この地方債発行、条件は緩和されましたけれども、これに対する所見をお伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の2番目の質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるように、議員の言われるとおおり、十分注意をしてやっていかななくちゃならないというふうに思っておりますし、また、前の特別臨時債等について、国のほうでも買ってくれとかいろいろの甘い言葉に乗った部分もあると思いますので、この辺も十分検討しながら、そのいい制度でありますけれども、しっかりと検討して進めていきたいというふうに思っております。議員おっしゃるように、総務省の地方債発行の条件緩和についてでございますけれども、地方債の発行条件の緩和についてですが、これは地方財政法第5条の第3項による、いわゆる地方債の届け出という制度における条件緩和でございます。新聞等でもありますように、一定の条件を満たす地方公共団体であれば、起債を発行するにあたり、県との協議や国の同意を得るといった手続きが不要となる制度でありまして、今回の条件緩和では、実質公債費比率が、議員おっしゃるように16%未満から18%未満に引き上げられるなどが含まれております。これにより、届けだけで起債が発行できることになる地方自体が増えることが予想されますが、しかし、この制度では、手続きが簡素化されるというメリットがありますが、公的資金が利用できないというデメリットもございます。比較的金利が低いと言われる公的資金で発行できる起債をこの制度で発行してしまうと民間資金となり、金利が高くなってしまふ場合がありますので、注意が必要かと思われまふ。

近年、大津町では、平成20年のリーマンショック後、税収の大幅な落ち込みに伴い、起債発行額が増加したため、起債残高も年々増加を続けている状況でありまして、今後も税収の大幅な増額が見込めない中、人口増加に伴う住民サービスの増加、公共施設の老朽化に伴う大規模改修や修繕等に対応しなければならず、財政状況は非常に厳しい見通しとなっております。国が条件緩和を示したとはいえ、このような厳しい状況で安易に起債発行を行うことは、議員がおっしゃるとおりで、後世への

負担が増え、健全財政が維持できなくなる要因の一つになると推測しております。厳しい見通しとなっておりますが、今後も将来的、あるいは突発的な支出にも対応できる財政運営を行わなければなりませんので、今何が必要か、本当に必要かを十分に論議した上で、適切な起債発行を行っていくことが大切だと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 町長の答弁をお聞きしまして、事情は重々わかっている。前段にさっき同じような質問をされましたので、そういったところはきちんと締めていくと答えられたのかなと思います。実際、必要なのは、税収の予測です。税収の予測をするには、じゃあ何が必要かと。今後どういふふうに変わっていくかわかりませんよね。そのために、それこそ自慢じゃないですけども、私と町長の二人三脚でできたのが本田技研の南通りではないかなと思っております。いの一番に質問しまして、町長はあのおとき最初はできないかなと言われたんですけども、そのあとの別の議員さんの質問によって、やはり必要かなと言われて実現にいったと。そしてホンダソルテックが来た。撤退はされましたけれども、危うい状況が続きましたけれども、そういった自治体の協力があるのならばと、大型バイクの拠点となりました。ですから、そういった投資というものは、その経済政策なんですよ、町の。町の経済政策をすることによって、雇用は守られて、そしてどんどん発展していくというもの、こういうものに対してからの地方債発行はやむ無しと、私は思うんです。ですから、そういったですね、これからの雇用問題とか、いろんなものを合算して、積算して、積算の中にはただの建物の値段の積算だけではないということですね。そういったものもきちんと積算して、大津町の将来を予測していく。そのことが無駄な借金を減らして、よりよい財政の自治体になるのではないかなと、そういうふうを考えますので、ぜひしっかりとしたそういった町長のリーダーシップを期待したいと思います。

終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後3時08分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成27年第5回大津町議会定例会会議録

平成27年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成27年12月10日(木曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	7 番 本 田 省 生
	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則	10 番 源 川 貞 夫
出席議員	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆	13 番 永 田 和 彦
	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 塚 龍 一 郎
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行 書 記 佐 藤 佳 子		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲 副 町 長 徳 永 保 則 総 務 部 長 田 中 令 児 住 民 福 祉 部 長 杉 水 辰 則 経 済 部 長 大 塚 義 郎 土 木 部 長 大 塚 敏 弘 併任工業用水道課長 総 務 部 次 長 兼 徳 永 太 兼 課 長 総 務 部 総 務 課 長 本 郷 邦 之	会 計 管 理 者 兼 中 野 正 継 会 計 課 長 総 務 部 羽 熊 幸 治 総 務 課 長 兼 補 佐 兼 財 政 係 長 総 務 部 白 石 浩 範 主 幹 兼 総 務 課 行 政 係 長 教 育 長 齊 藤 公 拓 教 育 部 長 松 永 高 春 農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 徳 選 挙 管 理 委 員 会 長 本 郷 邦 之 書 記	

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

佐藤真二君。

○3 番 (佐藤真二君) 皆さん、おはようございます。傍聴の方も雨も降る中、たくさんお出でいただきましてありがとうございます。今日は部屋の中の平均年齢がぐっと下がった感じですね、張り切っていきたいと思えますけれども、今日は 2 点ですね、子ども連れ投票の推進で若年層の投票率向上をとということと、公立幼稚園のあり方を再確認すべきと、この 2 点についてお尋ねをしたいと思えます。

まず最初は、選挙への子ども連れ投票についてです。質問通告では、子ども連れ投票が解禁されたとありますが、ちょっと先走ってしまいまして、正確には、解禁される見込みというところです。7 月頃に秋の臨時国会で改正されるという見込みになっておりましたけれども、臨時国会が開催されないという珍しいことが起こってしまいましたので、改正は年明けの臨時国会でということになりそうです。

さて、子ども連れ投票につきましては、現在、公職選挙法の第 5 8 条で、投票所に入出入りし得る者として、選挙に、まあ投票する人ですね、事務担当者、監視人 (警察官を含む) をあげており、選挙人が同伴する幼児と同伴がやむを得ない者で、かつ投票管理者が認めた者となっております。話が面倒になりますので、ここでは単純に幼児ということにしますと、原則、幼児同伴の投票はできないということになっています。一部の自治体では厳しくこの基準を守っており、幼児を投票所の外で待たせたりする規則になっているところもあるようですが、反対に多くの自治体では、この運用は緩やかで、子ども連れで投票に行くと、風船やちょっとした文房具をくれたりしているところもあるようです。

大津町についても、風船こそ配らないものの幼児を連れての投票は可能ということで対応していると聞いております。じゃあ法改正があってもこれまでと変わらないじゃないかと思われるかもしれませんが、何事もそうですけれども、消極的に容認するという姿勢と、積極的に推進するという姿勢では、結果が大きく変わってくるということは考えなければいけないと思えます。この積極的に推進す

るというやり方を質問通告では、キャンペーンを行ってはどうかという提案にしているところです。

ところが、まずその必要があるのかということなんですけれども、その理由となるのは、やはり若年層の投票率の低さにあります。20代、30代という年代別の投票率は、国や県の選挙ではデータが示されています。しかし、公開されるのは全体の投票率であり、市町村ごとというものではありません。国や県はデータを取りまとめているわけですから、その根拠になる市町村ごとのデータはあるものと考えております。この大津町の年代別投票率の実態を公開し、実情を明確化することで選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会などによる啓発活動の改善の方向性が見えてくるのではないのでしょうか。啓発活動という点では、若年層だけの問題ではなく、逆に70代以上の投票率も低下傾向にあります。投票したことの投票率の差も広がってきております。こうした年代や地域の特性を踏まえたデータは、きめ細かい投票啓発の活動を行うためにも必要ではないかと考えるところです。しかし、実際に子ども連れ投票がこれまで原則禁止とされてきたのには理由があるはずで、もしそこに課題があるとすれば、そこにも配慮しなければなりません。その理由として、よく言われますのが、幼児は別としても、子どもが親の記入した投票用紙を見て名前を読み上げてしまう可能性があるからとかです。投票所で子どもが騒いでしまうからなどというまことしやかな説明があるようですけれども、そんな理由であればいくらでも対策が打てるはずだと思います。その理由は何なのかということも確認しなければならないということです。

ここまで述べてきましたのが幼児ということ。未就学児から小学校低学年ぐらいまでの年齢層をイメージしてお話しておりましたけれども、もう一つ、小学校の高学年から中高生程度についての考え方が出てきます。

今回予定されている法改正が子どもの年齢範囲をどう考えているのかまだわかりませんが、投票権を持つ年齢が18歳まで引き下げられたことで、文科省は主権者教育の充実を進めております。社会的自立と社会参画の力を育む教育ということで、高校では副教材も配付されました。しかし、よく言われるように、体験は最高の教材です。体験あっても学習なしという事例もときどき見かけられますけれども、それはやり方の問題ですので、体験そのものに意味がないということはありません。この年齢の子どもたちであれば、投票所の入り口付近で投票の様子を見学するということが十分にできると思われま。幼児や低学年については、子どもから目を離さずに投票に行けることが必要だとすれば、高学年や中高生にとっては、投票のやり方を具体的に見ることや、自分の親がきちんと投票に行っていることを確認することは、主権者としての自分を意識し、将来有権者となったときにきちんと投票に行くという意識を育むため、大きな機会になると考えられます。これは重要な家庭教育の一つではないかと考えるところです。

質問項目をまとめますと、各種選挙で大津町の年齢別、投票率は集計されているのか。また、それを投票を啓発するきめ細やかな取り組みにつなげるために公表してはどうかということ。それから、若年層の投票率の向上のため、幼児等の子どもを連れての投票もOKという呼びかけをしてはどうか。それから、小学校高学年や中高生などを主権者教育という立場から投票に連れて行くように勧奨していくという取り組みをしてはどうかと。この3点について、質問と提案でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 選挙管理委員会書記長本郷邦之君。

○選挙管理委員会書記長（本郷邦之君） 佐藤議員の子ども連れ投票の推進で若年層の投票率向上をと
いう件につきましてお答えいたします。

まず、近年の天津町における投票率の現状についてご説明申し上げます。

平成25年度の参議院議員通常選挙で52.83%、翌年の衆議院議員総選挙では51.59%、さら
に本年4月執行の熊本県議会議員一般選挙においては48.04%でありまして、低下傾向にご
ざいます。

年代別でみてみますと、直近の熊本県議会議員一般選挙で、20代が24%、30代が約32%、
40代が43%と、若くなればなるほど投票率が下がるという傾向がございます。

これまで各投票所の投票率につきましては、町広報紙やホームページで公表いたしておりますけれ
ども、年代別の投票状況については、内部資料ということで公表にまでは至っておりませんでした。
投票率向上に向けた啓発の材料といたしましてですね、今後は年代別の投票率につきましても公表す
る方向でですね、選挙管理委員会で協議をさせていただければと考えているところでございます。

また、全国的にみましても、投票率低下の状況が見られておりまして、国も「期日前投票所の投票
時間の弾力的設定」、それから「投票所における子ども同伴の解禁」「当日投票における投票区外投
票」などの規制緩和措置を盛り込んだ公職選挙法改正案を秋の臨時国会に提出し、来年の夏の参院選
での実施を目指す考えでございました。

しかしながら、これにつきましては、議員も言われましたように、秋の臨時国会は召集が見送られ
ましたので、来年1月の通常国会に改正法案が提出される見通しでございます。

これまで、子ども連れ投票を原則禁止とされていた理由といたしましては、公職選挙法第58条に
「選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者または当該警察官でなけれ
ば投票所に入ることができない。ただし、選挙人の同伴する幼児その他の選挙人とともに投票所に入
ることについてやむを得ない事情があるものとして投票管理者が認めた者については、この限りでは
ない。」とされていたためでございます。基本的には、投票所の秩序維持が目的であったものと考え
られております。

また、ほかにはですね、第三者等が、これは子ども以外も含めてですけども、第三者が出入りする
ことで選挙人の投票自体に圧迫感があってはならないというようなことも一つの理由でございます。

また、憲法で、「すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。」という記載がご
ざいまして、先ほども議員言われましたように、両親が投票用紙に書いている名前を子どもが声に出
して読み上げてしまうことで、選挙の秘密を守れない恐れがあるためと考えられております。今後、
子ども連れ投票が可能となった場合、投票所における秘密保持につきましては、何らかの対策が必要
になってくるかと考えているところでございます。

前回の参院選、これは兵庫選挙区の期日前投票で、実際にあったお話でございますけれども、父親
と期日前投票所に訪れた小学校3年生の女子児童が、候補者名をその子ども、女子児童自身が記載し
てですね、投票したという事例が、これ実際にあっております。これは、公職選挙法に抵触し、本来

は無効票とすべきところがございますけど、既に投函され、ほかの票と混ざったということで区別ができなかったためにですね、そのまま有効票として取り扱われたという事案もあっておりますので、こういったことについてもですね、選挙事務従事者間で十分に注意を払って、子ども連れ投票には対処していきたいと考えているところでございます。

本町におきましては、これまでも投票管理者の判断において、子ども連れ投票でご入場いただき、投票をしていただいているのが実情でございます。子ども連れでの投票に関する取り扱いは、自治体それぞれで様々なようではございますけれども、隣の菊陽町さんでもですね、本町と同様の取り扱いをされているようでございます。

改正法案が可決になれば、住民への周知は必要であると考えておりますので、今後、広報紙等でお知らせをする予定でございます。お子さんとの入場が認められたことが十分に周知できれば、子育てで投票に行けなかった方々の投票に行く機会づくりとなりますので、投票環境が向上いたします。今回の法改正を、投票率向上のためのいい機会と、いい契機だということで捉えまして、各種広報活動に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、若年層の投票率向上のためには、児童生徒が選挙について理解を深めることが重要であると選挙管理委員会のほうでは考えておりますので、先の熊日新聞のほうにも紹介されましたが、11月の20日にですね、翔陽高校で県選管との共催による出前授業、あと実際に候補者、模擬ですけども、模擬投票を実施しているところでございます。また、明日ですけれども、大津高校のほうに出向きまして、出前授業をやるということで、こちらも同じように模擬投票を実施するということで本日準備を進めているところでございます。

4月の県議選では、投票率が低い傾向にある新興住宅地の投票区もございましたので、小中学生に出前授業等を行うことによって、小中学生からその親御さんである若い親の世代へのですね、アプローチもできるかと、一つの手段になるかと思われますので、来年度以降ですね、これは教育委員会のほうとも相談させていただく必要がございますけれども、町内小中学校への出前授業等の実施もですね、働きかけていければと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

平成23年12月に、社会に参加し、「自ら考え、自ら判断する主権者を目指して～新たなステージ『主権者教育』へ～」をサブタイトルとして、総務省の常時啓発事業のあり方等研究会が、投票率の向上などを図るための報告書をまとめております。この中で、「社会参加に必要な知識、技能、価値観を習得させる教育」の中心である「市民と政治の関わり」を教えることを。主権者教育と定義し、新しい主権者像のキーワードが示されました。それによりますと、一つ目は、知識を習得するだけでなく、実際に社会の諸活動に参加し、体験することで社会の一員としての自覚を促す社会参加、二つ目は、政治的・社会的に対立している問題について、情報を収集し、的確に読み解き、考察し、判断・意思決定していく政治的判断力や批判力となっています。

現在、小中学校の学習指導要領の下でも、政治の働きや国民生活、現代社会や経済に関する事柄を児童生徒は学んでおりますが、受動的な知識の伝達・注入であると、こういうことも指摘をされております。

そこで、将来を担う子どもたちにも早い段階から社会の一員、主権者という自覚を持たせるために、学校教育と選挙管理委員会、そして地域が連携し、参加・体験型の学習を充実させること。最終的には、次期学習指導要領において、政治教育をさらに充実させ、学校教育のカリキュラムにしっかりと政治教育を位置付けることが必要であると提言をされております。

去る10月29日、総務省と文部科学省が連携し、政治や選挙等に関する高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」を作成していますが、その巻頭で、「保護者や周りの大人は皆さんの一番身近な有権者であり、保護者等に本資料を踏まえ政治や選挙について尋ねたり、話し合ったりすることも有意義であると考えます。」と述べられています。ここに出てくる身近な大人の最もたる者は、やはり家族であろうと考えられますので、この副教材の活用は、生徒への主権者教育のみならず、投票率が低位にある生徒の保護者世代への啓発という側面もかいま見られるところであります。

また、先月19日、文部科学省は、「小さい頃から主権者教育を始めることで、社会の担い手という意識を成長段階に応じて高めていきたい」との主旨で、小学校や幼稚園でも主権者教育を取り入れていこうとプロジェクトチームを立ち上げており、この取りまとめが、幼少期の主権者教育の指針となることが予想されますので、その状況を注視しているところでもあります。

民主主義の基礎は選挙であり、その基礎的場面を児童生徒が見ることは、主権者としての意識を高めるために有意義なことでもあります。ほとんどの選挙で、選挙人の年齢層が低いほど投票率も低くなる傾向があるようですが、児童生徒が家族を誘って選挙の見学に行く、また、児童生徒が家族とともに政治に関する会話を行うことで、投票率の改善が見い出せるならば、町選挙管理委員会とも話し合いを行いながら、連携・協力した取り組みを進めていきたいと考えております。

なお、前後いたしますが、副教材の実践編には、「地域課題の見つけ方」として、「グローバルな視点で世界のことを知ることと同様に、ローカルな視点で身近な社会のことを知ることでも地域をつくり、支えるためには重要」と記されておりますので、引き続きNIEの推進、小学校での地域教材「わたしたちの大津町」の活用、中学校における職場体験、中学生議会等を通し、児童生徒が社会の担い手であることを自覚できるような取り組みの充実を図っていききたいと考えております。また、これらの取り組みを通して、未来を自ら切り拓いていかなければならない子どもたちに、思考力、判断力、表現力を身に付けさせていきたいと思っております。

以前、私自身が親と小さいときに投票所へ行ったこととお話したこともあるかと思いますが、やはりそういった幼少期の体験というのは、本当に深く心に刻まれるものでございます。そういった意味で、議員ご提案の様々な取り組み、キャンペーンをはじめですね、そういった取り組みは、当然選挙管理委員会だけでなく、教育委員会管轄の分野でもですね、これから大切な取り組みとして取り組んでいかなければならないと、こういうふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 私の質問にしては珍しくいいですねというお答えをいただいて、ちょっとそこまで言っていてありがとうございますというふうな気持ちになってしまったところなんですけれども、こうした選挙の啓発とかいうことですね、民間であれば、そのマーケティングとか、ターゲティングとかですね、そういった考え方に基づいてきめ細かにやっていくというものでございますので、今おっしゃられたような話をですね、ぜひしっかりと進めていただければと思います。

今のお返事が良すぎましたので、次の質問がちょっと怖いんですけども、2問目に移らさせていただきますと思います。

2番目が公立幼稚園のあり方を再確認すべきということでございます。

今年度から子ども・子育て支援新制度が始まりました。新制度においては、保育園や幼稚園、子ども園などが教育、保育施設として位置付けられています。しかし、全国的にも私立幼稚園は、新制度への移行があまり進んでいないというような状況にあります。大津町の私立の幼稚園につきましても、1園が29年度の移行の線で検討していたところですけども、今ちょっと保留になっているというようなことを聞いております。そうした中で、町立の幼稚園は新制度に移行しております。国は、公立幼稚園が新制度に移行しないという選択は考えられないと言っておりますので、これはやむを得ないという判断なのだと思います。

しかし、ここで少し戻って考えなければならないことがあります。それは大津町はなぜ町立の幼稚園を持っているのかということです。県内の市町村をみますと、現在、公立幼稚園を持っているのは45市町村のうち10市町村です。幾つかの市町村では民営化したところもあるようです。しかし、大津町はそうはしなかった。これは素晴らしいことだと思います。そして、当然そこには理由があるはずですが、平成17年から平成21年までの町の集中改革プランでは、民営化を検討したようですが、当面は直営を維持するが引き続き施設の管理運営方法について検討し云々と、当面とはいえ、直営維持の方針を示しているところですが、今回の新制度への移行が行われたわけですが、移行の準備段階で国は公立幼稚園の保育料設定の考え方として、公立幼稚園や公立保育所の施設給付額については、最終的には設置者かつ財源負担者であるそれぞれの市町村が定めることとなりますが、国の公定価格の基準、各施設での現状の費用の実態や新制度での費用の見込み、公立施設としての役割、意義、公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えていますと、このようになっております。施設給付や利用料の考え方に公立施設としての役割、意義を考慮する必要があるということを示しているわけですが、行政改革の中で、当面とはいえ、直営を維持するという判断があり、その利用料については、公立施設としての役割、意義を考慮して定められたということになっているかと思えます。とすれば、そこには明確な公立幼稚園の役割、意義があるはずですが。例えば、標準的なカリキュラムの提供、所得格差への対応、障害を持った子どもたちの療育と連携したインクルーシブな教育、地域の幼児教育のセンター機能など考えられますけれども、何よりも新制度が目指す多様な保育、教育形態の提供により、子育ての希望がかなえられるための重要な選択肢であるということです。標準的なカリキュラムと基本的な教育時間のもとで、家庭教育、家庭保育とのバランスを取りながら子育てをする。女性の就労が増え、保育需要が高まる中で、長時間の就労を控え、家庭で子どもを育てるとい

う選択肢があるということは、非常に価値のあることだと考えます。

そこで、大津町として、公立幼稚園の役割、意義をどう考えるのかということをお尋ねしたいと思います。

次に、今年の4月1日から制定されました、大津町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担徴収規則における公立幼稚園の利用者負担、保育料についてです。

今回の規則制定においては、町は幼稚園の保育料を経過措置を経て、新制度の私立幼稚園と同額とすることを決めています。町民税の課税状況等により6段階の階層で保育料が決まっていますが、このうち第3階層から第6階層までは負担額が現在の5千500円から1.4倍から最大で4倍近くにまで高くなることとなっています。3月議会の時点では、まだほかの市町村の動向についても情報が不十分で、熊本市や益城町を参考にしたというような話もありましたけれども、現時点では、県内の公立幼稚園を持つ10市町村の情報も、またその他の市町村についても情報は出揃っていません。県内の10市町村をみると、公立と私立を同額としているのは、熊本市、山鹿市と大津町の3つだけで、他の市町は公立、私立で別の保育料を設定しております。さらに、県外の市町村、全部を調べるわけにはいきませんので、九州内の12の類似町村について調べてみましたところ、公立、私立を同額として設定しているところはありませんでした。公立と私立は役割、意義も違えば、サービスの内容も違います。保育時間はもちろんですが、バスの送迎の有無、土曜日や長期休暇の保育、延長保育の時間、保護者会による園の運営への関与など、さまざまな条件が異なります。にもかかわらず保育料は、公立、私立が同じとなる。その理由が理解できません。どのような根拠を持って公立、私立を保育料を同じとしたのか。その理由についてお尋ねいたします。2点です。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としております。

ご存じのとおり、大津町には、町立幼稚園として大津幼稚園（定員190人）と陣内幼稚園（定員120人）の2園を設置しているところです。

そのほか町内には、私立幼稚園が大津音楽幼稚園（定員260人）と白川幼稚園（定員160人）の2園ございます。

全国公立幼稚園長会がとりまとめた調査報告書によりますと、全国の市区町村のうち、公立幼稚園を設置している割合は、48.4%となっております。平成15年度に加入していた園は5千545園でしたが、平成26年度には4千403園となり、11年間で1千142園、つまり毎年約100園ずつ幼稚園が減少しております。

今日、全国的に公立幼稚園の統廃合が進んでいる中、町が公立幼稚園を維持する主な理由としては、まず、全ての子ども一人一人が平等で公平な格差のない就学前教育を享受できるよう、教育の機会均等を保障するという公共性と、大津町幼・保、小、中連携基本構想の中にありますように、幼稚園と保育園、小学校、中学校の縦軸が緊密に連携することによって、町の子どもの課題を解決すること

にあると言えます。これらの役割を担う主体であることが公立幼稚園の存在意義であると考えております。

また、新制度では、幼稚園と保育所の機能を合わせた認定こども園の普及を推進しています。現在、町に認定こども園はありませんが、保育所待機児童が多数発生している現状では、保育所に入れない人の受け皿にもなっております。

これまで町では、平成17年度に策定した第3次大津町行財政改革大綱と大津町集中改革プランに基づき、行政経費の圧縮や職員定数の削減、民間委託の推進などさまざまな改革に取り組み、一定の成果をあげてまいりました。

第3次大津町行財政改革大綱の前期実施計画にあたる集中改革プランが平成21年度に終了したことに伴い、後期実施計画として、平成22年度から平成26年度を計画期間とする後期改革プランを定め、引き続き行政改革を推進してきました。

この後期改革プランにおいて、公の施設の民間委託の推進について、集中改革プランでの取り組みの成果や今後の管理運営方針などの検討結果を検証し、大津町行政改革懇談会での審議の結果、大津幼稚園と陣内幼稚園については、当面は直営を維持するが、引き続き施設の管理運営方法について検討し、施設の老朽化への対応、維持管理の効率化や経費削減、サービスの向上などに取り組む施設に位置付けて現在に至っております。

一部の保護者の皆様の中には、公立幼稚園を廃止する流れと心配する向きもあるとのことですが、将来的には、その時々々の社会情勢や国及び大津町を取り巻く状況等によって総合的に考えなければならない重要な問題だと認識しております。しかし、現段階では、公立幼稚園を廃止する流れということではございません。

新制度の利用者負担基準、つまり保育料について、昨年、国から示された資料には、国の考えが次のとおり書いてあります。

公立施設については、施設型給付費の財源のすべてが市町村の公費負担となるものであることなどを踏まえ、国としては、公立施設用の公定価格や利用者負担基準を定めることは予定していません。公立幼稚園の施設型給付の額の設定については、設置者かつ財源負担者であるそれぞれの市町村における現状の費用の実態や新制度での費用の見込み、公立施設としての役割・意義、公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。

以上の国の考え方を踏まえまして、町としましては、公立施設としての役割・意義、公私間のバランス、保育所保育料とのバランス、公立幼稚園を設置している他市町村の動向、町の今後の財政状況等を考慮し、総合的に判断したものであります。

具体的には、新制度自体がわかりづらい制度であることと、公立幼稚園が近隣市町村に少ないこともあり、他の市町村の状況がなかなか決まっておらず苦慮いたしました。それぞれの市町村で少子化の進行や財政状況など、公立幼稚園を取り巻く環境に違いがあり、一概に比較ができませんでした。

町内の私立幼稚園である大津音楽幼稚園と白川幼稚園については、現在まだ新制度に入っておりませんので、これまでどおり独自にそれぞれの園で保育料を設定されている状況です。今後新制度に

入るか否かは各園の判断となっております。2園とも慎重に検討をされている最中で、すぐに新制度に入ることはないということでした。

このように、新制度における利用者負担額、つまり保育料については、新たに各市町村で設定することとなったため、公立幼稚園を設置している市町村はそれぞれ大変苦心した次第でございます。

本年2月13日に開催されました、議会全員協議会の中で利用者負担額の案を説明いたしました。その中で、公立幼稚園の利用者負担額、保育料については、国から示された利用者負担額（案）を基に町の基準を定め、将来的には公立幼稚園と私立幼稚園は同じ保育料としています。ただし、保護者負担の急激な変化を緩和するために、平成27年度から平成28年度については段階的な経過措置を設け、保護者の負担軽減を図るものであります。

先月10月29日、大津町総合体育館において、大津町立幼稚園保護者説明会を大津幼稚園と陣内幼稚園の保護者約50人の皆様に参加をいただき開催いたしました。その中で、利用者負担額、つまり保育料については、町立幼稚園が新制度に入ったことにより、国が示した階層区分や保育料上限額を基に、利用者負担額を設定したことを説明いたしました。

なお、国の制度改正による影響ではありますが、最終的には町が判断したことであり、その当たり前の保護者への説明が不足していたことや、町の説明が長く質疑応答の時間が短かったということについては大変反省をいたしております。これにつきましては、後日、各園の保護者の皆さんと意見交換の場を設けたいと考えております。

現在のところ、国の制度改正や幼稚園を取り巻く環境の大幅な変化などがない限り、この方針によりまして進めていきたいと考えているところでございます。

しかし、今後につきましては、新制度の動向や消費税の増税、幼児教育無償化、町内私立幼稚園の新制度への移行時期などを総合的に考えて、平成28年度については経過措置でいかせていただき、見直しすべきときには見直していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今のお話ですと、28年度については現状の規則を維持して、その後見直しすべきことがあれば見直していくというようなお答えであったのかと思います。

まず、幼稚園の存在意義についてのところなんですけれども、町のほうのご説明としては、就学前教育の機会の保障と、幼・保、小、中連携の基盤となるというような2点であったかと思ひまして、そこについては全く依存はないんですけれども、ただその一つ、多様な保育教育形態の提供というですね、ここの視点についても少し考えていただかなければならないのかなと思うところです。もし先ほど言われた2点が理由であればですね、これは公立幼稚園でなければならない根拠というのはないわけなんですよね。幼・保、小、中がじゃあ公立だけやって私立はやらないのかということになれば、これはまた別の話になってくるということで、ちょっと理由としてですね、もう一声というかですね、もう少し踏み込んだ発想が必要なんではないかと思ひますけれども、そこについてちょっと今回は深く申し上げませんで、利用料の考え方のほうに少し話を持っていきたいと思ひます。

ご説明の中ではですね、もう総合的な判断という言葉が2回、3回か出てきたかと思うんですけども、考えなければならないのは4点だったですね。国のその公定価格の基準や各施設での現状の費用の実態や新制度の費用の見込み、公立施設としての役割・意義、公私間のバランス等と、こういったことを考えて総合的に判断されたということなんですけれども、その結果としての判断がやはり先ほど言いました、県内の10市町村のうち公私を同じ金額に設定するというのが熊本市、山鹿市、大津町の3つにすぎないこと。さらに、近隣というか、九州内の他の地域をみると公私一緒という考え方はやはり成立していないという点を考えると、その総合的な判断の中にちょっとやはりずれがあるんじゃないのかなというふうに考えるところです。

また、公私のバランスという意味ではですね、今話に全く出てきませんでしたけれども、やはりそのサービス水準の違いというものがあるわけです。話の中で保育時間のことであるとか、土曜日、長期休暇の保育のことであるとかですね、バスの送迎であるとか、あるいはそのもっと細かく言えば、給食費のことなんかもあるんですね。そうした点についてのバランスというものがちょっと配慮がされてないんじゃないかなというところです。聞くところによりますと、延長保育の時間を少し延ばしますとかいう話は出ているようなんですけれども、土曜日、長期休暇の保育についてはまだ検討中であって、答えは出ていないというようなことなんです。サービスが確定していないのに、サービスの利用料だけは先に上げちゃいますよと、そういう考え方というのはやっぱり成り立たないんじゃないかなと思うんですね。もう一つ、そのサービス内容のほうを、じゃあ私立のほうにあわせていくのかという考え方、仮に長期休暇もやりますとかですね、そういう話を持ってきたら結局のところ、町の負担額というのは増えていくわけです。それによってむしろ今よりも悪い状況、財政的にですね、財政的には悪い状況になってしまうのではないかなというふうにも考えるところでもあります。

もう一つですね、現在ですね、町立幼稚園のほうには定員割れが発生しているということにして、これ委員会の中では、やはり利用料の値上げというものが背景にあるのではないかなというような考察があったわけなんですけれども、じゃあこの定員割れしている子どもたちは、今はどこにいるんだろうかと考えますと、おそらくは私立の幼稚園、私立の保育園、あるいは町立の保育園というようなどころにいるということになるんだろうと思います。現在、保育園のほうでは、待機児童というものが少なからず発生しているわけなんですけれども、入れなかった子どもたちというのも当然いるだろうと思います。つまり公立幼稚園が適正な利用料金で定員をきちんと満たしていかないと、待機児童が発生して保育園等にですね、移行してしまうということなんです。そうすると、保育園のほうはもちろん受け入れる余地は十分にあるとは言えませんので、待機児童が発生しますし、また、保育園と幼稚園では、町が負担する金額というもののギャップがあります。幼稚園に行けばこの程度、保育園に行けばこの程度というその町の負担額を考えたときに、幼稚園から保育園に子どもが流れることによって、逆ザヤが発生してしまっ、逆に財政負担が大きくなってしまいうような計算になるようでございます。

そうしたですね、幾つかの矛盾と言える部分もあると思いますけれども、そうした矛盾を含んだその総合的な判断というものが本当に正しいのかどうか。今、あげました事例についてですね、ご見解

を聞かせていただいて、その総合的判断というものについても一度お答えをいただきたいと思えます。

お願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 佐藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

総合的な判断というのが非常に難しい、それから公立幼稚園の役割をどうするんだというのがですね、全国的に今いろいろ市町村が悩んでいるところだろうということで考えております。まず、国が考えているのはですね、認定こども園、幼保一元化と、幼稚園と保育園を一緒にしたいんだというのがございまして、要は、人口が減ってきております。そして労働力が不足しております。そういった意味で雇用をしていきたいということでですね、そういう雇用の環境を整えるためにですね、認定こども園をつくって選択肢を広げながらですね、そういう女性の雇用を拡大していきたいというのが大きな狙いではないかと思っております。

そういう中で、大津町の場合がですね、総合的な判断で非常に難しいんですけども、町ではですね、これまで単に子育て支援ということでですね、幼稚園だけに捉われずにですね、医療、それから福祉、そして教育のあとにですね、雇用につなげていくというような、そういうものを含めた全体的な子育て支援を行ってきたところでございます。そういった部分でですね、1人の子どもさんじゃなくて、2人目、3人目というようなことでですね、出生率といいますか、それも今1.83ということで、熊本県下の中ではですね、おそらくトップクラスじゃないかと思っております。私の記憶によりますと、熊本県が1.6ではなかったかと思えますけれども、そういった意味でですね、この大津町、それから西原もちょっと高かったと思うんですけども、そういったところでは1.83、もう既に2に近い数字、最近では2に近い数字になっているということで、大津町は全体的なバランスの中でですね、子育てがしやすい町ということで評価をいただいている、その結果がその数字として表れているんじゃないかと思っております。そのことがですね、全体のバランスなどを考えた総合的な判断と言っているのかどうかというのは非常に難しい問題でございましてけれども、そのように考えているところでございます。

もう一つがですね、まだ新制度がスタートしたばかりでございまして。先ほどいろいろ佐藤議員のほうからも全国の状況等調べていただいてですね、確かに公立と私立の差を設けているところもあるようでございましてけれども、実は、ほかのところにもいろいろ問い合わせしてみますとですね、昨年と今年ではまた考え方が変わってきているところもございまして。昨年は安かったんですけど、今年ちょっと上げているとかですね、いうところもあるようでございまして。大津町としては、やっぱり隣の菊陽には公立がございませぬ。合志も公立がございませぬので、どうしても比較する対象としては熊本市、それから益城、山鹿、菊池というような隣接になってきますけれども、ご存じのように、山鹿と菊池のほうはですね、既に幼稚園の統廃合が進められておりまして、非常に厳しい状況ということで、どうしても熊本市と比較ということになってくるのではないかと思っております。確かに、ご指摘のとおり、階層がですね、非常に厳しいところの階層がございまして。これについてはですね、や

はり今年もう1年ございますので、その辺の階層もですね、少し見直しをしていくべきだろうということ考えているところでございます。

それから、もちろんその国のほうの動向もございますけど、もう一つですね、じゃあサービスをどうするのかということなんですけれども、何か第1回目の説明会の中ではですね、担当のほうの園のほうとお話をさせていただいてですね、保育の延長についてということで検討してみたいなんですけれども、アンケート等を取ってみますとですね、夏休みの預かり保育の希望が多いことがわかりました。ですから、その夏休みの預かり保育についてですね、現在、現場の幼稚園のほうとですね、できないかということ今検討をさせているところでございます。先ほど心配された、じゃあそれをする事によって町の負担が増えるのではないかというご心配があったんですけれども、なるだけ町の負担がしないように、知恵を出しながらですね、やっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 応援の声があるようなんですけれども、もう細かい話になってきますと、もう部長のほうでないとなかなかご回答いただけないところだろうなと予測もしておりましたので、このまま進めたいと思います。

総合的な判断についてはですね、非常に難しいと、説明も難しいということだろうと思いますので、そこは申しませんけれども、一つですね、その考えなければいけないのが、その認定こども園のことを言われました。公立幼稚園はこのまま認定こども園に移行するということは考えられないわけですね、設備的にも、人員的にもですね。そういった考え方はおそろくないのだろうと思いますけれども、その流れの先にあるものとして、女性を就労のほうに誘導、誘導と言うとちょっといかんですね。女性が就労しやすい環境をつくっていくんだというようなことをおっしゃったのかと思うんですけれども、やっぱりそれは確かに一つ要因としてはあると思います。しかし、やっぱり考えなければいけないのは、多様な子育てのあり方というものを実現されるべきだということですね。もちろんその就労人口は今後減ってきますというような考え方はあるかと思いますが、しかし、子どもが小さい間は、自分の手で、家庭で保育をしていきたいと考える保護者の願いというものもきちんと考えなければいけない。そうしたときに、やはりその生活には費用が必要なわけですので、就労をどのくらいやっていくのかというバランスはそれぞれが考えられるとしても、その中で、幼稚園の料金が非常に高いために就労の時間を延ばしました。あるいは、幼稚園のほうをあきらめて保育園のほうで長時間の保育の中で働いていくことにしましたというような判断というものになされないような体制というものをつくっていかなければならない。そのためには、公立保育園というのは、非常に大きな役割を果たしているということを踏まえて考えなければいけないと思います。今お話としては、今後もう一度その考える機会はあるとというようなことでしたし、少なくとも階層のほうは再度検討されるんだということをおっしゃられたかと思いますが、今申し上げましたような多様な保育のあり方、多様なその選択し、保護者にとっての選択肢というものがある仕組みというものを考えていただいてご検討をいただければと思います。

多分もうこれ以上いい答えは出てこないと思いますので、これで終わりたいと思います。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午前10時52分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 皆さんこんにちは。坂本典光が一般質問いたします。経済状況、政治状況が変化すると人々の価値観も変わってきます。大日本帝国から民主国家日本国への変化は、人命尊重の価値観を強く持たせてくれました。まして、親が子どもの安全を気に掛けるのは当然であります。

第1問目の質問は、大津小学校の通学路の件です。

これは今年6月の私の一般質問のリニューアル版です。2012年4月23日、京都府亀岡市で登校中の児童ら交通事故死事件が起きました。亀岡市の小学校へ登校中の児童と引率の保護者の列に軽自動車が進み、計10人が跳ねられて3人が死亡、7人が重軽傷を負いました。原因は、遊び疲れと睡眠不足による居眠り運転であり、さらに軽自動車を運転した少年は無免許運転でした。小学校は、事故発生を受けて事故現場を迂回する通学路に変更しました。亀岡市は、事故現場周辺の道路で歩行者通行部分を塗装で色分けする工事を行いました。事故現場の府道の制限速度を40キロから30キロに引き下げることを決定しました。さらに、国土交通省、文部科学省、警察庁は、この事故を受けて、全国の通学路における緊急合同点検を実施しました。その結果、対策必要箇所7万4千483カ所、その内訳は、教育委員会、学校による対策箇所2万1千129、道路管理者による対策箇所4万6千17、警察による対策箇所1万9千715となっています。内容は、踏切を拡張し、歩道を設置とか、電柱の撤去、それから歩道の設置などがあります。

さらに、内閣府のホームページを開いてみると、平成26年交通安全白書概要として通学路の交通安全確保についてと書かれております。文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁は、平成24年度に実施した緊急合同点検の結果を踏まえ、通学路の交通安全確保に向けた取り組みを推進しております。通学路を安全に通行するための交通安全教育に関する取り組み、文部科学省及び警察庁では、小学生、中学生に対し、学校安全の推進に関する計画、これは平成24年4月27日閣議決定であります。交通安全教育指針、これは平成10年国家公安委員会告知15号を基に、その発達段階に応じた歩行者及び自転車の利用者等として必要な知識、技能等を習得させるため、指導参考資料の作成や効果的な交通安全教育の実施を推進するなど、通学路をはじめとする道路を安全に通行する意識及び能力の向上を図っております。

通学路の交通安全の確保に向けた今後の取り組み。通学路の交通安全の確保に向けた今後の取り組みを着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を文部科学省、国土交通省、警察庁で取りまとめた。

一つ、推進体制の構築。地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取り組みの基本方針を策定す

るとともに、策定した基本方針に基づく取り組みを継承、継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に開催する協議会等を設置するなど、推進体制を構築する。

二つ目、基本方針の策定。A、合同点検の実施方針。合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。B、交通安全確保のためのP D C Aの実施方針。合同点検の実施対策の検討、対策の実施、対策の効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善、充実を一連のサイクルとして実施することが継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取り組みの基本的な考え方として定めると述べられております。ここで述べられているP D C Aサイクルの手法は素晴らしいと思います。

さて、これは通学路に対する私の提案であります。前回、歩道橋をつくるのがベストと申しましたが、歩道橋の件はなかなか前に進まず、次の案を提案するものです。考え方として、子どもの命が最優先ということであります。引水東、これは国道57号線から南で、スポーツの森から西の区域、ここは住宅が急増しております。その地域の小学生は、マクドナルドの交差点で国道57号線の横断歩道を渡って通学しております。以前は、横断歩道を渡らずに国道の南側歩道を利用し、トンネルを抜けて小学校の裏門に入り、校庭に入っておりましたが、南側歩道を中学生の自転車用の道として明け渡したため、国道を渡り、北側歩道を使うことになりました。下校のときは、学校の前の横断歩道を利用して国道を渡り、南側の歩道を歩いて下校しております。登校、下校で2回国道を渡るようになります。通学路を変更した理由として、教育長は、以前は国道を横断せずにバイパスと南側の歩道を通行し、学校近くのバイパス下のボックストンネル、中には蛍光灯が設置済みでございます。このトンネルを抜けて農道を通り、東門から登下校をしておりました。そのような状況の中、車の離合が困難な農道、昨年5月、トンネル付近での変質者の出没、6月には、水田に子どもが入った形跡などの苦情、また、国道南側歩道については、朝歩行者と自転車、この自転車は大体大津中学校生30人から40人ということでございます。とが一緒になり、自転車が4車線の車道を通行しているのが現状で、付近は車のスピードもかなり出ており、危ない状況であります。現在の通学路、マクドナルド前の交差点で北側へ横断し、バイパス北側歩道を通行するという通学路変更案を当該地区長よりご提案いただき、大切な子どもの命、危険は最大限に避けなければならないという地区での慎重な話し合いの合意を受け、学校において、関係児童に対する安全指導を行い、昨年9月より、現段階での最善策ということで、現在の通学路での通学開始となったところです。一番よいのは歩道橋だと思います。また、以前の通学路でしたら、農道の幅員を広くしたり、トンネルの付近の安全対策、トンネルに防犯カメラを設置の検討など、いろいろな安全対策が必要であり、時間もかかります。そのような状況を踏まえ、地区で話し合いの結果、現在の通学路で決定しております。今後、当該地区の通学路につきましては、地区の保護者、学校また国土交通省とも協議しながら進めてまいりたいと思います。当面は、現在の変更後の通学路で横断歩道における交通指導委員、学校、保護者、地域の交通安全ボランティアのご協力を呼びかけるなど、児童の安全対策を講じていきたいと存じますと答弁されております。教育長の当面はと答弁されております。内閣府の方針でもP D C A方式で推進するとされております。P D C A方式とは、改善を加えながらよりよいものにしていくということでございます。教

育長が述べられた時間がかかるやり方を選択すべきだと思います。昨今は、薬物や社会的抑圧、家庭の不和で精神的異常をきたし、交通事故を引き起こす事件が相次いでいます。極力交通量の多い国道の横断は避けるべきであります。

そこで、次の提案をいたします。

1、国道の南側歩道は中学生が自転車専用道路として現在は使用しておりますが、小学生も通学路として使用する。2番目、前を小学生の集団が歩いていたら、中学生は追い越すまで自転車を押して歩く。3番、国道から下に降りる階段を使いやすく改良する。国道の下を通るトンネルの照明を明るくする。5、トンネルに防犯カメラと防犯ブザーを取り付ける。6、トンネルを抜けた先にある小川に橋を架けてそのまま校庭に入るようにするというものでございます。

1回目の質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

今回の大津小学校の通学路の件につきましては、国道57号線に歩道橋の設置をとということで、昨年3月にいただいたご質問の続きになるかと思いますが、その後の進展が見られないということから、当面の策についてということで具体的にご提案をいただきありがとうございます。

さて、11月25日の朝、横断状況を実際に確認いたしましたところ、現在、議員がおっしゃいましたように、国道57号南側の引水東地区から大津小学校に通学している児童の通学路につきましては、マクドナルドがある国道の交差点の横断歩道を南から北へ横断し、国道北側の歩道を通って登校しており、帰りは学校南側の国道交差点の横断歩道を北から南へ横断し、国道南側を通って下校をいたしております。道路の向かって右側の歩道を小学生が通り、中学生の自転車は、向かって左側歩道を通行するというので、歩行者と自転車が交錯しないように、そのように考えて取り決めがなされております。

現在の通学路になる前の経路は、議員ご指摘のとおり、国道を直接横切らずに、国道下のトンネルを利用し、国道の南側歩道と学校東側の農道を経由し、小学校の東門を通って登下校をしておりました。しかし、通学路の農道は幅員が大変狭く、車両や農作業用機械などが通ると危険であることや、トンネル付近での不審者の出没、あるいは近隣の田んぼへの立ち入り等さまざまなことがありまして、現在の通学路へと、地区の保護者の話し合いにより変更設定され、現在に至っておるという状況でございます。

先ほど申し上げましたように、実際に子どもたちは、地域のボランティアの皆様や保護者の皆様などによる交通指導や見守りをいただきながら元気に登校しております。特に、区長さんをはじめ、多くの地域のボランティアの皆様は、直接横断歩道のところに立って旗を振っていただきまして、確実に止まったあと、車が止まったあと子どもたちが安全に横断歩道を渡っている状況でございましたし、保護者の方々は交代で地区内の道に立っていただき、見守りをさせていただくということで、子どもの安心・安全のため、朝早くから多くの皆様にご支援をいただいていることに対しまして感謝を申し上げます。

なお、現在の通学路についてでございますけれども、前回は申し上げましたように、学校や地域からの経路の変更についての要望はあがってきていませんので、当面、現在の方法による通学路で大きな問題はないのではないかと、そういうふうと考えております。

なお、今回の通学路に関して提案いただきました、当面の策のご提案につきまして、学校へ情報提供を行うとともに、地域や保護者の皆様方の話し合いにより通学路の安全対策や経路の変更などについての要望があれば、本年度策定いたしました通学路の安全確保の取り組み方針であります、大津町通学路交通安全プログラムに基づき、道路管理者や警察署、PTA、学校などの関係機関による合同点検をさらに行い、子どもたちの安心・安全確保のため、安全対策を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の通学路の件につきまして、大変な提案をしていただいておりますけれども、おっしゃるように、国土交通省のほうにもご相談をしましたが、近くに信号機もあるというようなことで、また費用関係等もかかるというようなことで歩道橋については厳しい状況であるというような状況でございます。

また、今提案をいただきました、東側の57号の下のトンネルをくぐるというようなことにつきましても、それなりの費用はかかるなというような思いをしております。今、教育長言われましたように、学校との通学路の関係も出てまいりますけれども、私としては、金の要らんような方法にすれば、ガソリンスタンドから法務局の前を通りまして、出村を通って東のほうへ通り抜ければ、別に金も何要らんし、そのほうが一番いいんじゃないかなというような思いもしておりますので、今後についてもその辺のことも考えて学校とも相談させていただければなというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 再質問いたします。

12月の8日、つい2日前ですかね、朝マクドナルド付近で、私が調査した結果、横断歩道を渡った小学生が7時25分に11人のグループ、7時30分から10分間で21人のグループ、36人のグループ、それから51人のグループと、それから7時40分に9人のグループ、1人でというようなことで、計129人が15分間の間に渡っていきました。この間、自転車は9台でした。どちらかが時間をずらせば、お互いだぶることはないのではないかと思いますでしたが、教育長、いかがですか。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 議員の再質問にお答えをいたします。

実際に12月8日にその時間帯に立っていただきまして、子どもたちのグループの状況、実際の人員について確認していただき、本当にありがとうございます。議員の熱い思いが伝わってまいりました。その間、15分間で自転車が9台ということございまして、そのあたりでもですね、勘案しながら、小学校だけの通学路ではございませんので、中学生も利用しておりますので、しかも自転車ということでございますので、大津中学校ともその辺をですね、詰めながら、先ほどご提案ありましたよ

うに、小学生の列の横行くときには細心の注意を払って、できれば押していくぐらいですね、そういったことを中学校のほうでもご指導いただければさらに安全が確保できるのではないかと考えておりますので、そのあたりを中学校にもご提案させていただければなとそういうふうを考えております。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） これは私の個人的な提案ですから、まあどうか中学校、小学校、あるいは保護者の方に、坂本がこんなこと言ってるけどということでも話していただければ幸いです。

第2問目に入ります。

上井手とその支流から発する畜産系の異臭についてであります。過去2回質問していますので、パート3ということにいたしました。

15年前から起こっていた上井手とその支流から発する畜産系の異臭問題は解決しておりませんでした。6月の私の一般質問で、平成24年12月18日に上鶴地区から上井手の悪臭問題が持ち上がったが、そのときの実態を問いました。このとき町の調査では、上井手の上流にある養豚団地では3件の養豚中のふん尿処理を1カ所の浄化槽で処理しているが、3件の農家から運ばれるふん尿の途中の集水柵は詰まってあふれた可能性がある。葉っぱなどがつまらないように改善されたと答弁されております。この時点で、上井手の水路から臭う畜産系の悪臭が家畜とふん尿であるということがわかったわけなんです。その後も上井手の支流で悪臭がするとの間に町長は、平成17年から家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行されており、畜産農家も法律の趣旨を認識されていると。ふん尿の上井手への垂れ流しはないものと考えている。しかし、悪臭が大気の状態や風向きによるある程度臭うこともあるかと思いますが、苦情の連絡を受けたときには、職員が現地に出向き調査していると、答弁されております。さらに、大塚経済部長の説明では、このときの調査は町とともに熊本県、菊池振興局、JA、土地改良区が後迫付近から森の上、養豚団地上流まで川沿いの現地調査を行った。原因は、冒頭で述べたとおり。浄化槽を見せてもらった。森の上、養豚団地では、平成11年から家畜排せつ物の管理の適正及び利用の促進に関する法律が施行されたことに伴って、平成15年に養豚のふん尿処理施設を設置されていると。見学したところ、検尿槽ではやや臭気があったものの、最終的に処理された尿は手に取っても臭気はなく、上井手への流出もなく、きちんと処理されていた。処理された尿は液肥として還元されている。ただ風向きによる臭気については、堆肥化する過程の臭気が大気の状態や風向きなどにより臭気が上昇し、施設外に漂うこともあるようであると。

6月の私の一般質問は以上のような理由で、上井手に汚水は流出してないということになりました。それから、そのことが議会だよりに掲載すると、何人かから電話がありました。私のところでは水田に水を引いているからわかります。確かにあります。雨の多い日です。別の方から、うちの田んぼに畜産系の汚水が入り込んできたから役場にも土地改良区にも行ったが解決に向けて何も行動せんと。また室の方からも連絡がありました。ただこれらの出来事がいつなのか日付を聞いていませんでした。平成15年にふん尿処理施設ができる前かもしれません。しかし、先ほど述べたように、処理施設が

できたのちの平成24年にその流出事故が起きております。この件について、一部の町民は、業者の方は意図的に流したりはしないと思うが、しっかり管理されているだろうか。町は言っても動かん。逃げよると、不信感を持っておられるのは確かであります。そして8月27日にまた別の情報が提供されました。今上井手の水が止まっている。現場を見てくれと、連絡が入りました。現場に駆け付けると、そこには、上井手の養豚場等が接しているところでした。黒ずんだ水たまりができており、ぶくぶくと泡が出ておりました。すぐに役場の環境保全課に連絡しました。役場は県の保健所と畜産課に連絡し、黒ずんだ水を検査しました。

1、保健所の検査の結果、泡をふく黒ずんだ水の成分は何だったのか。

2、業者の方はどういうふうに釈明されたか。今回も注意で終わるのか。

3、表面からは見えないが、上井手につながるパイプが埋められており、そこから雨水以外のものが流れてくるとの情報が提供されております。パイプの存在は確認したか。あるとすれば、そのパイプを除去しないと今後も続く可能性が高い。その日以降、私は水路の水から発する悪臭は感じておりません。さらに、町としてどのように取り組んでいくかお尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の再度の悪臭関係についての質問でございますけども、6月の議会でもご指示をいただいております、その関係で担当課あるいは農政課、あるいは土地改良のほうに指示をさせております。その指示状況等について、またのちほど担当部長のほうからご説明をさせていただきますが、今後につきましても、関係機関と連携を取りながら、上井手の水質改善のために水質調査を2カ所ぐらいのところでは今後調査をやっていきながら、現地の上井手の水の浄化に努めていきたいというふうに思っておりますので、詳細については、担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 畜産系の臭気問題についてですけども、6月議会でも説明させていただきましたが、坂本議員も今おっしゃいましたので、その辺は省かせていただきます。

今回ご指摘いただいている、今年の8月27日の事案の3つの点についてご説明します。

まず、①の泡をふく黒ずんだ水の成分についてご説明します。

今回の上井手の溜まり水の汚水は、8月28日、菊池保健所職員、町環境保全課、農政課職員による水質簡易検査の結果、化学的酸素要求量CODが100以上、水素イオン指数ペーハーが6.8白濁しておりました。CODは、水に溶けている汚れの量の相対的な指標で、化学的酸素要求量と呼ばれており、100以上の数値は非常に大変汚れた水の数値でございます。また、ペーハーは酸性度またはアルカリ性を測る尺度で7が中性ですので、6.8はほぼ中性になります。今回、養豚団地代表者に確認しましたところ、8月25日の台風による雨と停電で、処理施設の電気設備が停止し、処理水がオーバーフローし上井手に流出したとのことでした。本来ここは、養豚団地は処理水を放流する施設ではありません。

また、今月12月3日には、森養豚団地周辺の上井手の5カ所で水質検査を行い、全地点でCODは0から5の間で、くみ上げた水は臭いはなく、周辺の臭いもありませんでした。

先の8月28日の水質検査の結果は、処理施設から汚水が流入した結果であります。水質汚濁防止法でも特定施設であれば処理水の放流基準を遵守する義務がありますが、そうではないため、保健所や町からなかなか規制することは難しいと聞いております。

次に、通告書の②の業者はどう釈明したか。今回も注意で終わるのかについてご説明します。

事業者の方は、平成15年の家畜排せつ物の管理適正化及び利用の促進に関する法律の施行の趣旨も十分に理解されておりまして、故意に家畜ふん尿を放流していることはありませんと回答されております。

また、オーバーフローの件については、事故的側面もございますが、このままでいいというわけではありませんので、事業者の方と継続的に協議を行っており、毎日の見回りのほか、今後このような状況がないよう、緊急時に発電機を備えるか、バキュームカーの追加導入などを検討するとの改善策を回答いただいているところです。

次に、③の表面からは見えないが、上井手につながるパイプが埋められており、そこから雨水以外のものが流れてくるとの情報が提供されている。パイプの存在は確認したか。そのパイプを撤去しない限り今後も続く可能性が高い。その日以降、水路の水から発する悪臭は感じていない。さらに町としてどういうふうに取り組んでいくのかについてご説明します。

ご指摘のパイプについては、今月初めに坂本議員と農政課で現地調査を行った結果、パイプは確認できなかったところです。森の上団地組合からも、組合員全員がパイプの存在を否定されております。

森の上養豚団地の畜舎をはじめとする関連施設は、昭和50年に自己資金及び融資により整備され、その後、補助事業等を活用されふん尿処理施設等を整備されております。直近では、平成15年に約8千万円をかけて浄化槽処理施設を整備されているところです。6月の坂本議員の一般質問の際、この浄化施設を調査しましたが、ご指摘のとおり、処理された尿は手に取っても臭気はなく、上井手の放流もされず液肥として還元されております。ふんについても堆肥化ののち、野菜農家を中心に販売が行われているところです。

今月の12月4日に、菊池保健所、菊池振興局、役場農政課、環境保全課、森の上養豚団地、吉田代表ほか3名の方と現地調査を行いました。

まず、事務所で森の上養豚団地の概要確認を行っております。現在、養豚農家5名とほかに肥育農家2戸が養豚団地で経営しておられます。飼養頭数は、養豚は当初500頭程度で、現在も同じくらいです。尿処理施設の適正化には気を付けているとのことで、現物を見ましたが、色は黄色ですが、臭気はありませんでした。また、ふんについては、おがくずとふんを混ぜて水分調整を行い、堆肥を製造しておられます。その後、現地確認を行いました。配管パイプ等による流出は認められませんでした。尿処理施設については、問題はありませんでした。堆肥舎については、屋根がないところに堆肥が一部あるので、雨による流出も考えられることから、改善指導を行い、改善後の写真を提出するように保健所の指導がっております。

森の上団地は、設立当初から世代が一代若返っております。近郊に住宅地も増えていることから、より一層の衛生面に気を付けて運営したいと考えている。また、臭気をゼロにすることはできないの

で、その辺の理解をしてもらえるようにしなければならないと考えているとの説明がありました。

今、説明にありましたように、堆肥化する過程の臭気が大気の状態や風向きなどにより、臭気が上昇して施設外に漂うこともあるようです。

今後も今回のご指摘を踏まえ、水質調査や現地調査を行うとともに、事業者との継続的な協議を行うなど対応してまいりたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 再質問いたします。

大津町の中心部は、上井手の支流が多数流れております。私たちは子どもの頃から川を大事にするように教えられました。川におしっこをしたらいかん、川にごみを捨ててはいかんなど、昔は上井手で子どもたちは水泳をしておりまして、水路の水を庭にまいたりしていたからかもしれませんが、そういうモラルがあったわけです。そういうモラルをなくしてしまうと川はどぶになってしまいます。大津町には、大津町環境基本条例があります。第1条、この条例は、快適な環境の創造を図るため、町事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めるとし、第2条では、河川の浄化が書いてあります。第3条、第4条では、事業者及び町民は、この条例の精神を重んじなければならないとされております。また、大津町の河川を美しくする条例というのもあります。第1条、この条例は、本町の美しく豊かな河川を保全するため、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、河川の浄化と河川環境の保全を図ることを目的とするとされております。当たり前といえば当たり前です。これらのことから、町は川の浄化に熱心でなければなりません。町民の信頼を得られないということは恥ずかしいことでございます。先ほどから話している家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律は、平成11年でできており、平成23年に最終改正が行われております。家畜排せつ物とは、牛、豚、鶏、その他政令で定める家畜の排せつ物のことであり、その管理基準を定めたものです。この法律で業者に指導、助言及び勧告命令できるのは都道府県知事になっております。町職員の中には、県が動かないからいつまでも臭み続けると思っている人もいるかと思いますが、県を動かすのは町の熱意だと思います。どうか熱意をもってやっていただきたいと思っております。

先ほどの答弁で、そのオーバーフローの対策として、バキュームカーの追加、それから発電機を備えるということで、これは話し合いですか、今。決定ですか。

○経済部長（大塚義郎君） いえ、そういう回答を一応いただいているということです。

○11番（坂本典光君） まあこういうふうな回答をいただいているということですから、私はそれで結構でございます。この2問目の質問は終わります。

3番目に入ります。

大津町での犯罪の状況を把握しているか。青パトの犯罪抑止力についてであります。

大津町は近隣市町と比べて犯罪は多いか少ないか。青パトの犯罪抑止力を問うものであります。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の犯罪等についてお答えしたいと思います。

世界、あるいは国内についても希薄な事件が発生しておりまして、特に現在においては海外におけるテロの事件等が発生し、日本においてもいろんな国際会議が予定される中で、心配される場所でもあります。そのような状況の中に、以前としてまだまだ振り込み詐欺や役所職員や銀行員を騙った還付金の詐欺等も多く発生しておりまして、高齢者や女性、子どもなどの社会的弱者を狙った犯罪も頻繁に起きてきております。そういう中におきまして、大津町において、こどもへの声掛け事案など、不審者の情報がたびたび寄せられており、いつそれが大きな犯罪につながるかわからない状況でございます。住民の皆さんの生命や財産を守ることは自治体の基本的な役割であります。古今の犯罪状況をみると、犯罪はいつ、どこで発生するか予想がつかず、警察や自治体だけで犯罪の抑止や防止を達成することは難しい状況になっております。そこで、各地域における自主的な防犯活動の犯罪抑止や防止の大きな助けとなっております。現在も各地域の防犯ボランティア団体を中心に通学時における見守り活動や青色パトロールによるパトロール活動など多大な協力をいただいております。大変感謝しております。このような活動は、安心・安全なまちづくりの実現を図る上で非常に重要な活動であると認識しております。平成28年度においては、熊本県警において大津駅南口に大津警察署駅前交番を設置していただく予定となっております。今後の大津駅を中心とした観光振興において、女性や子ども、さらには外国人にも安全で優しい町としてアピールをできるのではないかと期待しているところでもあります。

あわせて、現在、少しずつ増設いたしております防犯カメラも引き続き犯罪の恐れの高い箇所を中心に設置を進めることと、さらに明るい町ということで、街灯の切り替え関連等に推進を今後図っていきたいというふうに思っております。今後とも大津警察署やボランティア団体と協力、連携をとりながら、継続して大津町の安全・安心の実現に取り組んでまいりたいと思っております。

状況等につきましては、担当部長よりご説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 大津町の犯罪等の状況につきまして説明をいたします。

熊本県の平成27年1月から10月までの刑法犯認知件数は8千615件で、昨年同期と比較しまして648件減少をしております。大津町では、91件で昨年同期より43件の減少となっております。発生犯罪の特徴としましては、自転車等を中心とした窃盗関係が91件中55件と半数以上を占めている状況でございます。認知件数を人口1千人当たり直した犯罪率で比較しますと、大津町は2.278で、県下で23番目となっております。ちなみに、同じ大津警察署管内の菊陽町は第2位で、合志市が17位、西原村は41位となっております。この犯罪率は大型商業施設や乗降客の多い駅があるなど、そして交通量が多いところや人の出入りが多いなどの要因で高くなると言われておりますので、単純に比較はできませんけれども、少しでも避けることができるよう防犯活動に取り組んでいきたいと思っております。

青色防犯パトロール車、いわゆる青パトは、青色防犯パトロール講習を受講された方に、防犯パトロールとして使用をいただいております。現在、延べ380人、27団体が登録され、朝夕の見守り活動等に取り組んでいただいております。犯罪の抑止防止効果は大きいのではないかと考えておりま

す。

また、各地域でも児童生徒の登下校の交通事故防止や見守り活動等、大勢の皆様に取り組んでいただいております。日々のご協力に対しまして感謝を申し上げたいと思います。しかしながら、子どもを狙った事件や高齢者を対象とした振り込み詐欺の金額は増加傾向にあります。防犯に切り札はなく、犯罪を未然に防ぐには、地道で継続的な防犯活動が必要だと言われます。青パトによる防犯パトロール、子ども見守り活動、防犯灯や街灯の整備など、引き続き多くの住民の皆さんや防犯団体、警察、学校などと連携しながら犯罪の少ない、安心・安全なまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 普通、私もそうなんですけども、そのパトカーとか、そういう類するものを見るとやっぱり運転しててドキッとするものでございますけども、今青パトにですね、乗ってらっしゃる方、元警察署長さんとか、警察の関係者の方もいらっしゃいます。これでやはりそのかなり抑止力になっているものだと私は思っております。さらに続けて頑張っていただきたいと思っております。

これで終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午前11時47分 休憩

△

午後 0時59分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） こんにちは。お許しをいただきましたので、議席番号1番、金田英樹が一般質問をいたします。本日は通告書に記載の2点、文化ホールの運営及び介護保険制度改正と地域包括ケアシステムの構築についての質問です。

それでは、早速、1点目の文化ホールに関する質問をいたします。

当該質問は、より合理的な運営による住民の負担軽減とサービス向上及び長財政負担軽減を期して行うものです。現状の課題を改善案とあわせて一つずつ通告書に記載の順番でお話しいたします。

第1に、照明器具の使用料金を定額制にできないかという点です。

説明しますと、大津町文化ホールの附属設備利用料金は、各ライト等の使用回数に応じて重量的に課金されるシステムになっており、さらに料金表記も非常にわかりづらいという現状があります。具体的に料金表では、ホリズントライトやボーダーライトは課金の単位が1回路、一方でスポットライトは1キロワットとなっており、その単位に各ライトの使用料金を乗じた金額が課金される起算になっています。

しかし、実際には、1回の点灯に使用料金を乗じた金額が課金されており、例えば、スポットライトの点灯と消灯を10回繰り返すと200円掛ける10回で2千円の課金となります。この点について利用者の方にヒヤリングをしましたが、ライトの使用に応じて料金が変わるために、打ち合わせ時に正式な見積もりが受領できず、料金が確定するのは、開催当日以降という対応であり、内部決裁や

会計事務手続き上、大変困ったとお話をされていました。また、料金確定後の最終的な請求書を見せていただいたのですが、積算根拠が不明瞭で、そちらについても内部での説明に大変苦慮したとのこと。このように、附属設備の利用料金が従量制である自治体は少数で、多くの場合は、定額の明朗な内容になっています。大津町においても、照明器具の使用料金をスポットライトなどは1台ごとの定額、舞台照明などは舞台照明セットや講演会照明セットなどの定額にすることで、利用者にとってわかりやすくなり、町の事務も簡素化できると考えます。この課金方法及び表記に関しては、近隣では菊陽町や合志市が積算の方法も記載内容もわかりやすく参考になるかと思えます。

また、特に合志市においては、非常にわかりやすい、使用の手引きも整備してありますので、ぜひあわせて参考にしてください。

続いて、第2のオペレーター配置基準の明確化及び一部内製化等による費用の抑制に関する内容に移ります。

現在、町ではホール利用時にどん帳や照明、音響等を操作するオペレーターを外部へ委託しています。この費用は、時間にかかわらず、一人当たり1日2万1千600円で、1人分は町負担、2人となった場合は増員を利用者が負担することとなっています。また、こちらの町負担分で事前打ち合わせの費用として、同じく2万1千600円が発生しています。問題点を整理するために具体的な事例をお話します。過去に講演会を行った団体お話ですが、作業は開会、閉会時のどん帳の上げ下ろし、及びライトは常備点灯でも構わないという要件であったにも関わらず、オペレーターが2人必要となり2万1千600円が課金され、困惑するとともに、2人必要な理由も理解できなかったとのこと。当該ケースを踏まえ、一つずつ提案も兼ねて内容のポイントを整理します。

1点目に、そもそも単純作業のみであれば、外部へ委託をせずに職員、あるいは利用者が実施できないかという点です。外部オペレーターが不要になれば、町としては打ち合わせに要する費用と、当日のオペレーター費用で計4万3千200円が削減できます。さらに2人以上の人員が必要なケースでも、増員分を職員あるいは利用者が担うことで内製化できれば、利用者は2万1千600円の費用を削減できます。また、この観点からは、昨年8月に照明や音響などの技術的手法を学ぶ文化ホールボランティア研修会を町が開催して12人が参加したと伺っていますが、こちらは非常によい取り組みだと思えますので、その後の状況もお伺いできればと思います。

2点目に、同じく講演会を実施する際に、オペレーターが1人となる場合もあると聞いています。住民への説明責任及び負担軽減の観点からも町と委託先間で要件を整理し、配置基準を明確化する必要があるのではないのでしょうか。

3点目に、演劇等の綿密な打ち合わせが必要な場合は別ですが、短時間の打ち合わせで1日分のオペレーター料金と同額の2万1千600円が請求されるというのは、一般的にも理解されにくいと思います。また、そもそも講演会レベルであれば、高額な費用の発生する別日の打ち合わせを実施する必要も低いように思いますので、そちらの点も委託先と協議してはどうでしょうか。

4点目は、全体に関わる話になりますが、このような状況になっているそもそもの原因は、オペレーターの設置要件や作業内容、量などを町が正確に把握、理解できていない点。そして、委託にあた

って市場の競争原理が働いていないためではないかと思えます。

これまで述べた内容を整理するためにも、改めて委託先と協議するとともに、ほかに事業者があれば入札等も検討していく必要があるのではないのでしょうか。

続いて、中項目の3つ目になります。

町内外の別によって利用料金、予約ルールの差別化ができないかという内容です。町の会議室や体育室等では、町内外の別で利用料を分けているものが多数あります。また、町内の体育施設は大会での予約において、町内は6カ月前から予約可能な一方で、町外は3カ月前からしか予約できないという町民の優遇制度も設けていますが、文化ホールではいずれの優遇もございません。現在、特に文化ホールの土日の稼働率は高いと伺っていますが、町内住民が借りようとした場合に、既に同じ利用料で町外の方が予約していて借りることができないケースも発生しているのではないかと思います。もちろん町外の方が大津町民向けの事業を実施してくださるケースもあり、また、町外の方の利用料も町の貴重な財源になるため、全く締め出してしまうということではありませんが、主に町民からの税收で設立、運営されているホールであることを踏まえれば、より町民が利用しやすく、かつ町外の方の利用がより大津町の税收に寄与する方式で運営すべきではないかと考えます。なお、参考までに近隣自治体のホールの利用料金をお話すると、菊陽町、合志市ともに町外の方の利用料は施設と備品の両方において町内利用者の2倍となっています。

最後のテーマは、これまで私が何度も取り上げている市民活動支援の観点からの質問になります。

現在、大津町では、団体や事業内容のいかんに関わらず、町との共催の場合を除いて、基本的にホールの利用料の減免を行っておりません。そして、共催の場合は、発生する費用の全額が免除となるため、承認のハードルは高くなっています。しかし、住民の公益的な活動を支援することは、広く住民の文化的生活を豊かにする講演会やイベントの誘発にもつながり、実施団体にとってはもちろん、観客である住民にとっても有益であると考えております。また、それらの減免基準を明確にすることで住民にとっても納得感がある制度にできるのではないかと思います。この減免の基準に関してはさまざまな考え方がありますが、島根県の雲南市や長崎県の大村市など多数の自治体を実施しておりますので参考にすれば、少ない負担でよりよい制度ができるのではないかと考えています。

1点だけ減免の基準について具体的な考えを述べさせていただきますと、全額免除とした場合は、オペレーター費用や光熱費等を含めると町の収支が赤字となります。そして、そうなれば現行のように承認のハードルを高くせざるを得ません。したがって、受益者負担の観点からも公益性等の度合いによって、全額免除だけでなく、例えば、施設使用料のみを減免、全体の50%を減免など、事業単体での公益性と町全体での公益性がうまくバランスする形での制度設計が必要であると考えています。

以上を踏まえまして、教育長の答弁を求めます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 金田議員のご質問にお答えをいたします。

文化ホールの運営に関しましては、子どもから高齢者まで幅広く、文化芸術の公演会など年間を通

し、各種のイベント等の催しにより利用をしていただいております。

ホールは収容人員が500人で、年間利用者数は、昨年度約2万3千人と、一昨年度より1千人ほど集客が増えている状況でございます。

さて、ホールを利用される団体の負担軽減及び町財政負担の軽減に関しましては、町のホールの維持管理は毎年1千万円以上の費用がかかっております。利用者の皆様が安心して事故なく利用できるホールでなければなりません、財政難の今、少しでも支出を抑えていかなければなりません。維持管理の委託など詳細に内容を再確認し、精査しながら委託業務を行ってまいりたいと考えます。

また、各種の利用団体も資金が少なく、利用面でも苦慮されている団体が多いのではないかと思います。大津町に貢献されております団体は数多くあり、大変感謝いたしております。利用料等におきましては、町内外の利用者の区別により、申し込みや減免など全体的に均衡の取れる見直しを考えていきたいと思っております。

また、文化ホール事業におきましては、昨年度は4回のホール事業開催で約1千500人のお客さんに来ていただきました。本年度も幅広い世代において家庭での学習の向上や文化の向上を目指し、7月に子ども向けの人形劇の開催、11月末には落語会の上演が行われ、それぞれ大盛況でした。また、1月には家庭教育学習の公演が予定されております。

来年は、大津町の合併60周年を迎える節目の年となります。文化ホールでも質の高い文化事業を目指し、さらに大津町を盛り上げる催しができるよう工夫しながら取り組みを進めてまいりたいと存じます。

詳細につきましては、教育部長が内容説明を申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 最初の照明器具使用料の定額化に関しましては、県内のホール等では特別な照明料金をまとめて一定額にされているところがあり、使用前の申し込み時に照明料金の算定ができ、確かに事前に使用料の精算ができるのでわかりやすいと思っております。現在、当町の文化ホールの照明料は、スポットライト等14種類の特別な照明があり、それぞれの単価が決まっています。

照明器具の使用明細書については、照明の種類ごとになっていますので、わかりづらい面はあると思いますが、実際に使用した台数と各照明の単価で使用後に計算いたしますので、利用者は使った分だけの照明料を支払います。一定料金設定にすると、照明をあまり使用しない場合、利用者の負担が割高になるため、当面が現在の形式で利用していただき、使用料金の明細書におきましては、わかりやすい様式に工夫したいと考えております。

また、照明料金は、催し物の内容を詳しくお聞きし、概算で計算できるものは前もって料金表の明示ができるようにしていきたいと考えているところです。

続きまして、オペレーター配置基準の明確化及び一部内製化等による費用の抑制に関しましては、オペレーターは、専門の業者に年間を通し委託しています。文化ホール利用の催しごとに事前打ち合わせ、リハーサル、照明器具等のイベント前の準備、イベント当日、公演会開催日などの業務となっています。業務委託としては、1回1人につき2万1千600円で、舞台照明設備、音響設備、技術

操作、保守点検業務があります。

オペレーターの配置については、公演やイベント内容により必要な人数が決まりますので、利用される責任者等に事前の打ち合わせの中でお伝えしているところです。なお、1人までは町負担ですが、2人以上必要の場合、オーバー分は利用者に負担していただいています。舞台のバトンやどん帳などの操作が簡単と思われる方もおられるかと思いますが、事故なく、安全で安心してイベント等ができるよう、常時備品照明等の日ごろの管理が重要です。町には専門の技術職員はおりませんので、すべて業務委託となっています。利用者に事故が一つもなく、安全に利用していただくためには、細部まで業務委託が最善の方法だと考えております。

オペレーターの数におきましては、今後も事故なく公演会やイベント等がスムーズにできますよう、事前打ち合わせの中で、リハーサルの回数調整、舞台の準備や進行の内容、またはライト・音響の操作内容を調整できないか検討をし、利用者になるべく負担がかからないよう調整しながら進めていきたいと考えております。

それから、3つ目の利用団体・住民の住所地の違いによる利用料金・ルールの差別化に関しましては、現在、利用者の町内町外の別による利用料金の設定は設けておりません。

文化ホールでの利用は、前年度を見ると延べ310回の利用のうち、町外者の利用は22回と少なく7%にとどまっています。近くて便利と思われる大津町内の団体が多く利用されております。前年度のホールの使用料収入は、決算で約250万円です。そのうち町外利用者分は61万円と約4分の1を占めています。現在、町外の利用が多く入り、町内の利用者が利用できないような状況は見当たらないと聞いております。ホール利用の頻度はちょうど良いと思っております。納税者である大津町民の優遇も必要と思しますので、町外からの借用が激減しない程度の料金改定も利用状況等により考えていくべきだとは思っております。

それから、最後に、公益性のある取り組み・団体等への利用減免及び同基準の設定・公開に関しましては、現在、減免の細部の規定は、平成21年度に見直しを行ったあと、本年度から再度見直しを行っているところでございます。公益性のある取り組みまたは団体としては、大津町にはPTAや子ども会、あるいは保育園、幼稚園、中学校、文化的団体など、多くのボランティア団体や町のイベント等にもいつもご協力いただいている団体が数多くあり、非常にありがたく思っております。それぞれの団体の取り組みにおいて、公益性の判断基準が難しく、苦慮するところでございます。

現在、その見直し検討中のため、利用団体の皆さんの均衡を保つために、減免につきましてはほとんど行っておりません。

ホールの維持管理のための委託料は、昨年度決算で1千300万円となっています。ホールの使用は、照明代、空調代、オペレーター代、使用料などがかかります。

減免におきましては、非常に苦慮するところですが、平成29年4月の消費税改正が行われるときに使用料の改定も必要となりますので、減免規程の見直しもあわせて考えていきたいと思っております。

また、全体的なことについては、議員の貴重なご意見、ご提案も含めまして、今後調査・研究して

まいりたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 非常に前向きな答弁をいただきましたので、追加の質問というか、確認を兼ねた内容になるんですけども、4点ほど、まず、1点目のところで、照明器具の使用料の定額化の記載をわかりやすくするというお話だったんですけども、ホームページのほうに、料金表が載っているんですね、そこで先ほど指摘したとおり、1回路とか1キロワットとか、実際は点灯の回数応じて課金されるにも関わらずそういう記載になって、そもそもそこを見ただけで幾らになるのかてわからないですよ。そこもあわせて修正というか、訂正というか、していただければと思います。

2点目なんですけども、オペレーターの件に関しまして、負担が減るように進めていただけるということなんですけども、事前の打ち合わせが2万1千600円ということで、これ30分とかで終わることもあると伺っています。公民館側のほうの工夫として、なるべく団体一つじゃなくって、5団体同じ日に会議ができて費用抑制化をすごく図ってくださっているということなんですけども、これはあれですか、説明あったとおり、その当日だけではなく、日々の安全・安心な運営をするために、その器具のメンテナンスとかも実際やっていたという認識でいいのか確認ですね。

3点目なんですけども、こちらの利用減免等の規定に関しまして、29年4月に考えていくというお話だったんですけども、そこに関してはその時期で、ほかのものに関しても同じような時期なのか。もしくはもう少し早めに進めていただけるのかという、すみません、3点になってしまいましたが、3点追加で質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 金田議員の再質問にお答えいたします。

1点目の照明器具の問題、それからオペレーターに関しましては、議員のお見込みのとおりでございます。非常に照明器具関係はわかりづらいということで、担当のほうもその辺は見直していきたいということでございます。

それから、利用料金、そのほかの問題ですね。他の公共施設の問題もございまして、ほかのところとあわせてですね、やるためにはいろいろ検討しなければいけない問題がいっぱいございまして、できますなら一緒にですね、させていただきたいということで考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） はい、よくわかりました。それでは、二つ目の質問に移ります。

介護保険制度改正と地域包括ケアシステムの構築についてになります。

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのサービス提供体制であり、保険者である市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づいて地域の特性に応じて作り上げていく必要があるものです。地域包括ケアシステムの推進においては、地域住民、民生委員や町内会、ボランティア団体やNPO、社会福祉協議会、介護保険事業者、医療機関など、地域での自助、互助、共助、公助に携わ

る関係者組織の全体像を把握して、有機的に互いを結び付け、より効果的で住民にとって価値のある支援をどう展開できるかが鍵になります。また、地域福祉計画や介護保険事業計画などとも密接に連動させて展開すべき内容であり、基礎自治体である市町村の果たすべき役割が最も大きいと言えます。さらに、今回の改定では、訪問介護、通所介護が国の一律の基準による予防給付から、各市町村が地域の実情に応じて実施する地域支援事業に移行するなどの変更があり、居住する市町村の考えや政策、国民目線で見れば、どこに住むかによって住民が受けられる福祉サービスの差が従前以上に広がっていくと考えられます。

以上の背景を踏まえ、住民福祉の向上を図るとともに、制度を持続可能なものとするために、大津町型地域包括ケアシステムを実現するために、町の方針と対応を通告書に記載の順番で一つずつ確認させていただきます。

1点目に、平成28年度に予定する新しい介護予防日常生活支援総合事業への移行に向けての状況と課題について伺います。

市町村は、平成27年度から29年度の間に現行から移行する必要があると、大津町は、第6期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において、28年度から現行のサービスで対応できる事業から移行することを目標としています。この総合事業移行のポイントは、予防給付の見直しと生活支援サービスの充実です。内容としては、先ほど述べたとおり、予防給付の一部が地域支援事業へ移行するとともに、介護事業所による既存のサービスに加えてNPO、民間企業、ボランティアなど、地域の多様な主体を活用して、高齢者支援を進める内容になっており、どのような形で地域の特性に応じた多様なサービスを民を巻き込みながら整備していくかが大きなポイントになります。

2点目に、平成27年度から実施している地域ケア会議の状況について伺います。

私は、地域包括ケアシステムを実現するために最も重要となるのが、この地域ケア会議であると考えています。地域ケア会議とは、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備等を同時に進めていく地域包括ケアシステム実現に向けた手法の一つです。具体的には、地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が協同して高齢者の課題解決を図るとともに、地域に共通した課題を明確化し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには政策形成につなげることを目標としています。このケア会議は、一つの地域に一つではなく、機能別に複数のケア会議を展開し、それぞれの会議の目的と内容を整理し、内容に応じた関係者を参集する必要があります。まずは自治体が地域に必要な個別のケア会議及び全体の連動デザインを描く必要があります。先に資料もお渡ししておりますが、例えば、ケア会議の先進地である兵庫県朝来市では、目的も、頻度も、参加者も異なる5種類のケア会議を組み合わせることで成果をあげています。このランドデザインの構築にあたっては、個別課題を解消していくことは当然として、個別課題から地域課題、地域課題から資源開発、政策形成へ結び付ける仕組みをいかに構築するかが重要であり、個別事例の検討を現場レベルで行う会議とは別に、個別事例の検討の過程で抽出された地域特用の課題について責任者レベルで検討して、資源開発や政策形成につなげるための会議を設けて、両輪で運営する必要があると考えています。

3点目は、在宅臨海点の引き上げに向けた医療・看護体制面での取り組み状況について伺います。

在宅臨海点とは、介護度が高くなっても自宅で介護サービスを利用しながら、その人らしく暮らし続けられる境界のことです。医療機関の協力ありきの問題となるため苦慮している自治体も多いのが現状ですが、疾病を抱えても自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるためには、地域における医療、介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療、介護の提供を行うことが不可欠です。

4点目は、支援・介護度の改善実績及びその向上に向けた取り組みについて伺います。

支援・介護度の改善にあたっては、埼玉県和光市が積極的に行っており、毎年4割の要支援認定者が介護保険を卒業するなどの実績をあげ、全国的にも注目をされています。取り組みのポイントを3点だけ紹介させていただきます。

第1に、住民に対して介護保険の理念を理解してもらうための地道な取り組みを行ってきたことです。介護度が引き下げられると、利用できるサービスは縮小するため、当初は本人や家族からは反発も多かったものの、粘り強く情報発信や個別の説明をしていくことで、保険者、介護サービス事業者、市民の3者での意識共有を図ったとのことでした。

第2に、ルーレットやトランプなどの楽しめるアミューズメントカジノや喫茶サロンなどを展開することで、既存のサービスでは足を運んでいなかった層を新たに呼び込むことに成功しています。

第3に、介護保険からの卒業によって、生活の一部だった通所先を失い、逆戻りしてしまう事態を解消するために、地域支援事業を介護保険卒業者の受け皿にするなど、多種多様な卒業先を用意し、高齢者に卒業してもまた居場所があるという安心感を与える総合的で切れ目のないサービスを提供しています。

続いて、5点目の認知症患者関連施策の状況及び計画について伺います。

65歳以上の高齢者のうち、認知症を発症している人は推計15%で、有病者数は2012年時点で462万人、認知症の前段階である軽度認知障害、MCIの高齢者も約400万人いると推計されています。また、高齢化の進行によって、2025年には700万人まで増加し、65歳以上の5人に1人が認知症になると言われており、これにMCI患者数を加えると約1千300万人となり、65歳以上の3人に1人が認知症患者とその予備軍になると懸念されています。具体的な対策に必要な観点としては、進行を遅らせるための措置につながる早期の発見体制や原因と症状にあわせた適切なケア体制、発症後も本人や家族を支えることのできる地域住民の理解や見守り体制の構築、公的・私的な施設整備環境であり、それぞれを体系立てて整えていく必要があります。そのために、国が市町村に対して新たに整備を求めているのが認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の3つです。

認知症ケアパスとは、認知症の進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのようなサービスを受けることができるのかをわかりやすくまとめたもので、症状の進行にあわせた具体的なケア方法や利用できる医療、介護サービスなどを一目で知ることができます。また、ケアパスの作成過程において、地域に不足している支援が見えてきますので、その全体図の中で実態を整えるとともに、認知症初期集

中支援チームや支援推進員の配置や具体的な動きを定めていくのがよいのではないかと考えています。

続いて、最後の6点目の健康維持・介護予防運動プログラムの効果検証及び所管間連携について伺います。

こちらは、3点目の改善実績の内容とも関連しますが、健康維持や介護保険プログラムで得られる効果、成果は、参加者数に各プログラムにより得られる効果に乗じたものであると言えます。つまり、広報活動を行ったり、地域公民館での実施や公共交通との連動によって高齢者が気軽に参加することのできる環境整備を進めたり、あるいはプログラム自体の魅力をあげることで参加者数を増やしたり、また一方で、科学的な研究データや事業の検証を基にしながら、より健康づくりに結び付くような事業を展開していくことが重要になります。しかしながら、多くの市町村では、保険事業はどれだけ事業を行ったかという評価が中心であり、事業の結果、どれだけの成果があがったのかという評価がほとんどされておらず、事業公開の意識は決して高くはありません。したがって、社協や各行政区なども含めた各機関は連携、調整を図りながら、一体的な政策のもとにプログラムを提供し、また個々の効果を検証しつつ進めていくことが重要だと考えています。

以上、私の考えとあわせて述べさせていただきましたが、町長の答弁を求めます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さんこんにちは。金田議員の介護保険制度改正と地域包括ケアシステム関係等についての6点のご質問があがっておりますけれども、金田議員もご承知のとおり、2025年におきますところの75歳以上の課題事項というのはもう近くに迫っておるといような状況でございますので、そういう人たちが人生の最後まで自分らしい暮らしを自分の自宅、あるいは地域で行っていけるような支援を、その支援のためには、やっぱり住宅の住まいとか、医療とか、介護とか、予防、生活支援が一体的に提供をしていかななくてはならない。そういう意味におきまして、地域包括支援センターを中心に社協、あるいは地域の民生委員や区長さん、あるいは地域福祉推進員の皆さんとともに、行政が後押ししながらしっかりと取り組みをやっていかなくてはならないんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味におきまして、大津町につきましても、今後の65歳以上の高齢者が現在6千800人、毎年200人近くの人が増加するというような予定をしております、2025年にはもう8千300人を超える予測をしておるところであります。当然、介護保険の認定者や認知症高齢者も増加が予想されて、高齢者の一人暮らし、あるいは夫婦世帯も増えてくることを予想しております。

昨年、第6期の介護保険事業計画が策定されて、介護保険料の改定も実施したところでございます。また、利用者負担につきましても、法改正により、負担能力のある一定以上の所得者は1割負担から2割負担へと変わっております。第6期計画は、地域包括ケアシステムの構築に向けた、一層推進していくための計画であると捉えておまして、具体的には、以前から取り組んできた地域ケア会議、在宅医療介護連携推進事業や認知症施策推進事業、今年度から取り組んでいる生活支援体制整備事業、そして、来年度からの介護予防日常生活支援総合事業への移行につきましても、重点的に実施していかなくてはならないと。そういう地域や我々のこの関係機関、そして大津町におきますところの社会福

社法人関係で今計画関連、あるいは認知症のグループホームとか、あるいは地域密着型の特養の建設、あるいはデイサービス事業というようなところは、各法人関係で計画をされておりますので、そういう関係法人とも手をつなぎながらしっかりとやっていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。

ご指摘の6つの件については、もう議員おっしゃるとおりでございますけれども、現状の状況について、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 金田議員のご質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、来年度に予定しております総合事業への移行に向けての状況と課題でございますけれども、総合事業とは、国が一律に基準と報酬を定めている保険給付とは異なり、市町村が中心となって地域の実情に応じて住民やボランティア、NPOなど、多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指す事業でございます。総合事業では、介護予防給付のサービスであった介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業の中のサービスに移行することになり、全国一律のサービスから市町村独自で実施するサービスへ変わりますけれども、専門的なサービスを必要とする人にはこれまでどおり、安定した提供ができるように、国が示す基準額を参考に設定する予定で、菊池郡市4市町で協議を進めているところでございます。

課題としましては、限られた財源の中で市町村が中心となって、地域の実情に応じて地域の支え合い体制を整備する必要があり、今年度から買い物リハビリ事業や真心生活支援事業をはじめましたが、そのほかに当然ながら介護予防ミニデイサービスなど、地域住民の方たちの協力を得ながら地域で取り組む事業なども必要となっておりますので、地域づくりという発想が非常に大事であり、それをどのように構築していくかが今後の大きな課題であると考えております。

次に、地域ケア会議の状況についてでございますが、昨年の介護保険法改正で制度的に定められたところでございますけれども、大津町では、平成24年度から厚労省通知に基づき実施しているところでございます。

毎月1回第3水曜日に開催し、これまで194件のケースについて検討を行ってきております。会議には、担当の介護支援専門員やサービス事業者のほかに、菊池地域リハビリテーション広域支援センターから理学療法士に参加してもらい、医療的視点から提案や助言をいただいております。また、地域に共通した課題を浮き彫りにし、その課題解決に向けて社会資源開発を提案することも目的としており、地域ケア推進会議という市町村レベルの会議にて検討することとなっておりますけれども、大津町では、この地域ケア推進会議の開催はこれまで実施しておりませんでしたので、今年度から社協とともに設立しました生活支援サービスの充実に関する研究会で検討を開始し、来年度からは町と社協に加えて関係機関で構成する協議会の中で検討する予定としておるところです。

次に、医療・看護体制面での取り組み状況についてでございますが、高齢者の方たちの在宅療養生活を支えるためには、医療と介護が連携していることが必要です。大津町は、昨年度熊本県のモデル

事業に採択され、在宅医療に関する相談窓口を開設し、住民の方からの相談に応じ、必要時は訪問活動も行うとともに、関係者を対象とした研修会や住民を対象とした講演会などを開催し、医療と介護の連携についての啓発を図っているところでございます。

来年度からは、広域で実施した方が効果的であると思われる一部の事業については、菊池圏域2市2町合同で菊池郡市医師会に委託する方向で調整を進めているところでございます。

次に、訪問看護体制でございますけれども、大津町には訪問看護ステーションが2カ所、菊池圏域ではほかに12カ所のステーションがあり、平成26年度実績で延べ1千377名の方が利用されておられます。今後、在宅における医療・介護の連携を目指した地域包括ケアシステムを構築していくためには、訪問看護師が不足することが予想され、熊本県では、訪問看護師の養成を進められているところでございます。

続きまして、支援・介護度の改善実績及び向上に向けた取り組みでございますが、平成26年度中に行われた更新申請時において、変更なし、または介護度が改善された率が68.7%となっております。要支援・要介護状態になっても、その悪化をできる限り防ぐことが重要であり、ケアプランが高齢者の自立を促す支援内容となっているのかどうかを地域ケア会議において検討を行っているところでございます。また、高齢者本人が自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、取り組みを行うことも必要であり、出前講座やミニデイサービス・サロンなどにおいて、住民の方への啓発に取り組んでいるところでございます。

次に、認知症施策についてでございますが、平成23年度から地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を1名配置し、地域や家族からの認知症関連の相談に応じています。また、月に1回、もの忘れ相談も実施し、認知機能の低下が疑われる方への早期からの支援を実施しています。特に今年度からは認知症初期集中支援チームを結成し、サポート医とともに、認知症の初期介入に力を入れて取り組んでいくための準備を行っているところです。このほか、出掛けのまま行方がわからなくなってしまう恐れがある方を家族から事前に登録申請してもらい、地域包括支援センター、役場、警察で情報を共有する安心声かけネットワークや帰り道がわからなくなっている高齢者を地域住民が声をかけて保護するための安心声かけ訓練も実施しているところでございます。また、認知症サポーター養成も引き続き実施しながら住民の理解を求めていきたいと考えております。

最後に、健康維持・介護予防運動プログラムの効果検証及び所管間連携についてでございますが、65歳以上を対象としたものにつきましては、いきいき運動教室・口腔栄養教室、フォローアップ教室、買い物リハビリ倶楽部、フットケア教室、3B教室、太極拳教室等を実施しております。3カ月間短期集中のいきいき運動教室や口腔栄養教室につきましては、終了直後の維持改善率は約81%となっております。3カ月では効果が上がらなかった場合でも、教室への参加が介護予防に努める動機づけとなり、その後のフォローアップ教室への参加や自主的な体操の継続につながれば一定の効果があつたものと捉えることができるかとも思います。また、高齢になっても介護状態にならず、少しでも元気で長生きしていくためには、幼少期からの健康づくりへの関心と継続的な取り組みが重要と考えております。学校での健康教育や体育館、運動公園などでの運動、生涯学習講座における高齢者の

参加しやすい健康教室などの開催などが考えられ、それぞれの担当課や社協、地域住民や各種団体などと連携していきたいと考えております。

また、効果の検証ができるように、それぞれの事業の成果指標についてもきちんと設定して、今後取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質問いたします。

3点ほどございます。

まず、地域ケア会議の件なんですけども、町のほうで先行してちょっと国が言ってるのと内容違うように感じたんですが、やっているというお話でありました。ただ先ほどお話したとおり、個別の課題を解決する会議とそこから出した課題等を実際につなげていく幹部職関係の入った、あるいは専門機関の入った会議が必要であるというお話をしました。その中で、来年に向けてそういった体制を考えていて、今は研究会の中で少し話をしているところだというふうに理解したんですけども、そのところを今どういう会議体制で考えているかというのを伺いたいと思います。例えば、先ほどお話した朝来市の場合ですと、一番下に個別のケース、地域会議があって、その上にその全体の政策化する会議があって、そのほかに特に課題として大きく捉えている認知症と医療介護連携のところには、それぞれの認知症の専門医等入ったものだとか、あるいは地域の看護師等が入ったものだとか、そういったものを含めたものでさらに積み上げて、それをもう一度全体の権限者のある方々の会議に回していくことで実際の政策形成につなげていくというふうに伺っています。

大津町でもそういったグランドデザインをまず書いた上で1個1個積み上げていかないことには、なかなかうまくいかないと思いますので、そういったとこの現在の方針と方向性と、また研究会で具体的にどういったことをやっているのかというところを伺えればと思います。

2点目のところで、項目で言うと④と⑥に関わってくるんですけども、支援・介護度の改善実績のほう多分あまりあがってないという認識でよろしいんですかね。というところで、例えば、先ほどあげた和光市等であればさまざま取り組みをしながら実績上がっているところも実際にあるので、そういったところもぜひ参考にしていただきたいなと思っています。その中で、ただ担当者とお話した際にも出てきたお話なんですけども、その住民の方にもやはり卒業したことによって受けられるサービスが下がってくるので、それを逆に改善しているのに家族の方とかご本人喜ばれないケースもあって、そこがまた難しいというお話があったんですね。そこに関しては、いろんな自治体で言われていることなんですけど、やはり町のほうが関係機関を協力して意識啓発を図っていく必要があると考えております。そういったところをぜひ進めていただきたいなというところが一つ。

もう一つが介護等卒業したことで行き場がなくなってしまうというのも支援度改善を嫌がる主な理由の一つと聞いていますが、そのつなぎのところに関して、何か現状でアイデアとか、施策等あればそのほうをご説明いただきたいなと思います。

次の内容が③番目で、ここの項目でいうと、5番の認知症関連に関してなんですけども、これ先ほ

どの一番最初のお話でも述べたとおり、ケアパスの作成というのが一番大事になってくると思うんですね。この住民の方が認知症かもしれないと思ったときだとか、それが本人であったり、家族であったり、地域住民であると思うんですけども、一体どこにその情報をあげていいのかというところ。あるいは、悪化してきたときにどういった対応をすればいいのか。そういった支援があるのかと、一目で見える形に落とし込む、そうすることによって、もちろん住民の方は便利になりますし、町としても。じゃあ一体何が今足りないのかというのがやはり見えてくると思うんですね。なので、そのケアパスの作成というのはかなり急ぐ必要があると思っているんですけども、そのスケジュール感の考え方について伺えればと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 金田議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、地域ケア会議の方針等といいますか、現状関係の話になるかと思えますけれども、現在行っております地域ケア会議におきましては、個別のケアプラン、こちらのほうを検討しながらそれぞれの個別の要はその介護費用関係のまずはその適正化がまず第一の目的ですね。そちらのほうを介護費用の目的化をまず目的としながらも、さらにそのケア会議をすることによりまして、本当に必要なケアプランは何であるのか。そういったことも介護の支援専門員の方も交えて勉強していこうというのが一番の大きな目的でやっております。それ以外に、この個別ケース検討を積み重ねることによりまして、ご指摘のように、地域に共通した課題を浮き彫りにしながら、この課題解決に向けた社会資源開発を提案、実施していくことも目的としておりますので、その上の会議ですね、こちらのほうがまだうちのほうがまだできておりませんので、今後その地域ケアの推進会議、こちらのほうを設定しながら作り上げていきたいというふうに考えております。朝来市のほうの例でいきますと、地域ケアシステムの推進会議は既に設置してあるみたいでございますので、そういったところも参考にしながらですね、今後より上位の政策形成までできるような会議に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、2番目の卒業した方に対するサービスのものですかね、あるいはそのもうちょっとその事業していけば本当に卒業する方はもっともっといっぱい出るんじゃないかと、その卒業するための障害要因となっているのが、卒業したあとに行き場なくなるからわざと卒業しないんだよと、そういったようなところの懸念があるというところのお話だったかと思えますけれども、基本的には、今度の総合事業、この中でいろんな行き場といいますか、ミニデイとかいろんなそのことが今後町の独自の事業の中で取り入れていくことができますので、そういった行き場がないような形の施策じゃなくてですね、元気でいろんなことができるようなことがやっぱし今後考えていく必要があるのかなと。一番なのは、今のミニデイサービスとか、地域で取り組んでおられるような事業をやっぱり充実させていく方向が一番の今の状況ではいいのかなというふうには考えております。

それから、認知症関係で、ケアパスの作成を急いだほうがいいんじゃないかというようなお話でございましてけれども、確かに、そのケアパスを作ることによって、そういったようないろんな方向性が見えてくるかとは思いますが、現在、今のところはその認知症のケアパスの前段階としまして医

療機関といえますかね、専門の医療機関との連携、こちらをしながら現在その協議を行っているところでございますので、そういったようなところと今後うちのほうに置いております専門医的なものも含めまして協議をしながら今後の認知症対策についてですね、ちょっと歩みがのろいかもしれないと言われるかもしれませんが、そういった形で取り組ませていただければと。先ほども言いましたように、認知症の初期集中支援チーム、こちらのほうも今専門医療機関と協議をしながら取り組んでいく方向で今協議を進めておりますので、そういう方向でやらせていただければというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） まとめになります。先ほどのまずケア会議に関しまして、適正化等をメインにやっているというお話だったんですけども、やっぱり福祉の課題というのは、本当に部長ご存じのとおり、ものすごく幅広で、私もいろいろこのたび勉強していろいろ理学療法士だとか、医療機関だとか、社協だとかヒヤリングさせてもらったんですけども、個別の主体でそれぞれ考えても絶対に解消できないんですよ。だからこそそれぞれの登場人物なり、専門家が出てきて、そこで話し合っ初めてあるべき姿というものに少しずつ近づけるものであると思っております。ですので、この地域ケア会議、国から言われておる話で後手になっているところもあるように感じていますが、ぜひ町のほうで大きな絵としてグランドデザインを描いた上で、入念に準備して、ときにはPDCAで回しながら改善を図って、ぜひ機能する形にしていいただければと思っております。

認知症に関してなんですけども、先ほど医療機関との連携というのがありましたが、そこももちろんそうなんですけども、部長も町長もご存じのとおり、早めに発見して、適切なケアをすることが進行を遅らせるために最も重要なことと言われております。もちろん個々の人において、ケアの保護で異なるんですけども、そういったものを早めに感知して、早めに適切な治療法だとか、対処法をわかる形を構築することによって、そこで初めて次に医療機関とのつながりが出てくるのかと思いますので、ぜひそのほうも、もうちょっと大きな絵で、地域を絡めた、まさにこの地域包括ケアシステムの考え方もって対応、対策を練っていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午後1時57分 休憩

△

午後2時05分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

府内隆博君。

○8番（府内隆博君） こんにちは。8番議員、府内隆博が通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、町公園トイレ整備についてでございます。

大津町内公園に昭和園をはじめ10カ所の公園トイレが設置されてあるが、昭和園のトイレや大松山公園、杉水公園、日吉神社広場トイレなどが設置してから相当な年数が経過しており、老朽化が進

んでおり、今後改修計画をお願いしたい。特に、県道北外輪山大津線通称ミルクロード沿いにある清正公園トイレなど、改修すべきではないか。近年、通称ミルクロードも土曜や日曜日、また連休など、多くの観光客や阿蘇方面への車や、逆に阿蘇方面からの車やツーリングなどの通行量が多く、トイレの利用も多いと聞く。1日も早い改修計画を。

1、昭和園トイレや日吉神社広場トイレは、つつじ祭りの時期などには県内外から多くの来場者あがるので、清潔、安全、使いやすい水洗化に改修できないか。

2、清正公園トイレは、冬の時期など気温が下がって凍る時期がある。低温対策を考えては。それと通称ミルクロード沿いにある3カ所のトイレを統合して1カ所に改修できないか。経費削減にもつながると思う。町の考えを聞きたい。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の大津町の都市公園関連等の整備についての質問でございますけども前にもある同僚議員からの公園のトイレ関連等についてのご質疑ありまして、一部和式から洋式にというようなことでやっております。しかし、全体的に議員おっしゃるように、老朽化をしておるような状況でございますので、本年度におきまして、補助金を利用しての公園の長寿命化の調査を行っております。28年度については、その計画を立てながら、今後都市計画の公園の具体的な改修をやりたいというふうに思っておりますし、また清正公園関連等については、大変大きな木になっておりますので、その辺のところも十分検討しながらやらせていただければというふうに思っております。また、雨水関係も質問の事項ありましたが、府内議員が県のほうに行かれてご相談されたというようなことで、県のほうにつきましてもご連絡がありまして、今年予算残の中で対応していきたいというふうに思っておりますので、今後とも議員自らの活動もよろしくお願い申し上げます。細部については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 府内議員の一般質問のほうにお答え申し上げます。

今町長が申されましたように、本年度におきまして、都市公園の長寿命化の調査を行っているところでございます。平成28年度におきましては、その長寿命化の調査に基づいた計画を立てるということで、これは都市公園全部の調査ということで、今やっているところでございます。その後改修という形になるかと思っておりますけども、改修のメインはほとんどトイレの改修を中心ということで考えておるところでございます。また、下水道に接続していない公園もございますので、公園を下水道に接続するというのも考えていきたいと考えているところでございます。多額の費用を要すると思われるので、これも長寿命化計画を立てまして、国庫補助事業を利用しながらの改修計画ということで考えているところでございます。町が管理しているすべての公園が補助対象になるわけではございません。都市公園ということでございますけども、その中でまず補助対象となるものを優先に改修を行っていきたくて考えているところでございます。また、その中で、議員ご指摘の清正公園でございますけども、これにつきましては、低温対策、トイレの水洗化、こちらのほうはまだ水洗化しておりません。3つございますので、その中でまた数の検討も長寿命化の計画の中で検討させてもら

いたいと思っるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 今計画をしているということでございますけども、先ほど申しましたように、森林公園入り口地域については、下水道の整備ができていくということで、水洗化は可能だろうと思っますし、それから、今後また高齢者のほうに配慮した身体の負担の少ない洋式、それとまた成年者にとってはですね、身体に直接こっ触れない和式のほうがいいというアンケート調査も出ておりますので、そういったことを含めて、公衆便所持すべき特質、清潔、安全、使いやすい、維持管理しやすいもので、場所的にも明るい湿気の少ない場所がよいとされておりますので、そういったことをまた配慮しながらですね、今後また計画に盛り込んでいただきたいと思っます。

続きまして、2問目の質問に入らせていただきます。

清正公園整備についてでございます。

清正公道公園の部分は、国有地で大津町が国有部分が無償で借り上げて公園として活用しているわけでございます。平成6年3月に公園として供用開始以来21年を経過、高木も生い茂り、周辺も昼でも薄暗いところがあり、それと公園内に現在も一部当時の面影を残している堀切堂、石張りの歩道も崩れて、歴史的、文化的にも貴重な遺産であり、清正公道を後世に残すために整備が必要と考える。

1、高木を間引きしてもっと明るい歩道整備ができないか。それと雨水対策を考えるべきではないか。2問について、町の考えをお願いしたいと思っます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 清正公道も、先ほど申しましたような状況でございますので、もうちょっと詳しく担当のほうから補足させたいというふうに思っしております。

もちろん、あの高木関係等につきまして、伐採なりいろいろするには、やっぱりボランティア活動の中でですね、よく建設業組合関係等にも年に2、3回ボランティアやっただいておりますので、そういうボランティア活動の中で対応ができればなというふうにも考えておるところでもあります。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 清正公道公園の整備についてお答え申し上げます。

議員がおっしゃるように、清正公道公園につきましては、平成6年に供用開始をいたしまして、21年を経過しているところでございます。そのため、樹木も相当な高さとなっておりますし、公園全体を覆うような状態となっるところでございます。このため、公園には石張りなどは苔が生え、谷あいの歩道部分の土手は少し土が落ちていくところも見受けられるところでございます。ただここに構造物などを行う場合は文化財の調査が必要ということになりますので、その費用に相当な多額の経費を要することになります。このため、このような工事は非常に厳しいものがあると思っるところでございますけども、ただ日光が当たるような形での部分の伐採につきましてはですね、早急に議員ご指摘でございますので、高木伐採等々は至急行いたいと思っるところでございます。

また、雨水対策につきましては、先ほど町長も言われましたように、ミルクロードから入ってくる

水と木々の葉っぱが詰まっている原因と考えられまして、菊池振興局の土木部のほうで早速最初したいということの旨を伺っておりますので、その辺の雨水対策については、県のほうで早急に対策をしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 先ほど雨水対策については、もう県のほうが対処するというので省きますけど、先ほど言いましたように、堀切堂という貴重な財産、歴史ある堀切堂をですね、後世に残すために現状では入れないようにロープを張ってありますけども、24年の災害時のときに、これ石張りが崩れたんだろうと思いますし、その当時に私も行ってみましたが、上からの雨水が非常に多くてですね、あそこをオーバーフローしよったという現状を見ておりますけども、やはりこう先ほど部長のほうからも言いましたように、高木あたりの枝が逆に水路あたりにいっぱいつかえて、それが詰まってこうオーバーフローしたり、そういった現状踏まえるとですね、やはり高木の剪定もやはりきちっとしたほうがいいんじゃないかという思いでおりますけども、その堀切堂の改修については改修できないのか。そこあたりちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 府内議員の再質問にお答え申し上げます。

高木等の剪定につきましては、先ほど申しましたように、早期にできるかと思っておりますけど、いわゆる清正公道の一番初めの堀切堂の部分でございますけども、あの部分が文化財的なものがございますので、文化財関係者とも協議しながらですね、できる場所につきましてはですね、土詰めとかそういう形でできる部分はやっていきたいと思っておりますけども、まず文化財関係者との協議をしながらどこまで扱えるのかという形で今度の長寿命化の中にも入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 歴史は作るのじゃなくて、作られるであってですね、逆にきちっと整備しながらですね、今後ともその長寿命計画の中に織り込んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、3問目に入りたいと思います。

ドクターヘリ搬送体制についてでございます。

平成24年1月16日運航が開始されて以来、3年半が経過しており、4つの基幹病院が連携して救急医療を行う、熊本型のヘリ救急運搬体制を構築している。熊本県では、ドクターヘリと防災ヘリひばりが2機の特長を生かし、役割分担と総合補完によって県内全域を幅半径50キロ、県内なら約15分内で救急現場に到着する。消防機関からの出動要請に基づき、救急医療専門医と看護師が同乗し、救急現場へ向かい、いち早く患者に救急医療を行うことで救命率が上がる。運航が開始して3年半が経過している。町にも救急搬送で消防などの関係機関から連絡があると思いますが、学校や運動公園などの着陸地点での連携がスムーズにできているか。着陸地点などの特定が確立しているか、町

の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員おっしゃるように、熊本には、防災消防ヘリとドクターヘリ2機が活躍をしておるような状況でございます。熊本県におきましてのドクターヘリと防災ヘリの2機と4つの基幹病院が連携して救急医療を行う熊本型のヘリ救急搬送体制を構築することで、熊本県内の重篤患者の救命率の向上に役立っております。大津町においても、菊池広域連合消防本部、あるいは県防災消防航空センター、熊本赤十字病院の救命緊急センターとしっかりと連携させていただき、住民の生命を守るための体制を築いているところでございます。

内容について、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 府内議員のドクターヘリの着陸点を定める消防などの関係機関と連携を図っているかという質問にお答えをしたいと思います。

先ほどから話があったとおり、熊本県の救急ヘリ、いわゆるドクターヘリと防災消防ヘリの離着陸場としては、平成24年1月、ドクターヘリの運用開始時点で町内の小中学校の運動場や大津運動公園、本田技研のヘリポートなど計13カ所が登録をされ、その後、平成26年12月に大津中央公園を新たに登録をしておりますので合計の14カ所となっております。この登録につきましては、菊池広域連合消防本部とドクターヘリを運航しております西日本空輸株式会社と協議を行い、現地を調査し決定をされております。

登録場所を地域別に申し上げますと、南部地区は、大津東小、大津南小、大津町運動公園、中部地区が大津中央公園、町民グラウンド、大津小、室小、大津中、大津北中、北部地区が本田技研ヘリポート、護川小、大津北小、矢護川コミュニティセンター、野外活動等研修センターとなっております、ほぼ町内全域を網羅しているというふうに思っております。

運用方法ですけれども、119番通報により菊池広域連合消防本部に救急出動要請が入り、まず救急車が出動をいたします。救急隊が現場で傷病者の状態がドクターヘリ出動要請基準に該当すると判断された場合、防災消防航空センターに出動要請を行い、ドクターヘリが出動するという形になっております。その際には、役場の総務課にもドクターヘリが降りてくる場所の連絡が入りますので、直ちに該当する学校関係者施設管理者に連絡をいたしまして、安全確保の協力体制を行っていただいているところでございます。今までの状況では、総務課のほうに連絡が入ってから5分から10分したあとに到着をしているようでございます。いち早く医師と看護師を救急現場に送り込んで救急医療を開始することができるため、救急患者の死亡率の軽減や機能的予後の改善を図ることができていると、そのように聞いております。特に大津町では、面積も広く、また中山間地域等もありますので、大幅に時間を短縮することが可能なドクターヘリは、人命がかかった救急の対応などに大きな役割を果たしているというふうに思っております。

大津町への出動回数でございますけれども、運航開始の平成24年の1年間で10件、平成25年は10件、平成26年が11件、平成27年は10月までで7件となっております。

今後とも関係機関と連携を取りながら、安心・安全なまちづくりに努めていきたいというふうを考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） これは私もドクターヘリの前に1回こう質問をさせていただきましたけれども、そのときは検討する段階でございましたので、それから以来、3年半の中で、私も2回ほど遭遇しましたけれども、1回は、大津小学校にちょうど孫を迎えに行ったときですね、ちょうど4時頃だったかと思えますけれども、ドクターヘリがきて、そのときちょうど運動場に着陸したんですけど、砂ぼこりが非常に立ってですね、ちょうど学校の校内放送で、児童は教室に入りなさいということ聞いてですね、大変なこう砂ぼこりでしたけれども、それと、先ほど言われた北部についてですね、野外活動センターの運動場でもですね、1回ドクターヘリが来たときも、住民の方が、もう砂ぼこりがしてどうしようもなかったという話も聞きました。これはもう緊急な場合ですのでですね、まあそういったことになったかと思えますけれども、もう1件については、私の区で重症患者が出たということで、救急車が来てですね、ドクターヘリを呼ぶということで、それから、多分私は小学校で来るかなと思ったけれども、ちょっと時間がかかって本田技研のほうに行かれたということで、家族の人はもう一刻を争う時間が非常に長く感じたということでですね、やはりそういうところはスムーズにですね、やっぱり計画的に第1次、第2、第3消防機関からの要請があるかと思えますけれども、そういうところで命を預かる貴重な時間も本当に大事だろうと思うし、そういったことで今後ともですね、そういった体制をきちっと、たまには大津高なりでですね、町民にこう流すというそういった体制も必要かなと思います。

では、私の一般質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これで、一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後2時27分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

平成27年第5回大津町議会定例会会議録

平成27年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成27年12月11日(金曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	7 番 本 田 省 生
	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則	10 番 源 川 貞 夫
出席議員	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆	13 番 永 田 和 彦
	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 塚 龍 一 郎
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行		
	書 記 佐 藤 佳 子		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	兼 会 計 管 理 課 長 中 野 正 継	
	副 町 長 德 永 保 則	兼 総 務 部 課 長 羽 熊 幸 治	
	総 務 部 長 田 中 令 児	兼 総 務 部 課 長 補 佐 兼 財 政 係 長	
	住 民 福 祉 部 長 杉 水 辰 則	兼 総 務 部 課 長 白 石 浩 範	
	経 済 部 長 大 塚 義 郎	兼 教 育 課 長 齊 藤 公 拓	
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	兼 教 育 部 課 長 松 永 高 春	
	兼 併 任 工 業 用 水 道 課 長	兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 徳	
	兼 総 務 部 次 長 兼 課 長 德 永 太		
	兼 総 務 部 総 務 課 長 本 郷 邦 之		

会 議 に 付 し た 事 件

発議第 8号	複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出について
--------	--------------------------------

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日 (金) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 議案第 6 0 号から議案第 6 2 号まで

議案第 6 4 号から議案第 6 8 号まで 質疑、討論、表決

日程第 3 総務常任委員会の審査報告について 議案第 6 3 号 質疑、討論、表決

日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 5 発議第 8 号 「複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書」の提出
について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1、諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 2、議案第 6 3 号を除く各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 6 5 号関連、議案第 6 7 号の 2 件及び継続調査であります。当委員会は 1 2 月 7 日、委員会 C 室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。審議を行う前に現地調査といたしまして、岩戸の里温泉の現状を委員会で行って、現地確認をしてまいりました。そしてまた、本日の会議終了後に、また岩戸の里におきましては、今後の取り扱い、方向性というものを執行部と打ち合わせをやりたいと思っております。そしてまた、今定例会が始まる前の 1 2 月 3 日、木曜日ではありますが、継続調査といたしまして、我が常任委員会は、関係団体との懇談会を行っております。やはり我々が頭で考えるだけではなくて、各団体の方々から様々な直近の課題、そ

して現状、そういったものを聞いてきちんと委員会として対応をしていくという姿勢をもったところ
であります。その中でも、やはり各業界の中で様々な意見が出ましたけれども、直近の課題としまし
て、やはりT P P問題に危惧する各業界の団体の方々の意見があったものであります。

それでは、委員会C室で執行部より説明を求めながら審議を行いました結果を要約して報告いたし
ます。

議案第65号関連、平成27年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

経済部農政課におきましては、委員より、地域の営農法人として設立された「もやいネット真城」
の概要はどのようなものかという問いに対しまして、執行部より、当初、受益地を約100ヘクタ
ールとする矢護川水系の圃場整備事業は、平成21年度から事業推進を行ってきました。真木地区の受
益地は約22ヘクタールでしたが、今回の法人設立を契機に工区の見直しを行い、真木地区を1つの
工区とする約77ヘクタールで農地集積及び圃場整備を推進することとなっております。

真木地区は、高齢化が進展し、地域農業の担い手である認定農業者も1戸であることから、今後の
農業を地域全体で維持するため、真木・古城の農業者等が出資し、平成27年8月に株式会社「もや
いネット真城」が設立されました。

現時点での実績はございませんが、今後法人による作付けが開始される予定でありますと答弁があ
りました。

委員より、圃場整備事業については、真木地区、矢護川地区を一体的に推進してきた経過がある。
矢護川地区の事業推進は今後どのようにするのかとの問いに、執行部より、今後の事業推進につい
ては、3つの地区に区分し事業推進を図る予定であります。

真木地区については、「もやいネット真城」を中心に農地の集積及び圃場整備の推進を行う予定で
あります。矢護川地区の中でも比較的同意率の高い上中、御願所地区では集落営農組織を設立し、農
地の集積及び圃場整備の推進を行う予定であります。同意率の低い下中、片俣地区は、今後地元と協
議を行いながら推進を行うこととなりますと答弁がありました。

委員より、農地集積等の交付金を活用すれば圃場整備の負担金が0円となるのかとの問いに、執行
部より、農地中間管理機構を通じた農地集積に交付される機構集積協力金や、担い手への農地集積を
行った圃場整備事業地区に対する促進費を有効に活用できれば負担金なしで事業を行うことも可能で
ありますとの答弁がありました。

委員より、株式の発行はどのような形で行われているのか。所有面積等による株式の割り当てなの
かとの問いに対しまして、執行部より、設立時の出資者、株主ですが、は47名、現在51名となっ
ております。発行株式は1口1千円で50口までとなっております。発行株式総数は991株であり
ます。地域の方が多数参加いただけるよう株式は1口1千円となっており、個人の持ち分面積による
株式割り当てではありませんと答弁がありました。

委員より、株主に対する分配等を明確にすべきではないかとの問いに、執行部より、ネットワーク
大津株式会社と同様に、地域の農業・農地は地域で守ろうとの趣旨で設立された法人となっておりま
すので、運営についてもネットワーク大津を参考に賃借料やオペレーター料として地域に還元できる

ようにしたいとのことでありますと答弁がありました。

委員より、持ち株は所有面積に比例して保有し、法人の利益に応じて出資者に利益が還元される仕組みなどでなければ高齢者の方などはわかりにくいのではないかとの問いに、執行部より、国の水田農業施策は、地域営農組織を法人化し、農地集積を図り有効な経営を目指しております。このように法人を設立し、営農を行うことで農地集積や圃場整備の推進が図られ、交付金の支援も受けられます。また、高齢者でも理解いただけるよう地域での説明会や推進会議など町も一体となり取り組んでいるところでありますと答弁がありました。

意見としまして、真木・矢護川地区は、地域により同意率に差があり、事業推進は大変な点もあると思われるが、同一水系であるため3地区とも整備をお願いしたいと意見が出されました。

委員より、農業をやめた場合は、農地はどうなるのかとの問いに、執行部より、農地の売買や適正管理は農地法で規制させております。農地の取得は農業者でなければできません。また、農業をやめても所有者等は適正に管理することが義務付けられております。離農後も農地は残りますので、地域での営農法人などで維持管理ができるよう組織育成を行っているところでありますと答弁がありました。

経済部商工観光課関係におきましては、質疑はありませんでした。

経済部企業誘致課関係におきましては、委員より、先般協定調印した九国ベジフルは南部工業団地のどこに誘致したのかとの問いに、執行部より、南部工業団地の西側でありますと答弁がありました。

委員より、工場立地に当たり問題はないのかとの問いに、執行部より、以前に開発許可が出ているところであります。上水についてもすでに井戸がありますので、それを使用します。排水については、西原村にも説明を行っておりますと答弁がありました。

委員より、旅費について、来年1月に開催される東京での企業立地セミナーは地方税の特例のセミナーなのかとの問いに、執行部より、地方創生に向けた企業誘致の取り組みとして県が進めている本社機能移転に係るセミナーになります。税の優遇措置として、町は固定資産税が対象となっております。総合政策課と税務課と事務的に打ち合わせをしているところでありますと答弁がありました。

土木部下水道課関係におきましては、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第65号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第67号、平成27年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてであります。

委員より、事業費委託料の補正については、現段階で実施したほうが良いという理由について説明をいただきたいとの問いに、執行部より、機械攪拌、加熱施設の導入により、汚泥処理の能力が大幅に向上するもので、国庫補助金内示額の枠内において次年度以降計画の前倒しにより実施するものでありますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第67号においては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます、

経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第65号関連、第66号、そして議案第68号の3件であります。当委員会では、今回、特に現地調査は行わず、大会議室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第65号関連、平成27年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

住民福祉部福祉課関係では、委員より、今回、扶助費を補正するのは、それぞれの事業で実績が増えたからだと思うが、その内訳としては対象人数などが増えたからなのか。それとも、申請者や利用金額などが増えたからなのかという質問に対しまして、執行部より、ひとり親家庭等医療費助成事業については、受給資格者も増えておりますが、特に申請件数と助成金額が増加しております。障害児支援費事業については、今年度になり障害児通所支援サービス事業所が増加したことに伴い、利用者数が大きく伸びております。自立支援医療の育成医療については、入院や手術を伴う重症患者の申請が増加しております。障害者住宅改造助成事業については、新たに1件の追加申請があったためです。日常生活用具給付事業については、ストマ用具装具や高額な拡大読書器などの申請が増加しているためであります。それから、重度心身障害者医療費助成事業につきましては、申請者数、助成件数、助成金額ともに増加しておりますという答弁がございました。

委員より、対象者が増えたのは、人口が増えているからなのか。それとも、障害者の割合が増えてきているからなのかという質問に対しまして、執行部より、人口増に伴い、対象者が増えていることでもあります。今までサービスを利用したくても事業所やサービスがなかったものが、次第に障害者サービスが充実してきたことにより、利用人数も増えてきておりますという答弁がございました。

委員より、ひとり親家庭医療費助成事業について、中学3年生までは無料の子ども医療が該当になると思うが、どちらが優先になるのかという質問に対しまして、執行部より、こども医療費が優先されます。ひとり親家庭医療費については、子どもについては高校生が主な対象で、あと、ひとり親の父または母も対象となります。

委員より、子ども医療費は町単独の事業となるが、ひとり親家庭医療費については、半分は県の補助があるので、ひとり親家庭医療費を充て込んだほうが有利ではないかという質問に対しまして、執行部より、ひとり親家庭医療費助成は、病院の窓口で一旦支払ってもらったあとに還付する申請主義になります。子ども医療はそのまま無料となるもので、手続きの面での負担が異なります。現状は住民の負担がかからないほうで行っていますが、財源的な面での指摘も踏まえ、どちらがいいのかは検討してみます。使い勝手の面では、窓口支払いのない子ども医療費のほうが利用しやすいというところはありますという答弁がございました。

続きまして、住民福祉部健康保険課関係では、質疑ありませんでした。

教育部学校教育課関係では、委員より、日本語指導謝礼について、補正予算の概要では、対象児童

の内訳が中国4名、フィリピン3名とあるが、親に伴って年度途中から転入してきたのかと、執行部より、当初は6名の対象者を見込んでおりましたが、今年度、転入で対象者が増加したという状況です。

委員より、仕事で来ているのかという質問に対しまして、執行部より、保護者の仕事などの関係です。

委員より、例えば、授業の横に付くとか、具体的にどのような指導を行っているのかという質問に対しまして、執行部より、通常、授業が行われておりますが、その授業から抜けて、個別にマンツーマンで日本語指導を別室で行っておりますという答弁がございました。執行部より、日本語の理解力が低いため、授業を抜けての日本語指導となります。

委員より、通常授業のときに、日本語の指導を受けているということかという質問に対しまして、執行部より、外国をルーツにした子どもたちに日本語を指導するNPO法人に日本語の指導をお願いしております。授業の時間だったり、場合によっては放課後に日本語指導を実施したりすることもあります。時間単位で個別に指導をしております。普通の日常会話であれば、外国へ行けばある程度の生活ができるような言葉はしゃべれるようになりますが、算数の式などの授業に関する言語というのは、きちんと教えないと理解できませんし、小学生・中学生の時期には基本的なことを教えておく必要があります。日常会話はできるが作文ができないなど、日本語教育の重要性が問われております。指導を受けている子どもたち、それぞれレベルがあり、県外から転入してきた子どもや、親の仕事の関係で中国から来た子どももいますが、それぞれ日本語のレベルが違うため、個別に指導を行っておりますという答弁がございました。

委員より、増級の備品が計上してあるが、教室そのものの確保はどうなっているのか。それから、具体的には美咲野小学校が足りてないのではないかと心配をしていると、具体的にどういふ対応をするのかという質問に対しまして、執行部より、クラスが増える場合、余裕教室がある場合はそれを利用いたします。美咲野小学校は、特別支援学級が増える見込みで、今回は工作室に備品等を置いて対応を行いたいと考えておりますという答弁がございました。

それから、学校教育課給食センター関係では、質疑はございませんでした。

それから、教育部生涯学習課関係では、委員より、全国大会出場激励金が当初予算より増額になっているが、これからも新しく出場するチームがあるのかという質問に対しまして、執行部より、今後6団体及び個人を予定しております。全国高校サッカー選手権大会、それから冬季国体等ですという答えがありました。

教育部子育て支援課関係では、委員より、過年度保育緊急確保事業費補助金返還金の説明の中で、減額分が保育士の処遇改善の部分と説明されたが、施設型給付費負担金の中では処遇改善のための財源は増えているが、実績として減額となっているのは使われていないということで、処遇改善が進んでいるというのを確認できる方法はあるのかという質問に対しまして、執行部より、昨年度まで保育士等処遇改善臨時特例事業として補助金で支出しており、実績報告書を提出していただいているところです。多くの保育園では、一時金、ボーナスとして支給を行い、処遇改善が進んでいますが、全部の園

が手当てに反映されているという状況ではありません。

委員より、処遇改善されたとしても、返還金があるというのは残ったということではないかという質問に対しまして、執行部より、返還金につきましては、当初町が見込みで補助金を申請しており、その見込みと実績の差額による返還であり、処遇改善がされていないということではありませんという答弁ございました。

委員より、昨年までは補助金として実績報告があったが、今後は負担金として実績報告を求めないと思うが、そこには今後も処遇改善が継続されるということが担保されているのかという質問に対しまして、執行部より、処遇改善については、毎年度、県が監査を行っており、保育士等の手当関係の処遇改善が働いているかどうか監査を行っています。これまで何度か議員より質疑を受けておりますが、断続的に補助金がもらえるということであれば、民間も思い切って給与に反映することができると思いますが、補助金も最初は満額であっても徐々に減額される傾向にあるのでどうなるかわからない。ゆくゆくは運営費の中に位置付けられると町は期待をしていると答弁したと思います。今回、消費税のアップに伴い、保育士不足の改善がされております。国の通知を見てみると、保育士の年齢によって異なりますが、大体平均で4%の改善が運営費に含まれておりましたという答弁がございました。

委員より、風の子保育園の定員120人に対し、4月1日に90人の入所で開所した背景と、来年度の入所見込みについてお尋ねしたいと。執行部より、風の子保育園は、今年4月に開所しました。当初は120人の受け入れでスタートすると考えておりましたが、90人でスタートしたのは、保育士不足により募集を行いました。新設保育所ということで3歳児以上の申し込みが少なく、0から1歳児の低年齢児を多く受け入れたため、基準を満たす数の保育士の確保が難しかったということと、また、新人保育士が多いということもあり、当初から120人を受け入れるのは厳しいという状況でございました。しかし、5月以降は毎月受け入れをお願いし、12月1日現在では、123人の入所状況となっております。来年度以降は、他の園と同じように120人以上の受け入れをお願いしたいと考えているところですよという答弁がございました。

委員より、保育園は待機児童が増えているのに対し、幼稚園は定員に達していない。今後の方針はあるのかという問いに対しまして、執行部より、幼稚園につきましては、陣内幼稚園は昨年度に増築等も行い、定員を増やしましたが、現在、定員に達していないというのが現状です。原因の一つとして、新制度に伴う保育料の改定により、来年度以降、段階的に増額するということが希望が少なかったことも要因の一つだと考えています。今後の展望につきましては、公立幼稚園の役割と意義を十分に考えた上で進めていきたいと思っております。国は、新制度を進め、幼稚園を認定こども園に移行させたいと考えております。現在、町内の私立幼稚園は、白川幼稚園と大津音楽幼稚園の2園があり、町外からの入所児童が約3割前後いますが、この町外からの入所児童の住む地域等に、新制度に移行した幼稚園が開園した場合、町外の入所児童の保護者は、町外の近くの幼稚園を希望すると考えられます。また、陣内幼稚園を増築した主な理由は、リズム室が狭く発表会等のイベントに支障があったこと、また、定員を増員する以前に、転入時の入園をお断りしたこともありましたので、特に5歳児

については、町の私立幼稚園等に空きがない場合、必ず幼稚園から小学校へつなぐという育ちの連続を保障する意味の待機児童対策として、定員の増員を行ったところでございます。

委員より、多子世帯の上限については何歳までをカウントするのかという質問に対しまして、執行部より、幼稚園と保育園ではカウントの方法が違います。幼稚園については、3歳から小学校3年生までをカウントし、保育園の場合は、ゼロ歳から小学校1年生の前までとし、小学1年生はカウントしないとなっておりますが、カウントの期間としては6年間と、保育園、幼稚園とも同じですという答弁がございました。

委員より、まだ待機児童はいるのかという質問に対しまして、執行部より、待機児童をなくすために、毎月少しずつ入所をお願いしているところですが、12月1日現在、45人です。そのうち18人が仕事を探しているほうの求職中であり、従来のカウントであれば、待機児童は27人となります。新制度への移行により、仕事を探しているほうの求職中の方も待機児童としてカウントするようになっております。

委員より、幼稚園の入園が少ないという一番の原因は何なのかという質問に対しまして、いろいろな考え方がありますが、国は幼保一元化を目指そうとしております。私立、公立の保育園は同じ保育料です。今後は、保育園と幼稚園の公平性を図ろうとしております。比べてみると、保育園と幼稚園は、保育時間が違い、その時間で保育料の差をつけております。幼稚園も公立と私立で公平性を保つということで、最後は一元化したいということですが、なかなか難しいところです。一番の問題は、保育士と幼稚園教諭といった文科省と厚生労働省の関係がありますので、それが一本化されるとスムーズな一元化が進むと思いますが、現在のところでは難しいところだということですという答弁がございました。

続きまして、子育て支援課大津保育園関係では、質疑はありませんでした。

それから、大津幼稚園、陣内幼稚園関係でも質疑はございませんでした。

採決の結果、議案第65号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第66号、平成27年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、これも質疑はございませんでした。

採決の結果、議案第66号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第68号、平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

委員より、今回のシステム改修の件ですが、例えば、国保連合会がシステムの全体を管理していて、各市町村へ負担を示すのか。あるいは、それぞれの市町村の独自システムを改修するものなのかという質問に対しまして、執行部より、それぞれの市町村の独自のシステムを改修するものです。町の委託先であるRKKは、県下でも多くの市町村を対応しておりますので、単独で行われているところと比べると安価な金額で計上されると思いますと。

委員より、ハードやソフトの費用だけでなく、SE（システムエンジニア）の費用だけとなるのかという質問に対しまして、執行部より、システムの設計とプログラム設計、システムのテスト、シス

テムのセットアップの費用となります。1人当たり1日6万円ですという答弁がございました。

採決の結果、議案第68号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上でございます。

それから、最後に、当委員会は、閉会中の継続審査といたしまして去る11月20日に委員会を開催し、町内クラブチームの体罰報道を受けて、所管委員会としての取り組みの検討を行いました。委員からは様々な意見が出されましたが、今後、町執行部側から提案される再発防止策を踏まえ、必要に応じて検討していくことを確認いたしました。

以上、継続調査の報告も申し添えましたが、議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます。文教厚生常任委員会の報告を終わります。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第60号、61号、62号、63号、64号、65号関連の6件であります。

これより、議案第63号を除く5件について、その審議経過の概要と結果について、主なものを要約してご報告申し上げます。

当委員会は、12月7日、午前中、関係する現地調査を行いました。内牧地区の防災倉庫予定地、また、駅前楽善線室地区の不動産売払い予定地、また、室地区の財産貸付予定の福祉施設予定地、それから、同じく不動産売払い予定地の杉水の予定地、それから、損害賠償の額を定めるということで、運送会社の被害に遭った建物について現地調査を行ったところです。7日、午後から委員会A室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。

まず、議案第60号、大津町電源立地地域対策交付金事業基金条例の制定についてであります。

内牧地区に電源立地地域対策交付金を積み立てて防災倉庫を建設する計画に関するものであります。委員より、防災倉庫を建てたら、2年後は条例は廃止をするのかとの質疑に、執行部より、複数年積み立てて事業をする予定であり、これからもそういう場合が想定されるので、今回は、この基金条例は廃止はしないで残す予定であるとの答弁でした。

委員より、岩戸溪谷のトイレ整備のときは、条例はどうしたかとの質疑に、前回、岩戸溪谷整備のときは、事業終了後、条例は廃止をいたしましたとの答弁でした。

委員より、基金条例を作らないと予算執行できないのかとの質疑に、執行部より、本交付金は繰り越しができないために、基金条例に基づき積み立てるものとの答弁でした。

委員より、予定地の場所が狭く、駐車場もないため、ほかの場所がよいのではないかと。そういう質疑に対し、執行部より、地元の方たちが選定した場所ですので、引き続き地元と話し合いをしながら、来年度、設計の際に再調査並びに地元協議を行いたいと思いますとの答弁でありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第60号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第61号、大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。

委員より、第4条第2項中、「情報ネットワークを使用して、他の個人番号利用事務実施者から該当特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない」というのはどういうことかとの質疑に、執行部より、法定事務において、他市町村等から情報ネットワークを通じて提供を受けた場合を想定して規定をしているとの答弁でした。

委員より、これまでも庁舎内の事務において、町長部局と教育委員会の間で情報のやり取りをしていたと思うが、今後については、個人番号でのやり取りを行うのかとの質疑に、執行部より、今後は個人番号を利用し、情報連携することで、税情報などを迅速かつ正確に確認することができるようになり、よりスムーズな事務処理が可能になるとの答弁でした。

委員より、マイナンバーの問い合わせの状況について質疑があり、執行部より、通知カードの受け取りや、カードの申請方法が主なもので、住民課が対応し、原則、本人受け取りとなっているとの答弁でした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第61号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号、大津町税条例等の一部を改正する条例について、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第62号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号、損害賠償の額を定め、和解することについてであります。

この件は、運送会社の事務所の建物に町有地の立ち木が倒れて損害賠償が発生し、また、町の損害保険で対応するという案件であります。

委員より、立ち木が写真で覆いかぶさっているが、写真は木が倒れる前の写真かとの質疑に、気が倒れた直後の写真です。倒れる前は木はまっすぐ立っていましたとの答弁でした。

委員より、ほかにこういった迷惑をかけている事例はないのかとの質疑に、執行部より、ほかにあってはいけませんので、庁内各課に通達を出して、各課で管理している土地・建物・竹木などに不備がないか点検をお願いしているところでの答弁でした。

議案集の中で、事故の概要等について説明してあるが、あらかじめ一般的な台風被害は賠償の対象にならないが、今回は、木の中が空洞になっていから町のほうに責任があると認められ、損害保険を支給されることになった。このように書いておくなど、概要と経過の説明は配慮すべきではないかとの意見がございました。

委員より、これまでもこういった損害賠償はあったのかとの質疑に、執行部より、台風による損害はありませんが、里道の木が倒れて、通行中の車を潰してしまい、賠償したことがあるとの答弁でありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第64号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号関連、平成27年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

議会事務局には、質疑はありませんでした。

総務部総務課関係で、室地区の特別養護老人ホームなどの福祉施設予定地の土地を社会福祉法人の光進会に貸し付ける案件であります。公有財産貸付の5年間の貸付金額の算定はどのようにして行ったのかとの質疑に、執行部より、普通財産の貸付事例として、杉水処分場跡地の平米当たり404円を参考に算定を行い、総面積8千432.99平米に404円をかけて年間340万6千800円で5年間の賃借料が総額1千703万4千円になり、元々地域改善対策事業でつくっていた建物があったので、建物を賃貸借の相手方に解体してもらおうということで、建物の解体費用1千550万円を賃貸借料から相殺して計算しています。1千703万4千円から1千550万円を差し引いて、残り153万4千円が6年間の賃借料となります。本年度は10月から来年の3月までの6カ月分、15万3千400円を計上していますとの答弁でした。

委員より、ほかの普通財産貸付も同じような算出方法かとの質疑に、近隣の賃貸借金額を参考にしますが、事例として駐車場として貸している土地があるが、その場合は1台3千円で計算したり、利用形態で決めている場合もあるとの答弁でした。

委員より、賃貸借期間はなぜ5年間なのかとの質疑に、執行部より、建物を建てる計画がありますので、1年間とかではなくて、5年間で契約し、単価の見直しなどをするのが適当であるということで5年間にしているとの答弁でした。

委員より、賃貸借料を決める場合、不動産鑑定を行って、もっと緻密な計算が必要ではないかとの質疑があり、建物解体費の1千550万円を相殺しているが、解体費用は予算措置するものではないか。別件の土地の売買は解体費を相殺するのはいたしかたないが、賃料で相殺することについて説明を求める。老人施設の公募をして期限があるからそのようにしたのか疑問があるが、それについてはどうかとの質疑があり、執行部より、もともとこの土地は売却をするということで話が進んでいました。福祉課で公募を行い、公募の条件の中で土地はきちんと確保しなさいということで、土地については、町が売却または賃貸するという申請をされている。10月に審査が行われましたが、本年度の事業ということで3月末までに施設の整備を行うということが公募の条件となっておりました。土地の売却になりますと、不動産鑑定をしたり、諸々の手続きで2カ月ぐらい必要になり、最終的に議会の議決が必要ですので、12月議会で議決をお願いするという予定でした。そのような中で、町が公募して3月末に施設を整備するという条件に応募しているので、早急に施設整備を行いたい、売買では施設の整備が間に合わないということから、同じ行政組織内で調整できないかということで、当初、売買か賃借という話もしていましたので、今回は、賃借で施設整備を早急に行いたいと光進会から申し入れがあり、賃貸借で行ったものです。賃借料につきましては、不動産鑑定をして算出することも考えられますが、期間が短かったため、今回は近隣の貸付事例を参考に算定しましたとの答弁。

続いて、5年間の賃貸借期間の見直し時期に、金額が妥当かどうか再度計算をしたいと思います。なお、社会福祉法人から将来的には土地を購入したいという話も聞いていますので、5年以内に購入という話が出てくる可能性もありますとの答弁でした。

委員より、公募条件にあわせるために建物については事業者に解体させるほうが早いだろうという

ことか。賃貸借料の単価について、杉水処分場跡地と同じというのは乱暴すぎるのではないか。根拠を示してもらいたいとの質疑に、執行部より、今回の賃貸借料を決めるにあたり、同じ社会福祉法人であります、借地の事例があり、事例として平米302円というのがありました。杉水処分場の借地料404円のほうが若干高いということで、杉水処分場の借地料を採用したところ。当初は、固定資産の評価額相当額ではどうかという話もありました。あの辺りは平米当たり196円から210円の金額でしたが、借地料は固定資産税相当額では安すぎるのではないか、杉水処分場は404円で貸し付けているので参考にしたところ。今後、不動産鑑定をいれて、貸付単価を設定し、安すぎるのであれば見直しを行いたいとの答弁でした。

委員より、見直しとなると5年後しかできない。もう少し早く2、3年の賃貸借期間ではできないのかとの質疑に、執行部より、正式に不動産鑑定を入れなければ金額はわかりませんが、税務課の評価額から計算しますと、年間340万6千800円で、20年間の賃貸借料は約7千万円となりますので、そうかけ離れた金額ではないと考えているとの答弁でした。

委員より、不動産鑑定を入れて、明らかに安すぎるということであれば契約の変更をすることは可能かとの質疑に、執行部より、契約には金額の改定について双方協議して見直すという条項があるので、甲乙協議にはなりますが、安すぎるということであればきちんと対応したいと思います。

委員より、賃貸借契約を結んであるということであれば、不動産鑑定を入れて、貸付料が妥当であるということ報告してもらわないと我々も納得できない。いつまではっきりできるのかとの質疑に、執行部より、3月議会には不動産鑑定を行い、報告するようにしたいとの答弁がありました。

続いて、不動産売却収入の件であります、室地区の駅前楽善線交差点で、元理容店があったところの交差点の角の土地であります。

委員より、不動産売却収入の駅前の物件について、県道側に歩道のスペースがなかったが、今からでも1メートルぐらいの歩道はできないかとの質疑に対し、執行部より、都市計画課から道路残地として普通財産に移管され公売を行った結果、購入者に所有権が移っているので、今からは難しいとの答弁でありました。

総務部総合政策課、同じく税務課については、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第65号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。当委員会に付託されました議案第63号を除く案件につきましては以上です。

議員各位のご賛同をお願いを申し上げまして、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

しばらく休憩いたします。11時から再開いたします。

午前10時53分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第60号、大津町電源立地地域対策交付金事業基金条例の制定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、大津町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、損害賠償の額を定め、和解することについてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、平成27年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第65号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、平成27年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、平成27年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 総務常任委員会の審査報告について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3、議案第63号における総務常任委員会の審査報告についてを議題といたします。なお、本案につきましては、坂本典光君が、地方自治法第117条の除斥対象となりますので、退場を求めます。

（坂本典光君退場）

○議長（大塚龍一郎君） これから、総務常任委員会における審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に付託されました、議案第63号について、委員会での審議の経過と概要、結果について、主なものを要約してご報告申し上げます。

議案第63号、公有財産の処分についてであります。

委員より、契約の相手方は、いつ頃事業を開始する予定なのかとの質疑に、執行部より、建設関係について、いつ頃建てて行うというのは、総務課では聞いておりません。介護保険事業計画により、

現在実施されている中で、場所を変えてやっていくと聞いておりますので、期間的にはそんなにかからないのではないかと考えておりますとの答弁でした。

委員より、入札の条件を町内の社会福祉法人に限定して公募を行ったところ、応募が1社だったとのことだが、ほかに方法はなかったのかの質疑に対し、執行部より、町民の福祉の向上という観点から、高齢化が進んでいることもあって、要介護や要支援になる前に対応ができる福祉施設があれば町としてもありがたいということもあり、町内の社会福祉法人に募集をかけて入札を行ったところでの答弁でした。

委員より、将来住宅としてつくる予定はなかったのか。高齢者向けの施設をつくるなど、計画はどうなっていたのかの質疑に対し、執行部より、事業計画についてどのようにやっていたのかについては、主管課から説明をさせていただきたい。用地関係については、町営住宅の建て替えの中で、引き続き町営住宅建設の話もあったようだが、入居者は高齢者も多く、新しい町営住宅となると家賃も高くなるため、入居者の意見としては、別に新しい町営住宅は必要ないという結果を受けて、新しい町営住宅の整備は行わなかったという話は聞いているとの答弁でした。

委員より、施設の名称はどういう形になるのかとの質疑に、執行部より、施設のほうで名称は付けられるので、今の段階ではわかりませんとの答弁でした。

委員より、公募期間が1カ月しかなかったということだが、最低3カ月ぐらいあってもおかしくないと思うが、何か特別な事情があったのかとの質疑に対し、執行部より、町の財務規則では、一般競争入札につきまして、入札期日前日から起算して少なくとも10日前と記載されており、調整をした結果、1カ月は必要だろうと判断し、公募期間を1カ月と設定したところでの答弁でした。

委員より、本来、特約は参加資格には関係ないように思うが、最初から特約を要件にするのであれば、入札参加資格の中にうたうべきではないのかとの質疑に、執行部より、入札参加資格には6つの条件を示し、土地を取得したあとの施設の計画の手法等については、資格とするよりも、特約に基づいた事業計画でやっていただきたいと分けて行ったところでの答弁でした。

委員より、特約の強制力はどこまであるのかとの質疑に、執行部より、まず、入札の告示を行っており、告示の中で募集をするときの条件として特約をうたっております。また、契約書の中でもうたっておりますとの答弁で、委員より、この特約に違約をした場合はどうなるのかとの質疑に、執行部より、万が一、違約があった場合は、裁判等の手続きをとりたいと思いますとの答弁でした。

委員より、どのくらいの規模で事業を行うのかとの質疑に対し、執行部より、事業の規模につきましては、書類を見ておりませんのでわかりません。今やっている事業が手狭になってきたとのことですので、新しい施設をつくり、それをこちらに移すということでした。そのほかにプラスαで新しい事業をされるかもしれませんが、現状はそういう形で認識しておりますとの答弁でした。

委員より、施設から町に対して、こういう施設をつくりたいから斡旋してほしいなどの事前の交渉や投げかけはなかったのかとの質疑に、執行部より、具体的に場所などは聞いておりませんが、現在のところでは狭すぎるからということで町有地をという話はあったと聞いておりますとの答弁でした。

委員より、用地の売却の坪単価の金額設定はどうやって決めたのかとの質疑に、執行部より、不動

産鑑定士に鑑定を依頼し、鑑定額に基づく価格となりますとの答弁でした。

委員より、契約書に特約をうたうとのことだが、その雛形には載っているのかとの質疑に、執行部より、仮契約書に記載しております。議会の議決後は仮契約書が本契約書となりますとの答弁でありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第63号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました議案第63号については以上であります。

議員各位のご賛同をお願いして、総務常務委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、総務常任委員長の審査報告は終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第63号対しまして、質疑を行います。

大体の流れみたいなのは今の委員長の報告で大体の把握はできたところであります。ただ、もう一歩進んで求めたかったのは、疑義に思う点ですけれども、6つの特約条件があるということだったということなんです。その事業計画というものがきちんとなされて、その条件に沿ったその事業展開をなされる。そのことによって、介護の予防にあたりとか、そういった形で大きな福祉につながるということまでは理解できました。そのあとのですね、実は、このもし違約した場合ということも言われましたけれども、この違約をするということを監視するシステムが必要ではないかなと思うんですよ。違約して、何かの違反をその契約違反をしていたとしても、それを見抜くことはどうやってするのかということ。ですから、大体犯罪とか、罪を犯す人というのはわからないようにするんですね。ですから、そういった条件があったとしても、町は調べもせんからいいやと言ってしまうはしないかなということ。ですから、例えば、そういった事業展開においての、その事業の成果や結果あたりの報告書の提出を求めるとか。また、年に数度となくそういったその会議を開いて事業の進捗状況あたりをその申し述べていただくとか、そういったシステムをもう一つ持つかないか、そういった違約というものの自体は見抜けないし、本当にそういった事業が展開されるのかというのが確実に判断ができない。要するに、監視システムが必要になるのではないかということ。そういったことの議論はなかったのか質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） 委員会の中でそこまで監視すべきではないかという意見はございませんでした。違約した場合はどうなるのかという中で、例えば、その土地をですね、転売するとかですね、そういう可能性があるのではないかということで違約した場合はどうするんだという質疑があって、先ほど申し上げましたような執行部の答弁があったわけです。そこまでです。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第63号、公有財産の処分についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

坂本典光君の入場を許します。

（坂本典光君入場）

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

日程第5 発議第8号 「複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書」の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（大塚龍一郎君） 日程第5、発議第8号、「複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第8号提出者豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） お疲れさまです。複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書につきまして、趣旨説明を行わせていただきます。

はじめに、その案文を拝読させていただきます。

現在、政府においては、消費税の軽減税率について「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める」との大綱のもと、その導入に向けて議論が進められています。

そもそも平成29年4月に予定されている消費税率の引き上げは、少子高齢化に伴い、現役世代

が減り、高齢者が増える中で、子ども・子育て支援、医療・介護、年金の各分野の充実及び社会保障の安定化に必要な財源を確保することを目的として実施され、引き上げによる増収分は全てそれら社会保障にあてることが決まっています。

消費税には景気の影響をあまり受けずに安定した税収が確保できる利点がある一方、所得に関係なく税率が適用されるため、低所得者の負担感が重くなる「逆進性」の問題があります。そこで、この増税による痛税感を和らげるとともに、消費税引き上げに対して幅広く国民の理解を得るためには、軽減税率の導入が不可欠です。

軽減税率とは、食料品や生活に欠かせない品目の消費税率を標準の税率より低く抑える「複数税率」とされる制度です。

欧州の多くの国では、すでに日本の消費税に相当する付加価値税で食料品などに軽減税率が導入をされています。

また、最近の世論調査でも、軽減税率の導入に賛成するとの回答が8割近くに上っており、国民の軽減税率の導入を求める願いが浮き彫りになっています。

そこで、政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

1、複数税率による軽減税率の導入については2017年4月の消費税率引き上げと同時に行うこと。

2、対象品目については、国民が受け入れやすく、痛税感を和らげる効果が高い食料品など対象を幅広くすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

熊本県菊池郡大津町議会議長、大塚龍一郎。

提出先は、内閣総理大臣をはじめ、記載のとおりです。

引き続き申し上げさせていただきます。

昨日、今日の熊日新聞においても大筋合意との報道をされていますが、まだ正式に合意をされたわけではありません。近いうちに合意をされるかもしれませんが、国民の8割が導入に賛成するこの軽減税率に対しまして、大津町議会としての正式な形で意見書を提出することは非常に大事なことでないかと思しますので、ぜひ議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。永田和彦君。

○13番（永田和彦君） ただいまの意見書に対して質疑を行います。

軽減税率ということで、食料品などの生活に欠かせない品目の消費税率を低く抑えるということでもありますけれども、この税制を論議するときに考えなくてはならないのは、もちろん我々は義務として税金を納めて、国はそれで成り立っている部分がありますから、国家としての形というものが重要になろうかと思えます。ということは、現在、この税率というものは、いろんな政党によって案が出されて議論されているところでもありますけれども、どの形が一番いいのか。あくまでもこの軽減税率というのは、現時点だけのものなのか。それとも、例えば、経済破綻するような国、そういったもの

が出てきて、日本の貿易収支がままならないという形で、非常に経済状況が日本も落ち込んできたということで、しかしながら、民生費あたりの増大、そういったものが増え続けてどうしても財源が足りないといったときには、またこの形も変わってしまうのではないかなと思う次第です。ですから、これは一時的に今現在を求めるものなのか。それとも恒久的にこういった形で軽減税率というものは、生活の安定を求めるために必要なんだよという形なのか。例えば、消費税率が今度10%という議論がありますけれど、これが極端に20になったとします。倍になったとします。そのときには、軽減税率適用も倍の計算でよろしいのでしょうか。問題は、そういったこれからの税制としての形というものをどう考えるかということです。国家の形をどういうふうに政界にアピールして、住みよい日本をつくるためにこういった軽減税率は恒久的にそのやっていくべきものなのか。そういったところの論議はですね、非常に重要と思っております。短期間か、それとも恒久的に求めるものなのか、質疑をいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 提出者豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 永田議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回、話し合われてます軽減税率が恒久的にずっと続くものなのかどうかというご質疑に対しましては、今与党の税制調査会というところで協議をされてますけども、実際それが合意をしましたときには、来年の1月に開会されます通常国会において、その国会で予算の審議とあわせて来年度の税制に対する審議も行われて、その中で決まっていくということになりますけれども、それがずっと続くものなのかというのは、毎年のそういう税制調査会とか、そういうところで決まっていくことになると思うんですけども、私が今軽減税率について思うことは、そういう低所得者の方に対するいろんな措置としましては、やっぱり長く続いていかないと一時的なものではないんじゃないかなというふうには感じているところです。ただ、ここでずっと続くかどうかというのは、私のほうからは言えませんので、そういう国のいろんな審議の中で決まっていくことじゃないかとは思いますが、よろしくお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書について質疑をいたします。

消費税率が10%に上がるというのはですね、ここの中に例えば、その8割近くの方が軽減税率の導入に賛成するというのと同じように、今後、さっき国の形という言葉も出ましたけれども、今後、高負担、高福祉という国に移っていくんだということが前提にあって、それについてはもう多くの国民が既に受け入れているというようなものであるかと思えます。そうした中でですね、今回のこの軽減税率、財源として考えられておりますのは、総合合算方式というものが1兆円のうちの4千億円弱ぐらいだったかな。そのくらいが総合合算方式制度の導入見送りというような形で担保されるものだというふうに議論されているところです。今世の中ではですね、ダブル介護の問題、それから結婚年齢が遅くなってきたことによる子育てと介護が同じ時期にぶつかってしまうという二重、三重のですね、保障が必要になってくる世代、人たちというのが非常に増えてきているわけですね。その中で、この総合合算方式というのは、そういう二重、三重の保障を必要とするための施策であるわけです。

これをもし取りやめたとした場合に、この軽減税率が低所得者に対する対応であるとすればですね、こちらの今度はそのダブル介護、二重、三重の保障を必要とする人たちに対する保障というものを削られてしまうということになればですね、そこ非常に私としては矛盾に感じるところであります。一旦、受け入れてしまった10%というものをあえていじってまで押した矛盾が、矛盾を含んだ税率の軽減税率というやり方をですね、受け入れる必要があるのか、取り入れる必要があるのかということについて、この矛盾点をどういうふうにか考えるかということについて質疑をしたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 提出者豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 佐藤議員のご質疑にお答えさせていただきます。

今言われました、社会保障をこの軽減税率を導入することによって削るといふような言い方をされましたけれども、またそれも含めて国会のほうで審議があるわけで、基本的には、社会保障に全て充てて、その軽減税率を導入することによって、何かを削るといふような考え方は、今のところ与党も持っていないと、私はそう思っています。そしてその財源は、今日の熊日新聞にも載ってございましたけれども、いろんなたばこ増税とか、そういうものを充てるとか、そういうこともまだ決まったわけではないですけども、そういう議論がなされるんじゃないかというふうに思っています。軽減税率は、やっぱり消費税が10%に上がった場合には、やっぱり低所得者の人に対する負担感を軽くするというものとやっぱり痛税感を和らげるというものではやっぱり必要な措置ではないかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、ただいま提案をされました、複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書案に対して、反対の立場から討論を行います。

まず、反対理由の第1点目は、この意見書（案）は、いわゆる消費税を10%に増税することを前提にして、食料品を8%に据え置くということですが、要するに、庶民にとっては消費税の減税にはなっていないんですね。一番の庶民の痛税、痛みを和らげるには、増税をしないことが一番の解決策だということ。それから、軽減税率の導入に8割の方が賛成をしておられるんですが、それは食料品が8%から10%に上がるのに賛成か、反対ですかといたら、ほとんどの人が賛成するのが当然のことです。100歩譲ってですね、複数税率をするのであれば、現在8%の食料品の税率を5%に下げる、あるいは3%に下げる。これであればですね、私も賛成にまわりたいところあります。しかしそうはなっていないということです。

それから、論評の中で、いわゆる現役世代が減って、高齢者が増えて、子どもさんの人数が減るから消費税が必要なんだという議論がよくされてまいります。以前からちょっと前までは16歳から64歳までの人口を分母にして、分子が高齢者の人数ということで、3人で1人高齢者を支えていたけど、これからは1人が肩車で、1人が1人を支えなくちゃいかんから消費税が必要だというのは、全

くの甘やかしだと言わなければなりません。どういうことかということ、日本の社会を支えているのは、労働者が働いている収入であり、また、高齢者の方が受け取る年金収入であり、また、企業が設けた利益であり、超富裕層ががっばがっば儲かったお金であり、そのことによって、自分自身も含めて全国民の1億2千万人を支えているのが本来の姿であります。この国の試算でもそうではありますが、現在、そうしたいわゆる16歳から64歳と言いますが、高校生や大学生は働いていません。まあバイトはしますけど。それから、私の知っている限りでは、70歳過ぎても引き続き働いておられます。ですから、今のいわゆる騎馬戦型が肩車型になるというのは、全く成り立たない理論であります。それに対して、じゃあ労働力、実際の労働者の人数はどうかということで、分母に働く人の人口、分子に1億2千万、現在の1億2千万であるとするならば、1.88人ですね、で、現在は全国民を支えている計算になるそうであります。これが2050年ですね、これから35年ぐらい先ですか、これを試算すると、1.88人が、支えている人の割合ですね、1.88人を支えているんだけど、35年後には2.05人支えなくちゃならないということで、要するに、ほとんど変わらないということです。大体支える人口がこれから減ってくるわけです。支える側の労働者は今1億総活躍ということで、女性の方もぜひ働きやすい環境をつくって、働きたい人は働いてもらうということで、労働者の人口を確保していけば現在と対して変わらないということになるわけでありまして。ところがですね、この支える側の、例えば労働者で言えば、派遣労働、非正規労働が急激に増えている中で、支える側の所得がどんどん減ってきていると。だから支えきれないというのが最大の問題じゃないんですかね。労働者派遣法が改悪をされて、若い人たちの約半分ぐらいは正職に就けない。幾つになっても給料が上がらない。そういう社会をつくっていったんでは、ますます支えることができなくなってしまう。

ところが一方で、新聞報道でもありましたが、資本金15億円以上の大企業が抱え込んでいる内部留保資金はいよいよ300兆円を突破したと。まさに笑いが止まらないと。その300兆円という金がですね、ほとんどが眠ってしまっている。使われていないという状況があります。ですから、今本当に庶民の暮らしを楽にするには、そうした支える側の人たちの賃金や給料を引き上げる社会を目指していかないといけないと思います。

さらにですね、もう1点、一番心配することは、5%から8%になって、安倍さんは働く人が増えたと言っておりますが、増えたのは、非正規労働者の人数が増えた。それから、3%消費税上げることによって、物価が上がり、労働者の実質賃金はマイナスが続いております。実際は上がっていないということになります。そして、今後は8から10%になると、もしこれを強行したらますます国内における物やサービスが売れなくなってしまう。大変な消費税不況に陥ってしまうことが非常に懸念をされます。現在、日本のGDPは約500兆円ありますが、その6割は個人消費と、6割ですから、300兆円になりますかね。大企業が貯め込んだ、ちょうど内部留保資金と同じであります。それから、労働者の賃金が下がり続ければ、労働者は社会保険料等を払うわけですね。あるいは、年金の掛け金も払うわけです。こうした社会保険の掛け金もどんどん減少をして、ますます社会保障を支えることができなくなってしまうと。私が一番心配しているのは、こうした消費税増税によって個人消費が冷え込み、安倍さんが言っておられる経済の好循環ではなく、これが逆転をして、経済の悪

循環に陥ってしまうと。そうなれば、まさに元の木阿弥と、景気がどんどん冷え込んでしまうということで、一番心配をしているところであります。そういう意味です、軽減税率であるならば、庶民の負担を本当に和らげるのであれば、消費税を5%、食料品ですね、5%とか3%に引き下げる。そういう意見書(案)にしてほしかったなと思っているところであります。以上です。

○議長(大塚龍一郎君) ほかに討論ありませんか。手嶋靖隆君。

○12番(手嶋靖隆君) 私は、軽減税率導入につきましては、賛成の立場で同意したいと思いますが、ご承知のとおり、もともと消費税というのは、社会保障制度をどうするかということからスタートしまして、現在に至っておるわけですが、その中で10%にする段階で、やはり今の低所得者をですね、どうするのかということでもあろうかと思えます。やはり全体の基本の中で、絶対必要なものがですね、食料でもございます。そういうことからしますと、全体が網羅された食税というのをですね、軽減することは、当然社会的な立場からは必要であるというふうにも感じております。特にこれができますとともに、見なし増税というものも付与してまいっております。低い事業者をどうするかということも出てきておると思えますが、今与党のほうで、自公で煮詰まっておりますし、今日報道があったとおりでございます。そういうことを考えますと、やはりここはですね、全体が本当それで助かるということであれば引き下げておくということはもう大事だろうということで同意いたしました。どうかよろしくご賛同方お願い申し上げたいと思えます。

○議長(大塚龍一郎君) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大塚龍一郎君) ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第8号、「複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書」の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。発議第8号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長(大塚龍一郎君) 起立多数です。したがって発議第8号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成27年第5回大津町議会定例会を閉会いたします。

午前11時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年12月11日

大津町議会議長 大塚 龍一郎

大津町議会議員 桐原 則雄

大津町議会議員 本田 省生